有価証券報告書の訂正報告書

（金融商品取引法第24条の２第１項に基づく報告書）

事業年度	自	平成27年４月１日
（第120期）	至	平成28年３月31日

富士フイルムホールディングス株式会社

(E00988)

第120期（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

有価証券報告書の訂正報告書

１　本書は金融商品取引法第24条の２第１項に基づく有価証券報告書の訂正報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の訂正報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

富士フイルムホールディングス株式会社

目　　次

頁

第120期 有価証券報告書の訂正報告書

【表紙】 …… 1

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】 …… 2

2 【訂正事項】 …… 2

3 【訂正箇所】 …… 3

第一部 【企業情報】 …… 4

第１ 【企業の概況】 …… 4

1 【主要な経営指標等の推移】 …… 4

2 【沿革】 …… 6

3 【事業の内容】 …… 7

4 【関係会社の状況】 …… 9

5 【従業員の状況】 …… 13

第２ 【事業の状況】 …… 14

1 【業績等の概要】 …… 14

2 【生産、受注及び販売の状況】 …… 18

3 【対処すべき課題】 …… 18

4 【事業等のリスク】 …… 20

5 【経営上の重要な契約等】 …… 22

6 【研究開発活動】 …… 23

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 26

第３ 【設備の状況】 …… 28

1 【設備投資等の概要】 …… 28

2 【主要な設備の状況】 …… 29

3 【設備の新設、除却等の計画】 …… 30

第４ 【提出会社の状況】 …… 31

1 【株式等の状況】 …… 31

2 【自己株式の取得等の状況】 …… 84

3 【配当政策】 …… 86

4 【株価の推移】 …… 86

5 【役員の状況】 …… 87

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 90

第５ 【経理の状況】 …… 103

1 【連結財務諸表等】 …… 104

2 【財務諸表等】 …… 166

第６ 【提出会社の株式事務の概要】 …… 178

第７ 【提出会社の参考情報】 …… 179

1 【提出会社の親会社等の情報】 …… 179

2 【その他の参考情報】 …… 179

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 181

監査報告書

平成28年３月連結会計年度 …… 183

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年７月31日
【事業年度】	第120期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)
【会社名】	富士フイルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　助　野　健　児
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営企画部　経理グループ長　　稲　永　滋　信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目７番３号
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営企画部　経理グループ長　　稲　永　滋　信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年３月期の決算にあたり、当社の連結子会社であるFuji Xerox New Zealand Limited（以下「FXNZ」といいます。）における平成28年３月期以前の機器のリースと消耗品・メンテナンスサービスを一体として契約し、毎月の利用量に応じた料金によって機器に係る代金も回収する形態のリース契約の一部において、受取債権の計上や回収可能性等に関わる会計処理の妥当性を確認する必要性（以下「本件問題」といいます。）が判明いたしました。本件問題に対して、当社は社内調査委員会を組織し、調査を進めてきました。調査を進める過程で、調査の更なる客観性及び信頼性を高めるため、平成29年４月20日に、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、本件問題の究明と類似する問題の存否及び事実関係の調査を委嘱し、同年６月10日付で調査報告書を受領しました。

当社は上記の第三者委員会の調査報告を踏まえ、平成23年３月期から平成28年３月期における連結財務諸表及び平成26年３月期から平成29年３月期の各四半期における四半期連結財務諸表を修正しました。

これらの決算修正により、当社が平成28年６月30日付で提出いたしました第120期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）に係る有価証券報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の２第１項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお訂正後の連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

２【訂正事項】

第一部　企業情報
　第１　企業の概況
　　１　主要な経営指標等の推移
　　４　関係会社の状況
　第２　事業の状況
　　１　業績等の概要
　　６　研究開発活動
　　７　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　第５　経理の状況
　　２　監査証明について
　　１　連結財務諸表等
　　(1) 連結財務諸表
　　①　連結貸借対照表
　　②　連結損益計算書
　　③　連結包括利益計算書
　　④　連結資本勘定計算書
　　⑤　連結キャッシュ・フロー計算書
　　連結財務諸表に対する注記
　　２　過去に発行した連結財務諸表の修正再表示
　　３　重要な連結会計方針の概要
　　５　リース債権
　　６　棚卸資産
　　７　関連会社等に対する投資
　　８　営業権及びその他の無形固定資産

11　法人税等
13　その他の包括利益(損失)
15　１株当たり当社株主帰属当期純利益
17　デリバティブ
18　公正価値の測定
19　金融債権の状況
21　セグメント情報
22　重要な後発事象

(2) その他

３【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第116期	第117期	第118期	第119期	第120期
決算年月		平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
売上高	(百万円)	2,180,996	2,199,540	2,418,095	2,463,387	2,460,383
税金等調整前当期純利益	(百万円)	85,849	112,883	144,740	188,966	182,242
当社株主帰属当期純利益	(百万円)	42,762	50,847	71,558	110,940	116,402
当社株主帰属当期包括利益	(百万円)	13,581	160,126	163,720	232,615	△1,840
株主資本	(百万円)	1,708,937	1,850,723	1,990,986	2,195,539	2,014,826
純資産額	(百万円)	1,839,533	2,000,697	2,159,465	2,418,177	2,231,997
総資産額	(百万円)	2,734,328	3,035,901	3,191,847	3,501,950	3,311,970
１株当たり株主資本	(円)	3,547.68	3,840.79	4,130.91	4,552.91	4,472.45
１株当たり当社株主帰属当期純利益	(円)	88.77	105.55	148.49	230.14	250.03
潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益	(円)	85.94	101.81	148.10	229.44	249.20
株主資本比率	(%)	62.5	61.0	62.4	62.7	60.8
株主資本当社株主帰属当期純利益率	(%)	2.5	2.9	3.7	5.3	5.5
株価収益率	(倍)	21.9	17.4	18.7	18.6	17.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	137,309	202,099	296,589	267,778	223,479
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△188,051	△143,582	△129,535	△124,555	△157,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△24,404	128,287	△25,094	△45,593	△171,665
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	235,104	445,394	604,571	726,888	600,897
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	81,691 〔8,682〕	80,322 〔9,002〕	78,595 〔9,131〕	79,235 〔9,427〕	78,150 〔9,859〕

(注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益については、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書260「１株当たり利益」に基づき、「希薄化後１株当たり純利益」を記載しております。

4 〔 〕内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第116期	第117期	第118期	第119期	第120期
決算年月		平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
営業収益	(百万円)	27,584	17,224	28,910	37,867	54,588
経常利益	(百万円)	21,993	12,644	25,365	33,579	52,759
当期純利益	(百万円)	22,338	11,420	25,289	32,907	52,219
資本金	(百万円)	40,363	40,363	40,363	40,363	40,363
発行済株式総数	(千株)	514,626	514,626	514,626	514,626	514,626
純資産額	(百万円)	1,531,434	1,527,234	1,536,076	1,547,022	1,415,304
総資産額	(百万円)	1,698,195	1,851,148	1,961,751	2,015,977	1,878,158
１株当たり純資産額	(円)	3,172.77	3,161.67	3,178.69	3,199.45	3,132.32
１株当たり配当額 (内１株当たり中間配当額)	(円) (円)	35.00 (17.50)	40.00 (20.00)	50.00 (20.00)	60.00 (25.00)	65.00 (32.50)
１株当たり当期純利益	(円)	46.37	23.71	52.48	68.27	112.17
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	45.23	23.37	52.33	68.04	111.78
自己資本比率	(%)	90.0	82.3	78.1	76.5	75.1
自己資本利益率	(%)	1.5	0.7	1.7	2.1	3.7
株価収益率	(倍)	41.9	77.4	52.8	62.6	39.7
配当性向	(%)	75.5	168.7	95.3	87.9	57.9
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	144 〔6〕	149 〔5〕	125 〔3〕	120 〔2〕	112 〔2〕

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2 従業員数は、出向者等を除いた就業人員を記載しております。なお、〔 〕内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

２ 【沿革】

昭和９年１月	写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド㈱(現 ㈱ダイセル)の写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フイルム㈱を設立。
昭和９年２月	足柄工場(現 神奈川工場)建設(写真フィルム、印画紙等の写真感光材料の製造)。
昭和13年６月	小田原工場(現 神奈川工場)建設(写真感光材料の硝酸銀、色素等の高度化成品部門並びに光学硝子、写真機等の精密光学機器・材料部門の拡充)。
昭和19年３月	㈱榎本光学精機製作所を買収。(現 連結子会社 富士フイルム㈱へ統合)
昭和21年４月	天然色写真㈱を設立。(現 連結子会社 富士フイルムイメージングシステムズ㈱)
昭和37年２月	英国ランクゼロックス社との合弁により富士ゼロックス㈱を設立。(現 連結子会社)
昭和38年10月	富士宮工場建設(印画紙用バライタ及びバライタ原紙製造)。
昭和40年12月	Fuji Photo Film U.S.A., Inc.を米国ニューヨーク州に設立。 (現 連結子会社 FUJIFILM North America Corporation)
昭和41年６月	Fuji Photo Film (Europe) GmbH をドイツに設立。 (現 連結子会社 FUJIFILM Europe GmbH)
昭和48年９月	吉田南工場建設(オフセット印刷用材料(PS版)製造)。
昭和57年８月	Fuji Photo Film B.V.をオランダに設立。 (現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing Europe B.V.)
昭和63年７月	Fuji Photo Film, Inc.を米国サウスカロライナ州に設立。 (現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc.)
平成７年10月	FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co.,Ltd.を中国に設立。(現 連結子会社)
平成９年12月	Eurocolor Photofinishing GmbH & Co.KG をドイツで買収。 (現 連結子会社 FUJIFILM Imaging Germany GmbH & Co.KG)
平成13年３月	富士ゼロックス㈱の発行済株式総数の25%を追加取得し、連結子会社化。
平成15年４月	プロセス資材㈱の株式を追加取得し、連結子会社化。 (現 連結子会社 富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ㈱)
平成16年11月	米国Arch Chemicals, Inc.から同社Microelectronic Materials部門と同社所有の富士フイルムアーチ㈱の株式を追加取得し、連結子会社化。 (現 連結子会社 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ㈱)
平成17年２月	Sericolグループの英国持株会社Sericol Group Limitedを買収。 (現 連結子会社 FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited 他)
平成18年２月	Avecia Inkjet Limitedを買収。 (現 連結子会社 FUJIFILM Imaging Colorants Limited 他)
平成18年７月	Dimatix, Inc.を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM Dimatix, Inc.)
平成18年10月	全ての営業を富士フイルム㈱に承継する新設分割を行い、持株会社である富士フイルムホールディングス㈱に移行。
平成18年10月	㈱第一ラジオアイソトープ研究所を買収。 (現 連結子会社 富士フイルムＲＩファーマ㈱)
平成20年３月	富山化学工業㈱の株式を公開買付けにより取得し、連結子会社化。
平成23年３月	MSD Biologics (UK) Limited及びDiosynth RTP LLCを買収。 (現 連結子会社 FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited 他)
平成24年３月	SonoSite, Inc.を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM SonoSite, Inc.)
平成26年12月	㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの株式を新株予約権の行使により追加取得し、連結子会社化。
平成27年５月	Cellular Dynamics International, Inc.を買収。

３　【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。「第２　事業の状況」、「第３　設備の状況」においても同様であります。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージング　ソリューション、インフォメーション　ソリューション、ドキュメント　ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

各事業区分の主要製品並びに主要会社は次のとおりであります。またこの事業区分はセグメント情報における区分内容と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業区分及び主要製品	主要会社
イメージング　ソリューション カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等	富士フイルム㈱、富士フイルムオプティクス㈱ 富士フイルムイメージングシステムズ㈱ FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM do Brasil Ltda. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Europe GmbH、FUJIFILM UK Ltd. FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd.
インフォメーション　ソリューション メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等	富士フイルム㈱、富山化学工業㈱ 富士フイルムテクノプロダクツ㈱ 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ㈱ 富士フイルムオプトマテリアルズ㈱、富士フイルムメディカル㈱ 富士フイルムファインケミカルズ㈱、富士フイルム九州㈱ 富士フイルムビジネスサプライ㈱、富士フイルムＲＩファーマ㈱ 富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ㈱ FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc. FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc. FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. FUJIFILM Dimatix, Inc.、FUJIFILM SonoSite, Inc. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Recording Media GmbH FUJIFILM Europe GmbH、FUJIFILM UK Ltd. FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited FUJIFILM Imaging Colorants Limited FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd.
ドキュメント　ソリューション オフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、オフィスサービス、用紙、消耗品等	富士ゼロックス㈱、富士ゼロックス東京㈱ 富士ゼロックス大阪㈱、富士ゼロックスシステムサービス㈱ 富士ゼロックスアドバンストテクノロジー㈱ 富士ゼロックスマニュファクチュアリング㈱ Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd.、FX Global, Inc. Fuji Xerox of Shanghai Limited Fuji Xerox Singapore Pte Ltd Fuji Xerox Australia Pty. Limited Fuji Xerox Korea Co., Ltd. Fuji Xerox (Hong Kong) Limited、Fuji Xerox (China) Limited Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.、Fuji Xerox Taiwan Corporation

平成28年３月31日現在の子会社数は285社(うち連結子会社271社、持分法適用会社14社)、関連会社数は27社(全て持分法適用会社)であります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりになります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引他
（連結子会社） 富士フイルム㈱ ＊１	東京都港区	40,000	写真感光材料、産業用装置・材料等の製造及び販売	100.0	有	同社より資金を借り入れております。 オフィス管理費用を一部請求しております。
富士ゼロックス㈱ ＊１	東京都港区	20,000	複写機・オフィス関連機材等事務機器の製造及び販売	75.0	有	当社より資金を借り入れております。 オフィス管理費用を一部請求しております。
富山化学工業㈱ ＊１	東京都新宿区	10,000	医薬品等の製造及び販売	66.0	有	なし
富士フイルム ビジネスエキスパート㈱	東京都港区	50	総務、人事、購買、研究開発、及び経理等のシェアードサービス	100.0	有	総務関連の業務を一部委託しております。
富士フイルムオプティクス㈱	茨城県常陸大宮市	100	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム テクノプロダクツ㈱	神奈川県南足柄市	200	写真・医療診断・印刷用機器、金属・樹脂成型品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ㈱	東京都渋谷区	490	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスアドバンスト テクノロジー㈱	神奈川県横浜市	100	複写機・オフィス関連機材等事務機器用ハードウエア・ソフトウエアの開発	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスマニュファクチュアリング㈱	神奈川県海老名市	100	事務機器・プリンター製品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムオプト マテリアルズ㈱	神奈川県南足柄市	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム九州㈱	熊本県菊池郡	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム ファインケミカルズ㈱	神奈川県平塚市	158	写真用有機合成薬品、医薬品原薬・中間体等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムＲＩファーマ㈱	東京都中央区	490	放射性医薬品の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
㈱ジャパン・ティッシュ・ エンジニアリング ＊１，２	愛知県蒲郡市	11,519	再生医療製品、研究開発支援製品の製造及び販売	50.2 (50.2)	有	なし
富士フイルムメディカル㈱	東京都港区	1,200	医療診断用製品・サービスの販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム ビジネスサプライ㈱	東京都港区	60	感圧紙・感熱紙・一般紙・OA機材・産業用材料等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムグローバル グラフィックシステムズ㈱	東京都港区	800	印刷用材料・機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス情報システム㈱	神奈川県横浜市	100	ソフトウェアの開発及びソフトウェア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス システムサービス㈱	東京都千代田区	200	戸籍関連業務、各種複写サービス等の情報処理サービス	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス インターフィールド㈱	東京都品川区	50	用紙、事務機器及び消耗品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスサービスリンク㈱	東京都港区	100	印刷・複写・複合機管理等のドキュメント関連サービスの提供	80.0 (80.0)	無	なし
富士ゼロックス北海道㈱	北海道札幌市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス宮城㈱	宮城県仙台市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス新潟㈱	新潟県新潟市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス千葉㈱	千葉県千葉市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
富士ゼロックス埼玉㈱	埼玉県さいたま市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス神奈川㈱	神奈川県横浜市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区	120	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス多摩㈱	東京都立川市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス北陸㈱	石川県金沢市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス静岡㈱	静岡県静岡市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス愛知㈱	愛知県名古屋市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス西日本㈱	大阪府大阪市	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス京都㈱	京都府京都市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス大阪㈱	大阪府大阪市	90	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス兵庫㈱	兵庫県神戸市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス広島㈱	広島県広島市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス福岡㈱	福岡県福岡市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス プリンティングシステムズ販売㈱	東京都中野区	310	プリンター製品及び関連消耗品等の販売、修理及び保守	81.0 (81.0)	無	なし
富士フイルム イメージングシステムズ㈱	東京都品川区	100	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売、及び画像・情報サービスの提供	100.0 (100.0)	有	なし
㈱富士フイルム ヘルスケアラボラトリー	東京都港区	50	化粧品、機能性食品の販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム ロジスティックス㈱	神奈川県横浜市	79	物流管理・包装及び梱包	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム ＩＣＴソリューションズ㈱	東京都港区	50	情報システム開発・運用・維持・管理	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Holdings America Corporation	米国	千US$ 1,083	米州の製造・販売子会社の持株会社	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. ＊1	米国	千US$ 80,000	写真感光材料、オフセット印刷用CTPプレート等の製造	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Hunt Chemicals U.S.A., Inc.	米国	千US$ 0	写真感光材料、印刷用薬品等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc.	米国	千US$ 51	記録メディア製品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc.	米国	千US$ 0	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM North America Corporation	米国	千US$ 22,802	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料・機器等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Dimatix, Inc.	米国	千US$ 0	産業用インクジェットプリンター用ヘッドの研究、開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc.	米国	千US$ 30	医療診断用製品・サービスの開発及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM SonoSite, Inc.	米国	千US$ 141	超音波診断装置の研究、開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc.	米国	千US$ 1	バイオ医薬品の開発・製造受託	80.0 (80.0)	有	なし
Cellular Dynamics International, Inc.	米国	千US$ 2	創薬支援、細胞治療等向けのiPS細胞の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引他
FX Global, Inc.	米国	千US$ 76	富士ゼロックスの米国での市場及び投資先調査、研究開発受託等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Canada Inc. ＊1	カナダ	千CAN$ 86,283	写真感光材料、デジタルカメラ及び記録メディア等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM do Brasil Ltda. ＊1	ブラジル	千Real 86,299	写真感光材料等の加工及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media GmbH ＊1	ドイツ	千EURO 43,460	記録メディア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe GmbH ＊1	ドイツ	千EURO 52,150	欧州地域における販売戦略統括、及び写真感光材料等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Imaging Germany GmbH & Co.KG	ドイツ	千EURO 3,835	写真の現像・プリント及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe B.V.	オランダ	千EURO 225	欧州地域の持株会社及び写真感光材料の販売等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. ＊1	オランダ	千EURO 175,000	写真感光材料、オフセット印刷用CTPプレート等の製造	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM UK LIMITED ＊1	英国	千STG£ 25,000	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited ＊1	英国	千STG£ 20,621	印刷用インク・機材の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Imaging Colorants Limited ＊1	英国	千STG£ 72,655	インク染料・顔料等の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited	英国	千STG£ 25,703	バイオ医薬品の開発・製造受託	80.0 (80.0)	有	なし
FUJIFILM France S.A.S.	フランス	千EURO 31,663	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品及び印刷用材料・機器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Belgium NV	ベルギー	千EURO 16,933	写真感光材料、印刷用薬品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Electronic Materials (Europe) NV	ベルギー	千EURO 17,167	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Italia S.P.A.	イタリア	千EURO 2,580	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Middle East FZE	UAE	千AED 1,000	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM India Private Limited	インド	千INR 625,856	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
PT. FUJIFILM INDONESIA	インドネシア	百万IDR 419,141	デジタルカメラ、写真感光材料、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. ＊1	シンガポール	千SIN$ 154,986	富士フイルムのアジア・オセアニア地域における販売戦略統括、及び写真感光材料、印刷用薬品等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd. ＊1	シンガポール	千SIN$ 638,946 及び 百万円 3,102	富士ゼロックスのアジア・オセアニア地域における事業統括、及び事務機器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Singapore Pte Ltd	シンガポール	千SIN$ 28,800	事務機器の販売及びリース	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (Thailand) Ltd.	タイ	千BAHT 321,000	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千BAHT 150,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
FUJIFILM (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千MYR 21,500	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Hai Phong Co., Ltd.	ベトナム	千US$ 36,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Australia Pty Ltd	オーストラリア	千A$ 800	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox BusinessForce Pty.Limited	オーストラリア	千A$ 1,000	富士ゼロックスのオーストラリアにおける販売会社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Australia Pty. Limited ＊1	オーストラリア	千A$ 52,500	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Upstream Print Solutions Holdings Pty Ltd ＊1	オーストラリア	千A$ 179,984	富士ゼロックスのオーストラリアにおける販売会社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox New Zealand Limited ＊4	ニュージーランド	千NZ$ 31,400	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. ＊1	中国	千人民元 1,742,985	富士フイルムの中国における持株会社、及び写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd. ＊1	中国	千人民元 742,368	写真感光材料、デジタル機器等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Electronic Materials Taiwan Co., Ltd.	中国	千TW$ 100,000	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM PRINTING PLATE CO., LTD.	中国	千人民元 209,671	オフセット印刷用CTPプレートの製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd. ＊1	中国	千人民元 322,784	オフセット印刷用CTPプレートの製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Hong Kong Limited	中国	千HK$ 36,000	部材・商品の購入及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Opt-Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.	中国	千人民元 82,208	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Opt-Electronics (Tianjin) Co., Ltd. ＊1	中国	千人民元 346,361	光学デバイス等の製造及び販売	97.9 (97.9)	無	なし
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.	中国	千US$ 38,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (China) Limited	中国	千US$ 39,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Leasing (China) Co., Ltd.	中国	千US$ 20,000	事務機器のリース	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Hong Kong) Limited	中国	千HK$ 65,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox of Shanghai Limited	中国	千US$ 38,000	事務機器の製造及び販売	80.0 (80.0)	無	なし
Fuji Xerox Industry Development (China) Co., Ltd.	中国	千US$ 8,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Taiwan Corporation ＊1	中国	百万NT$ 1,267	事務機器の販売	99.8 (99.8)	無	なし
Fuji Xerox Far East Limited	中国	千US$ 1,000	事務機器用部品の調達	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Korea Co., Ltd.	韓国	百万WON 14,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
その他169社	—	—	—	—	—	—
(関連会社) ㈱サンリッツ	富山県下新川郡	1,442	偏光板等の開発、製造及び販売	36.0 (36.0)	無	なし
協和キリン富士フイルムバイオロジクス㈱ ＊3	東京都千代田区	100	バイオシミラー医薬品の開発、製造及び販売	50.0 (50.0)	有	なし
その他25社	—	—	—	—	—	—

（注）　1　「親会社」「その他の関係会社」に該当する部分はありません。
　　2　＊１特定子会社に該当いたします。
　　3　＊２有価証券報告書を提出しております。
　　4　議決権に対する所有割合欄の（　　）内数字は間接所有割合（内数）であります。
　　5　富士ゼロックス㈱については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10％を超えております。主要な損益情報等は次のとおりであります。

	主要な損益情報等（百万円）				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
富士ゼロックス㈱	768,190	46,615	44,161	352,960	708,784

　　6　＊３債務超過会社であり、債務超過の金額は平成28年３月末時点で36,449百万円であります。
　　7　関係内容については期末日現在の状況を記載しております。
　　8　＊４債務超過会社であり、債務超過の金額は平成28年３月末時点で16,285百万円であります。
　　9　連結子会社その他169社に含まれるFuji Xerox Finance Ltd.は、債務超過会社であり、債務超過の金額は平成28年３月末時点で10,659百万円であります。

5　【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
イメージング ソリューション	9,856　〔1,256〕
インフォメーション ソリューション	21,424　〔1,990〕
ドキュメント ソリューション	45,183　〔6,375〕
全社（共通）	1,687　〔238〕
合計	78,150　〔9,859〕

（注）　従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔　〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年３月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
112〔2〕	43.6	19.1	10,707,834

セグメントの名称	従業員数（名）
全社（共通）	112　〔2〕
合計	112　〔2〕

（注）　1　従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔　〕内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
　　2　平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
　　3　当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であり、平均勤続年数には各当該会社での勤続年数を通算しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の世界経済は、アジア新興国等において弱さがみられたものの、全体として緩やかな回復基調が継続しました。米国の景気は、個人消費を中心に回復が続きました。欧州では、英国で景気の回復が続いたことに加え、ユーロ圏の景気も緩やかな回復が続きました。中国の景気は緩やかに減速、アジア全体でも弱い動きとなりました。日本の景気は、雇用・所得環境が改善する等、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループは中期経営計画「VISION2016」（平成26年度～平成28年度）を達成すべく、「ヘルスケア」「高機能材料」「ドキュメント」の３事業分野を成長ドライバーとし、拡販活動や新製品の市場投入により、売上、シェア及び利益の拡大を進めています。また、その他の事業においてもビジネス規模と市場での優位性を維持するとともに、あらゆる企業活動において生産性向上と効率化を進め、全事業における収益性向上に向けた取組みを加速しています。

当社グループの当連結会計年度における連結売上高は、フォトイメージング事業、メディカルシステム事業、産業機材事業、電子材料事業等で売上を伸ばしたものの、光学・電子映像事業やフラットパネルディスプレイ材料事業等の売上が減少し、前年度並みの2,460,383百万円（前年度比0.1%減）となりました。営業利益は、各事業における収益性の改善等により、180,626百万円（前年度比9.9%増）となりました。前連結会計年度に㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの連結子会社化による評価益21,224百万円を営業外収益に計上したため、税金等調整前当期純利益は前年度から減少し、182,242百万円（前年度比3.6%減）となりましたが、当社株主帰属当期純利益は、日本の税制改正に伴う法人税率引き下げ影響等により116,402百万円（前年度比4.9%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①イメージング ソリューション部門

フォトイメージング事業では、インスタントカメラ“チェキ”シリーズや多種多様なチェキ用フィルム等、撮影したその場で写真プリントが楽しめるインスタントフォトシステムの販売が欧米を中心に大きく伸長しました。平成28年３月には、大人気キャラクター「ハローキティ」デザインの新製品として、“チェキ”「instax mini ハローキティレッド」と、“チェキ”用絵柄フィルム「ハローキティ」を発売し、ラインアップを強化しました。また、多くの写真データから良い写真を自動でレイアウトし１冊のアルバムにする「Year Album」や複数の写真を１枚にまとめてプリントする「シャッフルプリント」等の付加価値プリントビジネスが拡大したこと等により、売上が増加しました。

光学・電子映像事業の電子映像分野では、コンパクトデジタルカメラのラインアップ縮小により売上は減少したものの、小型軽量ボディながら卓越した写真画質と快適な操作性を実現するミラーレスデジタルカメラ「FUJIFILM X-T10」、平成28年３月に販売を開始した「Xシリーズ」史上最高の画質と機動性を実現したフラッグシップモデル「FUJIFILM X-Pro2」等の高級機へのシフトが進んだことや、アジア地域での拡販が進んだことにより、「Xシリーズ」の販売が好調に推移しました。光学デバイス分野では、スマートフォン用カメラモジュールの売上が大幅に減少しました。他社に先駆けて発売した4Kカメラ対応の放送用ズームレンズは、画質面で高い評価を受けており、ワールドワイドでのシェア拡大を図ります。

本部門の連結売上高は、フォトイメージング事業で売上を伸ばしたものの、光学・電子映像事業の売上が減少し、352,922百万円（前年度比2.0%減）となりました。営業利益は、フォトイメージング事業の売上高の増加に伴う売上総利益の増加等により、32,013百万円（前年度比57.3%増）となりました。

②インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業では、医療ITシステム、内視鏡、超音波診断装置等の販売が好調に推移し、売上が増加しました。Ｘ線画像診断分野では、DR方式・カセッテ型デジタルＸ線画像診断装置「CALNEO（海外名称：D-EVO）」シリーズや、乳がん検査用デジタルＸ線撮影装置「AMULET」シリーズの販売が好調に推移しました。医療IT分野では、医療情報統合による診療支援のため、医用画像情報システム（PACS）を中心に診療分野での事業拡大を進めています。平成27年５月に米国医療ITシステムメーカー TeraMedica, Inc.を連結子会社化したことで、PACSの診断画像等病院内の診療情報を効率的に管理・保管する同社の統合アーカイブシステムを当社グループのシステムと組み合わせ、今まで以上に効率的で、診断に寄与するソリューションを提案していきます。内視鏡分野では、高解像度CMOSセンサー搭載のレーザー光源内視鏡システム「LASEREO」や新超音波内視鏡システム等の販売が好調に推移しました。超音波診断装置分野では、ハイエンド超音波画像診断装置「X-Porte」の販売が北米を中心に好調に推移しました。

医薬品事業では、バイオ医薬品受託製造が好調に推移したこと等により、売上が増加しました。研究開発においては、平成28年１月に抗がん剤「FF-21101」「FF-10502」の臨床第Ⅰ相試験を米国で開始する等、抗がん剤やアルツハイマー型認知症治療薬等のパイプラインの開発を着実に推進しています。

再生医療事業では、iPS細胞の開発・製造の世界的なリーディングカンパニーである米国Cellular Dynamics International, Inc.を平成27年５月に連結子会社化するとともに、平成27年10月に国内でiPS細胞ビジネスを展開するセルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン㈱を設立しました。当社の連結子会社である㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングとともに、シナジーを発揮し、製品開発の加速及び事業領域の拡大を進めていきます。

ライフサイエンス事業では、平成27年９月にリニューアルしたジェリー状美容液「アスタリフト ジェリー アクアリスタ」の販売が好調に推移し、売上が大幅に増加しました。また美白美容液「アスタリフト ホワイト エッセンスインフィルト」を平成28年３月にリニューアル発売しました。

フラットパネルディスプレイ材料事業では、液晶パネル市況減速による生産調整の影響等により売上が減少しました。液晶テレビ向けの販売を維持しつつ、中小型ハイエンド品向けの拡販を推し進めるとともに、タッチパネル及び液晶パネルディスプレイ用バックライト等に関連する新規分野への展開を積極的に行っていきます。

産業機材事業では、スマートフォン・タブレット・ノートPC等に搭載されるタッチパネル用センサーフィルム「エクスクリア」や太陽電池用バックシート等新規事業での販売が好調に推移したこと等により、売上が大幅に増加しました。

電子材料事業では、フォトレジスト及び現像液・処理剤等のフォトリソ周辺材料の先端製品の販売が好調に推移し、売上が増加しました。平成27年12月に連結子会社化した、半導体関連の製造プロセス等で使用する溶剤を高純度で製造できる米国溶剤製造販売会社 Ultra Pure Solutions, Inc.の幅広い製品ラインアップ、製造設備及び有力顧客基盤を活用することで、電子材料事業をさらに拡大していきます。

記録メディア事業では、「BaFe（バリウムフェライト）磁性体」等の独自技術を使用したデータストレージ用磁気テープの販売が好調に推移したものの、業務用ビデオテープの総需要減少の影響を受け、売上が減少しました。世界中で生成されるデータ総容量が急激に増大する中、今後も独自技術によるテープ高容量化で業界をリードするとともに、大容量データのバックアップ、アーカイブに使用される磁気テープメディア「LTO Ultrium規格」の第７世代に対応した「FUJIFILM LTO Ultrium7データカートリッジ」の拡販や、データアーカイブサービス「d:ternity（ディターニティ）」のさらなる展開等により、長期保存分野への一層の高付加価値製品とサービスの提供を進め、売上拡大を図ります。

グラフィックシステム事業では、刷版分野において中国を始めとする景気の減速及び価格競争激化の影響を受けたものの、デジタルプリンティング機器や産業用インクジェットヘッドの販売が好調に推移し、売上が増加しました。今後も、主力のCTPプレートにおいて省資源ソリューションの提案によって差別化を図っていくとともに、需要拡大が見込まれるデジタルプリンティング機器や産業用インクジェットヘッドのさらなる拡販により、事業ポートフォリオの転換を推進し、売上拡大を図ります。

本部門の連結売上高は、フラットパネルディスプレイ材料事業の売上が減少したものの、メディカルシステム事業や産業機材事業、電子材料事業等で売上を伸ばし、942,100百万円（前年度比0.6%増）となりました。営業利益は、売上高の増加に伴う売上総利益の増加や収益性改善等により、90,701百万円（前年度比3.9%増）となりました。

③ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業では、米国ゼロックス社向け輸出においては販売台数が減少したものの、国内大手コンビニエンスストアでの機械代替等によりカラー複合機の販売が好調に推移したことに加え、アジア・オセアニア地域においてモノクロ複合機の販売が好調に推移し、全体では販売台数が増加しました。

オフィスプリンター事業では、アジア・オセアニア地域におけるモノクロ機の販売が好調に推移したものの、全体では販売台数が減少しました。

プロダクションサービス事業では、カラー・オンデマンド・パブリッシング・システムの販売が中高速機から低速機まで好調に推移したことに加え、モノクロ・プロダクション・プリンターの販売も好調に推移し、販売台数が増加しました。

グローバルサービス事業では、オフィスのドキュメント出力環境を最適化するため、出力機器の管理・運用を請け負うマネージド・プリント・サービスビジネスが好調に推移し、国内及びアジア・オセアニア地域ともに売上が増加しました。

本部門の連結売上高は、アジア・オセアニア地域の売上は増加したものの、国内オフィスプリンターの需要減少の影響等により、1,165,361百万円（前年度比0.1%減）となりました。営業利益は、前連結会計年度と比較し米ドルが円安基調となったことによる売上原価アップに加え、アジアローカル通貨安による売上総利益のマイナス影響等があったものの、各事業における収益性の改善等により、87,954百万円（前年度比0.4%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、営業活動により223,479百万円増加したものの、財務活動により171,665百万円減少したこと、投資活動により157,320百万円減少したこと、為替変動による影響により、前連結会計年度末より125,991百万円減少し、当連結会計年度末におきまして600,897百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動により得られた資金は223,479百万円となり、前連結会計年度と比較して44,299百万円（16.5%）減少しておりますが、これは未払法人税等及びその他負債が減少したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動に使用した資金は157,320百万円となり、前連結会計年度と比較して32,765百万円（26.3%）増加しておりますが、これは事業買収を行ったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動に使用した資金は171,665百万円となり、前連結会計年度と比較して126,072百万円（276.5%）増加しておりますが、これは自己株式を取得したこと等によるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「１　業績等の概要」の記載に含めております。

３ 【対処すべき課題】

(1)当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、コア事業であった写真フィルムの需要が激減した2000年以降、迅速果敢に事業構造の転換を進め、安定的に利益やキャッシュを創出できる経営基盤を構築し、新たな成長フェーズに入りました。この強固な経営基盤をベースに、「①中長期的に安定成長できるビジネスポートフォリオの充実」と「②株主還元の強化」を図ることで過去最高益の達成とROEの向上を目指して策定した中期経営計画「VISION2016」は最終年度を迎えました。中国をはじめとした新興国経済の減速等、不安定な状況が続き厳しい経済環境の一年となることが予想されますが、将来の成長に向けた重要な節目である中期経営計画「VISION2016」の達成に向け、全社一丸となり邁進していきます。

「①中長期的に安定成長できるビジネスポートフォリオの充実」に向けて、「ヘルスケア」「高機能材料」「ドキュメント」の３事業分野を成長ドライバーとし、拡販活動や新製品の市場投入に加え、戦略的M&Aも活用し、売上、シェア及び利益の拡大を加速します。

「ヘルスケア」事業分野は、今後大きな成長が見込まれ、当社グループは「予防」「診断」「治療」の領域をカバーするトータル・ヘルスケア・カンパニーを目指し事業を拡大しています。中でも、「診断」領域では、医療IT、内視鏡、超音波診断の各分野をさらに強化し、成長を実現していきます。医療IT分野では医用画像の効率的な管理や診断をサポートする高付加価値システムの提供、内視鏡分野では経鼻内視鏡やレーザー光源搭載モデル等特長ある製品の導入、超音波診断分野ではさらなる市場拡大が期待される携帯型診断装置の拡販等によって、それぞれ年率２桁の売上拡大を目指します。「治療」領域の医薬品事業では、バイオ医薬品受託製造の拡大等により、成長を実現していきます。また、抗がん剤「FF-10501」をはじめ、アルツハイマー型認知症治療薬「T-817MA」等、「アンメットメディカルニーズ」に対応した新薬の開発を加速させ、早期に収益化を図ります。再生医療事業では、創薬支援向け等にiPS細胞を提供する世界最大手の米国Cellular Dynamics International, Inc.を当社グループに加え、業界をリードするポジションにあります。引き続き、再生医療製品の開発加速、再生医療の事業領域の拡大を図るとともに、官・学との連携も加速させ再生医療の産業化に貢献していきます。

「高機能材料」事業分野は、フラットパネルディスプレイ材料事業において、液晶テレビ向けの販売を維持しつつ、中小型ハイエンド品向けの拡販を推し進めるとともに、液晶パネルディスプレイ用バックライト等に関連する新規分野への展開を積極的に行っていくことで、引き続き収益性を確保していきます。さらに、マーケットが拡大しているタッチパネル分野や環境・エネルギー分野等での製品の拡販や、好調な電子材料事業の売上規模を拡大することにより、成長を持続させます。

「ドキュメント」事業分野では、成長領域であるグローバルサービス事業及びプロダクションサービス事業の拡大やソリューションビジネスの展開を加速するとともに、中国及びその他の新興国への販売強化により、さらなる成長を実現していきます。また、グローバル市場の需要拡大に対応した生産体制を強化し、生産量の拡大による機器の原価低減や部品調達コストの削減をさらに進める等、収益性の向上を図ります。

その他の事業においても、当社グループの独自技術を活かした新製品の市場投入とともに、市場に密着したマーケティング活動による拡販を進め、ビジネス規模と市場での優位性を維持します。加えて、日米欧に開設した、ビジネスパートナーとともに新たな価値を「共創」する施設「Open Innovation Hub」を通じて、パートナーが持つ課題やアイデア・潜在的なニーズと、当社グループが持つ技術や機能性材料の開発力を結びつけることにより、イノベーションを創出し、画期的な製品・

技術・サービスを生み出していきます。さらに、「リードタイム半減で成果を出す」を基本方針に掲げ、現場の業務プロセスを抜本的に見直し、イノベーションを起こすことで、あらゆる企業活動において生産性向上と効率化を進め、全事業における収益性向上に向けた取組みを加速します。

また、利益成長に応じた配当や自己株式の取得を実施する等、「②株主還元の強化」を図っています。

これらの取組みにより、過去最高益の達成とROEの向上を実現することで、企業価値のさらなる向上を目指します。

このほかにも、平成27年10月に制定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づいた活動により、コーポレートガバナンスを一層充実させていきます。また、コンプライアンス・リスクマネジメントの強化を図るとともに、社会貢献活動や環境課題への対応になお一層真摯に取り組むことで企業の社会的責任を果たし、社会全体の発展に尽力していきます。

(2)会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させること等により、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社に買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。

当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1)経済情勢・為替変動による業績への影響

当社グループは、世界のさまざまなマーケットにおいて製品及びサービスを提供しており、連結ベースでの海外売上高比率は当連結会計年度において約60%です。世界各地の経済情勢、とりわけ為替レートの変動は業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

為替変動による業績への影響を軽減するため、米ドル、ユーロにおいて先物予約を中心としたヘッジを行っていますが、為替の変動の程度によって業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)市場競合状況

当社グループが関連する事業分野において、競合会社との競争激化による製品販売単価の下落、製品のライフサイクルの短縮化、代替製品の出現等が考えられます。これらは、売上高に影響を与え、また研究開発コストが増加する、営業権ほか無形固定資産の評価見直しを行う等、結果的に利益の減少に結びついていく可能性があります。今後も、新たな技術に裏付された製品・サービスの研究開発とこれをサポートするマーケティング活動を継続的に実施してまいりますが、その成否によっては業績に影響を及ぼす可能性が考えられます。

(3)特許及びその他の知的財産権

当社グループは、さまざまな特許、ノウハウ等の知的財産権を保有し、競争上の優位性を確保していますが、将来、特許の権利存続期間の満了や代替技術等の出現に伴って、優位性の確保が困難となることが起こり得ます。

当社グループが関連する幅広い事業分野においては、多数の企業が高度かつ複雑な技術を保有しており、また、かかる技術は著しい勢いで進歩しています。事業を展開する上で、他社の保有する特許やノウハウ等の知的財産権の使用が必要となるケースがありますが、このような知的財産権の使用に関する交渉が成立しないことで業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社の権利を侵害することがないよう常に注意を払って事業展開をしておりますが、訴訟に巻き込まれるリスクを完全に回避することは難しいのが実情です。このような場合、係争費用や敗訴した場合の賠償金等の負担により、業績に影響を及ぼす可能性も考えられます。

(4)公的規制

当社グループが事業を展開している地域においては、事業・投資等の許認可、輸出入に関する制限や規制等、さまざまな政府規制を受けています。また、通商、公正取引、特許、消費者保護、租税、為替管理、環境関連、薬事関連等の法規制も受けています。

万一、規制に抵触した場合、制裁金等が課される可能性があり、さらに、今後規制が強化されたり、大幅な変更がされたりすることが考えられ、その場合、当社グループの活動の制限や、規制遵守のため、あるいは規制内容の改廃に対応するためのコストが発生する可能性も否定できません。従って、これらの規制は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)生産活動

当社グループの生産活動において、自然災害又は人災、原材料・部品等の供給元の製造中止、その他要因による混乱等により当社グループ製品の供給が妨げられたり、重大な設備故障が発生したりする可能性があります。また、原材料・部品等の価格高騰により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、厳しい品質管理基準に従い各種製品を生産しておりますが、将来にわたり製品に欠陥が発生する可能性がないとは言えず、万一、リコール等の事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)情報システム

当社グループは、さまざまな情報システムを使用して業務を遂行しており、適切なシステム管理体制の構築やセキュリティ対策を行っておりますが、停電、災害、不正アクセス等の要因により、情報システムの障害や個人情報の漏えい、改ざん等の事態が起こる可能性があります。これらにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)大規模災害

当社グループは、世界各地で生産・販売等の事業活動を行っております。このため、地震、台風、洪水といった大規模な自然災害に見舞われた場合や、火災、テロ、戦争、新型インフルエンザ等の感染症の蔓延といった要因により、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8)構造改革

当社グループは、今後も、経営効率の向上に向けて、コスト削減や資産圧縮を図る等の諸施策を講じていく方針です。この進展状況によって組織や事業・業務の見直しにより一時的に多額の経費が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

５　【経営上の重要な契約等】

(1)相互に技術を供与している契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富士ゼロックス㈱ （連結子会社）	Xerox Corporation （米国）	ゼログラフィー製品及びその他の製品に関する技術・商標等のクロスライセンス	平成23年４月１日から 平成28年３月31日まで
富士ゼロックス㈱ （連結子会社）	Xerox Corporation （米国）	ゼログラフィー製品及びその他の製品に関する技術・商標等のクロスライセンス	平成28年４月１日から 平成33年３月31日まで

(2)外国会社への技術輸出契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富山化学工業㈱ （連結子会社）	Merck Sharp & Dohme Corp（注）（米国） MSD International Holdings GmbH （注）（スイス）	ニュータイプのキノロン系抗菌薬「T-3811」の特許及びノウハウについての実施契約並びにバルク供給契約	平成16年６月22日から 対象特許の満了日まで

（注）Schering Corporation(米国)はMerck Sharp & Dohme Corp との合併（平成24年５月）により、社名がMerck Sharp & Dohme Corp となっております。
Schering-Plough Limited(スイス)は組織変更により、社名をMSD International Holdings GmbH に変更しております。

(3)国内会社との取引契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富山化学工業㈱ （連結子会社）	アステラス製薬㈱	ニュータイプの経口用キノロン系抗菌薬「T-3811」の特許及びノウハウについて国内における実施権供与、共同開発、並びに販売権の供与	平成18年３月31日から 対象特許の満了日まで

6 【研究開発活動】

当社グループは、写真感光材料やドキュメント等の事業で培った材料化学、光学、解析、画像等の幅広い基盤技術のもと、機能性材料、ファインケミカル、エレクトロニクス、メカトロニクス、生産プロセス等の技術領域で多様なコア技術を有しています。現在、さまざまな分野でビジネスを展開している当社グループでは、これらの基盤技術とコア技術を融合した商品設計によって、重点事業分野への研究開発を進める一方、将来を担う新規事業の創出も進めています。

加えて、富士フイルム㈱、富士ゼロックス㈱及び富山化学工業㈱等のグループシナジーを強化するとともに、他社とのアライアンス、M&A及び産官学との連携を強力に推進し、新たな成長軌道を確立していきます。また、これまで富士フイルムグループが開発してきた優れた材料・製品を支える基盤技術やコア技術、開発中の新しい技術・材料・製品を直接触れていただきながら、ビジネスパートナーにソリューションを提案する施設として日・米・欧３拠点に「Open Innovation Hub」を開設しました。ビジネスパートナーが持つ課題やアイデア、潜在的なニーズと自社の技術を結びつけ、画期的な新しい製品・技術・サービスを生み出し、イノベーションを起こしていきます。さらに、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）といった高度なICT化に対応した情報基盤技術の強化と応用拡大を図るために、新組織「インフォマティクス研究所」を設立しました。ビッグデータ解析等の情報科学の最先端技術やソフトウエアの基盤技術の研究開発を、新規材料や製品、IoT社会に適したソリューションサービスの創出に活用していきます。

当連結会計年度における研究開発費の総額は163,027百万円（前年度比1.7%増）、売上高比6.6%となりました。各セグメントに配賦していない汎用性の高い上記基盤技術の強化、新規事業創出のための基礎研究費は24,516百万円です。

当連結会計年度の主な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1)イメージング ソリューション部門

フォトイメージング事業では、スマートフォンやデジタルカメラ等で撮影した画像を、スマートフォン感覚の快適なタッチ操作で簡単にプリント注文できる次世代店頭プリント受付機「Wonder Print Station（ワンダープリントステーション）」を開発し、発売しました。

光学・電子映像事業では、卓越した写真画質と多彩な絵作りを実現する「Xシリーズ」のラインアップとして、ミラーレスカメラの「FUJIFILM X-Pro2」「FUJIFILM X-T10」を開発し、発売しました。「FUJIFILM X-Pro2」は、新開発の2430万画素「X-Trans™ CMOS Ⅲ」センサーと超高速の新型画像処理エンジン「X-Processor Pro」を搭載し、「Xシリーズ」史上最高の画質と機動性を実現しています。「FUJIFILM X-T10」は、小型軽量ボディに、動いている被写体の決定的瞬間をとらえる「新AFシステム」と、0.62倍大型表示倍率、世界最短表示タイムラグ0.005秒（平成27年４月現在 富士フイルム㈱調べ）を実現する「リアルタイム・ビューファインダー」を搭載しています。また、「Xシリーズ」の交換レンズラインアップとして、クラス最高となる5.0段分の手ブレ補正と小型・軽量設計により、超望遠領域でも手持ち撮影で「Xシリーズ」の高画質を楽しめる「フジノンレンズ XF100-400mmF4.5-5.6 R LM OIS WR」を開発し、発売しました。また、4K対応の放送用ズームレンズとして世界最高107倍ズーム（平成28年４月14日現在 富士フイルム㈱調べ）を実現した「FUJINON UA107×8.4」を開発し、発売しました。さらに、製造ラインの製品検査や計測等で使用するマシンビジョンカメラ用レンズの最上位シリーズとして、多様な設置条件下で画像の中心部から周辺部まで均一な高い解像性能を実現する「FUJINON HF-12Mシリーズ」を開発し、発売しました。

本部門の研究開発費は、7,986百万円となりました。

(2)インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業では、軽量・コンパクトで携帯性に優れ、かつ、診断しやすい７インチ画面を装備したタブレット型超音波画像診断装置「SonoSite iViz（ソノサイト アイビズ）」を開発し、発売しました。本製品は、独自の小型化技術で開発した画像処理回路により、小型ながら鮮明で

高精細な画像が得られる画期的な超音波画像診断装置です。また、病院内の各診療科が扱う多様な診療情報を一元的に管理・保管できる統合アーカイブシステム「SYNAPSE VNA（シナプス ブイエヌエー）」を開発し、発売しました。当社は平成27年５月にVNAの先駆者として市場をリードしてきた米国TeraMedica, Inc.を連結子会社化し、VNAの積極的なグローバル展開を推進しています。さらに、レーザー光源搭載の内視鏡システム「LASEREO（レザリオ）」用スコープの新ラインアップとして、高解像度CMOSセンサーを搭載し、低ノイズで高解像度な画像を実現した、下部消化管用拡大スコープ「EC-L600ZP」、上部消化管用拡大スコープ「EG-L600ZW」を、キセノン光源を用いた内視鏡システム「Advancia（アドバンシア）」シリーズ用スコープの新ラインアップとして下部消化管用拡大スコープ「EC-600ZW/M」を、それぞれ開発し、発売しました。

医薬品事業では、血液がん「再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）及び急性骨髄性白血病（AML）」の患者に対する抗がん剤「FF-10501」の米国臨床第Ⅰ相試験において、高い忍容性が確認され、さらに一部の患者で部分寛解及び骨髄寛解が得られました。今後、富士フイルム㈱は、MDアンダーソンがんセンターでさらなる高用量での忍容性評価を継続していきます。また、この中でみられる有効性も評価して、前期第Ⅱ相の臨床試験へ移行する予定です。また、米国で平成28年１月に抗がん剤「FF-21101」の肺がん等の固形がんを対象とする臨床第Ⅰ相試験を開始、抗がん剤「FF-10502」の膵臓がん等の固形がんを対象とした臨床第Ⅰ相試験を開始する等、着実にパイプラインの臨床開発を進めています。「FF-21101」は、富士フイルム㈱がグループ会社の技術を結集させ、開発したものです。抗体の創出には創薬系バイオベンチャーのペルセウスプロテオミクス㈱、抗体の製造にはバイオ医薬品受託製造会社のFujifilm Diosynth Biotechnologies、抗体にRIを標識するプロセスの開発には放射性医薬品メーカーの富士フイルムＲＩファーマ㈱の技術を活用しています。また「FF-10502」は、合成に多くのプロセスが必要な独特の化学構造を有するため、生産コストが高く、実用化が困難でしたが、当社が写真フィルムの開発で培ってきた高い化学合成力・設計力を活かして、合成プロセスを効率化することで、コスト低減を成功させたものです。

再生医療事業では、iPS細胞の開発・製造の世界的なリーディングカンパニーである米国Cellular Dynamics International, Inc.を平成27年５月に連結子会社化するとともに、平成27年10月に国内でiPS細胞ビジネスを展開するセルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン㈱を設立し、再生医療分野への取り組みを強化しています。また、再生医療のための細胞培養に必要な細胞外マトリックス「cellnest（セルネスト） ヒトI型コラーゲン様リコンビナントペプチド」を、ラットの頭蓋骨欠損部に移植することで、骨の再生能力を大幅に高めることに成功しました。今後、骨再生の中でも、特に医療ニーズの高い歯槽骨の再生等への活用が期待できます。

ライフサイエンス事業では、「ヒト型アシルセラミド」を世界最小20nmサイズ（平成27年６月末現在 富士フイルム㈱調べ）で安定分散した「ヒト型ナノアシルセラミド」を開発しました。「ヒト型ナノアシルセラミド」は、「ヒト型アシルセラミド」分散液に比べて、約６倍の角層浸透性を示すことを確認しました。この「ヒト型ナノアシルセラミド」を新たに配合し、肌をすみずみまで潤いで満たす保湿機能をさらに強化したジェリー状美容液「ASTALIFT JELLY AQUARYSTA（アスタリフト ジェリー アクアリスタ）」をリニューアル発売しました。また、美白有用成分「オリザノール」を世界最小クラス20nmサイズで安定にナノ分散した「ナノオリザノール」を開発しました。この「ナノオリザノール」を新たに配合し、美容効果をさらに強化した美白美容液「エッセンスインフィルト」をリニューアル発売しました。

高機能材料では、「環境負荷低減と高耐久性を実現する太陽電池用保護フィルム」で、新化学技術推進協会の「第14回（2014年度）グリーン・サスティナブル ケミストリー賞（GSC賞） 環境大臣賞」を受賞しました。また、「写真技術を応用した、タッチパネル用薄型両面センサーフィルムの開発」で、日本化学工業協会の「第48回（平成27年度）日化協技術賞 技術特別賞」を受賞しました。

電子材料事業では、半導体製造用ネガ型有機溶剤現像リソグラフィープロセス（NTIプロセス）の開発で、日本化学工業協会の第47回（平成26年度）日化協技術賞の最高賞である「総合賞」を受賞しました。

記録メディア事業では、大容量データのバックアップやアーカイブに使用される磁気テープメディア「LTO Ultrium規格」の第７世代に対応した「FUJIFILM LTO Ultrium7 データカートリッジ」（以下、「LTO7」と記述します。）を開発し、発売しました。LTO7は独自の「BaFe（バリウムフェライト）磁性体技術」と「NANOCUBIC技術」をさらに進化させ、前世代のLTO6に比べ記録容量を約2.4倍の15.0TBに拡大し、データ転送速度を約1.9倍の750MB/秒に高速化しました。また、企業や大学で生成されたデータを簡単かつ効率的に磁気テープに記録し、利用者の元で長期保管できるデータアーカイブストレージシステム「d:ternity（ディターニティ）　オンサイト　アーカイブ」を開発し、発売しました。

グラフィックシステム事業では、完全無処理サーマルCTPプレート「SUPERIA ZP」「SUPERIA ZN」を開発し、発売しました。「SUPERIA ZN」は、新聞印刷輪転機に適応した環境配慮型の新型刷版として初めて実用化に成功し、国内の新聞社に導入されたこと等から、今後の新聞界の主流となりうる技術として期待されています。また、枚葉インクジェット印刷機としてB1用紙サイズに対応した次世代インクジェットデジタル印刷機を、Heidelberger Druckmaschinen AGと共同で開発しました。

本部門の研究開発費は、67,295百万円となりました。

当社グループにおける新薬開発状況は以下のとおりです。（平成28年５月現在）

開発番号	薬効・適応症	剤形	地域	状況
T-705	抗インフルエンザウィルス薬	経口	米国	PhⅢ実施中
T-3811	キノロン系合成抗菌薬	経口	中国	承認申請中
T-2307	抗真菌薬	注射	米国	PhⅠ終了
T-817MA	アルツハイマー型認知症治療薬	経口	米国 日本	PhⅡ実施中 PhⅡ実施中
T-4288	マクロライド系抗菌薬	経口	日本	PhⅡ実施中
ITK-1	去勢抵抗性前立腺がん治療薬	注射	日本	PhⅢ実施中
FF-10501	再発・難治性骨髄異形性症候群治療薬	経口	日本 米国	PhⅠ終了 PhⅠ実施中
FF-10502	進行・再発膵がん/卵巣がん治療薬	注射	米国 欧/日	PhⅠ実施中 PhⅠ準備中
FF-21101	進行・再発非小細胞肺がん/膵がん治療薬（Armed抗体）	注射	米国 欧/日	PhⅠ実施中 PhⅠ準備中
F-1311	前立腺がん診断薬（放射性医薬品）	注射	日本	PhⅡ実施中
FF-10101	再発・難治性急性骨髄性白血病治療薬	経口	米国	非臨床試験実施中

(3)ドキュメント ソリューション部門

オフィス市場向けには、モバイル端末への対応とクラウドサービスとの連携を強化したフルカラーデジタル複合機「ApeosPort-V C」シリーズ及び「DocuCentre-V C」シリーズ18機種を発売しました。中小規模事業所市場向けには、エントリーモデルの「DocuCentre-V」シリーズを、中国を含むアジア・オセアニア地域市場と日本で発売しました。ライトプロダクションカラー市場向けには、100V電源で稼働するプリンターとしては世界最高速（平成27年10月8日現在 富士ゼロックス㈱調べ）の「DocuColor 7171 P」を開発し、発売しました。また、印刷会社やサービスビューロー、データセンターなどのプリントサービス提供企業向けに、色の再現性を高めたカラー・オンデマンド・パブリッシング・システム「Xerox iGen 5 150 Press」を発売しました。

ソリューション・サービス関連では、クラウドを活用して事業所、企業間等、移動先でのプリント業務を簡単に行えるプリントサービス「Cloud On-Demand Print」の提供を開始しました。

本部門の研究開発費は、63,230百万円となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 資本の財源及び資金の流動性

営業活動により獲得したキャッシュは、前年度に対し443億円減少し、2,235億円の収入となりました。当連結会計年度では、前年度に比べ、未払法人税等及びその他負債の減少等の減少要因がありました。

投資活動により使用したキャッシュは、前年度に対し328億円増加し、有形固定資産の購入や事業の買収等に伴う支出により1,573億円となりました。

財務活動により使用したキャッシュは、前年度に対し1,261億円増加し、配当金の支払及び自己株式の取得等により1,717億円となりました。

これらの活動の結果に加えて、為替変動による影響で、現金及び現金同等物の残高は、前年度末に対し1,260億円減少し、6,009億円となりました。

・連結キャッシュ・フロー指標

	前連結会計年度	当連結会計年度
株主資本比率（%）	62.7	60.8
時価ベースの株主資本比率（%）	58.9	60.5
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	1.3	1.6
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	58.6	51.1

(注)株主資本比率　：株主資本／総資産
時価ベースの株主資本比率　：株式時価総額（期末株価終値×期末発行済株式数*）／総資産
*自己株式を除く
キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債（社債、短期・長期借入金）／営業キャッシュ・フロー
インタレスト・カバレッジ・レシオ　：営業キャッシュ・フロー／利払い（支払利息）

(2) 経営成績

① 売上高

当連結会計年度の売上高は、前年度の２兆4,634億円に対し、前年度並みの２兆4,604億円（前年度比0.1%減）となりました。国内売上高は9,837億円（前年度比2.3%減）、海外売上高は１兆4,767億円（前年度比1.4%増）となりました。実績為替レートは120円／米ドル（前年度比10円安）、133円／ユーロ（前年度比６円高）となりました。

イメージング ソリューション部門は、光学・電子映像事業の販売が減少したことにより、売上は減少しました。インフォメーション ソリューション部門は、メディカルシステム事業や産業機材事業、電子材料事業等の販売が増加したことにより、売上は増加しました。ドキュメント ソリューション部門は、アジア・オセアニア地域の売上は増加したものの、国内オフィスプリンターの需要減少等により、売上は前年度並みとなりました。

② 営業費用及び営業利益

販売費及び一般管理費は、前年度に対し19億円減少し、6,250億円（前年度比0.3%減）となりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は25.4%でした。

研究開発費は、前年度に対し27億円増加し、1,630億円（前年度比1.7%増）となりました。研究開発費の売上高に対する比率は6.6%でした。

営業利益は、前年度1,644億円に対し、各事業における収益性の改善等により162億円増加し、1,806億円（前年度比9.9%増）となりました。

イメージング ソリューション部門の営業利益は、前年度の203億円に対し117億円増加し、320億円となりました。これは、フォトイメージング事業の売上高の増加に伴う売上総利益の増加等によるものです。インフォメーション ソリューション部門の営業利益は、前年度の873億円に対し34億円増加し、907億円となりました。これは、売上高の増加に伴う売上総利益の増加や収益性改善等によるものです。また、ドキュメント ソリューション部門の営業利益は、前年度の876億円に対し４億円増加し、880億円となりました。これは、前年度と比較し米ドルが円安基調となったことによる売上原価アップに加え、アジアローカル通貨安による売上総利益のマイナス影響等があったものの、各事業における収益性の改善等によるものです。

③ 営業外損益及び税金等調整前当期純利益

営業外収益及び費用は、前年度に㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの連結子会社化による評価益212億円を計上したこと等により、前年度246億円の営業外収益に対し230億円減少し、16億円の営業外収益となりました。

税金等調整前当期純利益は、前年度の1,890億円に対し68億円減少し、1,822億円となりました。

④ 法人税等

法人税等は、日本の税制改正に伴う法人税率引き下げ影響等により、前年度の609億円に対し125億円減少し、484億円となりました。

⑤ 持分法による投資損益及び非支配持分帰属損益

持分法による投資損益は、前年度に対し損失が11億円減少し、３億円の損失となりました。

非支配持分帰属損益は、主として富士ゼロックス㈱及びその子会社の非支配持分に帰属する利益です。前年度に対し14億円減少し、171億円となりました。

⑥ 当社株主帰属当期純利益

当社株主帰属当期純利益は、前年度の1,109億円に対し55億円増加し、1,164億円となりました。１株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の230.14円に対し、250.03円となりました。また、潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の229.44円に対し、249.20円となりました。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の当社グループは、高成長製品の生産能力増強、製造設備の合理化、省力化並びに環境保全を主目的として、総額74,143百万円の設備投資を実施いたしました。

設備投資(有形固定資産受入ベースの数値)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度
イメージング ソリューション	10,167百万円
インフォメーション ソリューション	39,273
ドキュメント ソリューション	23,293
小計	72,733
全社	1,410
合計	74,143

(注) 金額には消費税等を含みません。

セグメント毎の投資内容は、次のとおりであります。
なお、設備投資資金は主として自己資金によるものであります。
また、重要な設備の除売却はありません。

(イメージング ソリューション部門)
生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(インフォメーション ソリューション部門)
生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(ドキュメント ソリューション部門)
生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年３月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築物	機械装置及びその他の有形固定資産	土地 (面積千㎡)	建設仮勘定	合計	
富士フイルムホールディングス㈱ (東京都港区)	全社的管理統括	その他設備	604	89	―	―	694	112

(2) 国内子会社

平成28年３月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築物	機械装置及びその他の有形固定資産	土地 (面積千㎡)	建設仮勘定	合計	
富士フイルム㈱ 本社地区 (東京都港区　他)	イメージング ソリューション インフォメーション ソリューション	販売・その他 設備	9,529	2,447	13,385 (387)	235	25,595	764
富士フイルム㈱ 足柄地区 (神奈川県南足柄市　他)	〃	写真感光材料・ フラットパネルディスプレイ材料 生産設備他	35,406	25,054	3,307 (631)	1,012	64,779	959
富士フイルム㈱ 小田原地区 (神奈川県小田原市　他)	〃	記録メディア・ フラットパネルディスプレイ材料 生産設備他	12,634	5,862	399 (132)	534	19,429	425
富士フイルム㈱ 富士宮地区 (静岡県富士宮市)	〃	医療用フィルム 生産設備他	11,412	4,752	1,089 (454)	168	17,421	336
富士フイルム㈱ 吉田地区 (静岡県榛原郡)	インフォメーション ソリューション	印刷材料 生産設備他	4,589	3,092	2,246 (455)	18	9,946	232
富士フイルム㈱ 開成地区 (神奈川県足柄上郡)	〃	研究開発	7,597	6,018	1,238 (61)	511	15,365	1,116
富士フイルム㈱ 大宮地区 (埼玉県さいたま市　他)	イメージング ソリューション	光学機器 生産設備他	1,953	1,301	2,360 (264)	733	6,347	513
富士ゼロックス㈱ (東京都港区　他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産・販売・ 研究開発設備他	54,735	40,693	29,192 (811)	7,397	132,017	8,222
富士フイルムメディカル㈱ (東京都港区　他)	インフォメーション ソリューション	販売設備・賃貸 設備	2,889	1,560	7,136 (44)	38	11,623	1,263
富士ゼロックスマニュファクチュアリング㈱ (三重県鈴鹿市　他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	2,256	1,564	1,326 (133)	85	5,232	1,328
富山化学工業㈱ (東京都新宿区　他)	インフォメーション ソリューション	医薬品 生産設備	9,214	5,812	12,639 (233)	76	27,741	696

(3) 海外子会社

平成28年３月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築物	機械装置及びその他の有形固定資産	土地 (面積千㎡)	建設仮勘定	合計	
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. (米国)	イメージングソリューション インフォメーションソリューション	写真感光材料・印刷材料 生産設備他	5,412	2,761	404 (2,019)	363	8,940	618
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. (オランダ)	〃	写真感光材料・印刷材料 生産設備他	4,268	8,514	1,617 (603)	367	14,766	669
Fuji Xerox Hai Phong Co., Ltd. (ベトナム)	ドキュメントソリューション	事務機器 生産設備	4,735	1,310	―	22	6,067	1,973
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd. (中国)	〃	事務機器 生産設備	2,623	3,395	―	747	6,765	6,018
Fuji Xerox Taiwan Corporation (中国)	〃	消耗品等 生産設備	614	3,211	779 (14)	―	4,604	948

(注) 1 帳簿価額の「機械装置及びその他の有形固定資産」は、機械装置、車両運搬具、工具器具備品及びリース資産の合計であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後１年間における当社グループの設備投資(新規・拡充)は 95,000百万円を計画しており、セグメント毎の内訳及び計画概要は次のとおりであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	計画金額 (百万円)	設備計画の主な内容・目的	資金調達方法
イメージングソリューション	13,000	生産能力の増強、製造設備合理化・省力化・環境保全	主として自己資金
インフォメーションソリューション	56,000	生産能力の増強、製造設備合理化・省力化・環境保全	〃
ドキュメントソリューション	23,000	生産能力の増強、製造設備合理化・省力化・環境保全	〃
小計	92,000	―	―
全社	3,000	―	―
合計	95,000	―	―

(注) 金額には消費税等を含みません。

第４　【提出会社の状況】

１　【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①　【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

②　【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年６月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フイルムホールディングス株式会社第１ノ２回新株予約権
（平成19年６月28日定時株主総会決議並びに平成19年７月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	154個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	15,400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年９月４日～ 平成30年９月３日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　4,905円 資本組入額　2,453円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	同左

（注）１　発行価格は本新株予約権の払込金額１株当たり4,904円と行使時の払込金額１円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額１株当たり4,904円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

（注）２　新株予約権の行使の条件

(1)　新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。

(2)　新株予約権者は、割当日の翌日から３年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(3)　上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、下記（注）３に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から７年間

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(4)　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

（注）３　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

①新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。

②新株予約権者は、割当日の翌日から３年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

③上記②に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記①に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

ⅰ)新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から７年間

ⅱ)当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フイルムホールディングス株式会社第１ノ３回新株予約権
（平成19年６月28日定時株主総会決議並びに平成19年７月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	1,496個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	149,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり4,976円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年７月28日～ 平成29年７月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　4,976円 資本組入額　2,488円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２	同左

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フイルムホールディングス株式会社第２ノ２回新株予約権
（平成19年６月28日定時株主総会決議並びに平成20年８月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	1,318個	1,278個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	131,800株	127,800株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり2,981円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年８月29日～ 平成30年８月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　2,981円 資本組入額　1,491円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２	同左

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

d. 富士フイルムホールディングス株式会社第３ノ１回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成21年７月31日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	1,683個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	168,300株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年９月２日～ 平成51年９月１日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　2,775円 資本組入額　1,388円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	同左

（注）１　発行価格は本新株予約権の払込金額１株当たり2,774円と行使時の払込金額１円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額１株当たり2,774円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

（注）２　新株予約権の行使の条件

(1)　新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から７年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2)　上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）３に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、平成50年９月１日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年９月１日から平成51年９月１日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3)　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

（注）３　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）２に準じて決定します。

e. 富士フイルムホールディングス株式会社第３ノ２回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成21年７月31日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	1,374個	1,322個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	137,400株	132,200株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり2,828円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年８月１日～ 平成31年７月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　2,828円 資本組入額　1,414円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２	同左

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

f.富士フイルムホールディングス株式会社第４ノ１回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成22年12月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	1,988個	1,965個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	198,800株	196,500株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年２月１日～ 平成53年１月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　2,938円 資本組入額　1,469円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	同左

（注）１　発行価格は本新株予約権の払込金額１株当たり2,937円と行使時の払込金額１円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額１株当たり2,937円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

（注）２　新株予約権の行使の条件

(1)　新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から７年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2)　上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）３に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、平成52年１月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年１月31日から平成53年１月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3)　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

（注）３　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）２に準じて決定します。

g. 富士フイルムホールディングス株式会社第４ノ２回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成22年12月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	1,584個	1,574個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	158,400株	157,400株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり2,965円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年12月25日～ 平成32年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　2,965円 資本組入額　1,483円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２	同左

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

h. 富士フイルムホールディングス株式会社第５ノ１回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成24年３月２日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	2,945個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	294,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当り１円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年４月３日～ 平成54年４月２日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1,885円 資本組入額　　943円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	同左

（注）１　発行価格は本新株予約権の払込金額１株当たり1,884円と行使時の払込金額１円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額１株当たり1,884円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

（注）２　新株予約権の行使の条件

(1)　新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から７年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2)　上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）３に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、平成53年４月２日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成53年４月２日から平成54年４月２日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3)　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

（注）３　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）２に準じて決定します。

i. 富士フイルムホールディングス株式会社第５ノ２回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成24年３月２日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	184個	175個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	18,400株	17,500株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり2,012円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年３月３日～ 平成34年３月２日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　2,012円 資本組入額　1,006円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２	同左

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

j. 富士フイルムホールディングス株式会社第６ノ１回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成25年２月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	3,187個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	318,700株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当り１円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年４月２日～ 平成55年４月１日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1,758円 資本組入額　　879円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	同左

（注）１　発行価格は本新株予約権の払込金額１株当たり1,757円と行使時の払込金額１円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額１株当たり1,757円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

（注）２　新株予約権の行使の条件

(1)　新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から７年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2)　上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）３に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、平成54年４月１日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成54年４月１日から平成55年４月１日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3)　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

（注）３　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）２に準じて決定します。

k. 富士フイルムホールディングス株式会社第６ノ２回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成25年２月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	160個	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	16,000株	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり1,842円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年２月27日～ 平成35年２月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1,842円 資本組入額　　921円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２	同左

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

1. 富士フイルムホールディングス株式会社第７ノ１回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成26年２月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	2,181個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	218,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当り１円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年４月２日～ 平成56年４月１日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　2,763円 資本組入額　1,382円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	同左

（注）１　発行価格は本新株予約権の払込金額１株当たり2,762円と行使時の払込金額１円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額１株当たり2,762円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

（注）２　新株予約権の行使の条件

(1)　新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から７年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2)　上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）３に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、平成55年４月１日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成55年４月１日から平成56年４月１日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3)　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

（注）３　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）２に準じて決定します。

m.富士フイルムホールディングス株式会社第７ノ２回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成26年２月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	226個	223個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	22,600株	22,300株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり2,803円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年２月28日～ 平成36年２月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　2,803円 資本組入額　1,402円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２	同左

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

n. 富士フイルムホールディングス株式会社第８ノ１回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成27年２月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	1,821個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	182,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当り１円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年４月２日～ 平成57年４月１日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　4,150円 資本組入額　2,075円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	同左

（注）１　発行価格は本新株予約権の払込金額１株当たり4,149円と行使時の払込金額１円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額１株当たり4,149円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

（注）２　新株予約権の行使の条件

(1)　新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から７年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2)　上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）３に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、平成56年４月１日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成56年４月１日から平成57年４月１日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3)　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

（注）３　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）２に準じて決定します。

o. 富士フイルムホールディングス株式会社第８ノ２回新株予約権
（平成21年６月26日定時株主総会決議並びに平成27年２月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年５月31日）
新株予約権の数	225個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	22,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり4,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成29年２月27日～ 平成37年２月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　4,205円 資本組入額　2,103円 （注）１	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２	同左

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成18年１月１日(注)	―	514,625,728	―	40,363	4,599	63,636

（注）　株式交換に伴う自己株式の交付によるものであります。最近５事業年度に増減が無いため、直近の増減の記載をしております。

（６）【所有者別状況】

平成28年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	197	76	900	770	131	114,852	116,926	―
所有株式数（単元）	―	1,804,833	90,747	287,939	1,720,285	793	1,237,916	5,142,513	374,428
所有株式数の割合(%)	―	35.10	1.76	5.60	33.45	0.02	24.07	100.00	―

（注）　１　自己株式64,128,303株は、「個人その他」に641,283単元、「単元未満株式の状況」に３株含まれております。
２　上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が３単元含まれております。

（７）【大株主の状況】

平成28年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８－11	34,218	6.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11－３	29,253	5.68
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目６－６	17,666	3.43
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１－２	10,478	2.03
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	ベルギー　ブリュッセル （東京都千代田区丸の内二丁目７－１）	8,804	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	東京都中央区晴海一丁目８－11	7,222	1.40
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	アメリカ合衆国　ノースクインシー （東京都港区港南二丁目15－１）	7,166	1.39
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	7,000	1.36
株式会社ダイセル	大阪府大阪市北区大深町３－１	6,327	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口７)	東京都中央区晴海一丁目８－11	6,293	1.22
計		134,430	26.12

（注）１　平成27年５月11日付で三井住友信託銀行株式会社及び同社グループ２社から提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成27年４月30日現在の同社グループ３社が保有する当社株式は26,001千株である旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成28年３月31日現在の株主名簿に従い記載しております。

２　平成27年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及び同社グループ６社が平成27年12月15日現在で保有する当社株式は25,732千株である旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成28年３月31日現在の株主名簿に従い記載しております。

３　上記のほか、当社は自己株式64,128千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合12.46%)を保有しております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,128,300	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 450,123,000	4,501,230	―
単元未満株式	普通株式 374,428	―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728	―	―
総株主の議決権	―	4,501,230	―

(注)　１　単元未満株式には次の株式が含まれております。
自己株式―当社所有３株

２　「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。
また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(３個)が含まれております。

②【自己株式等】

平成28年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フイルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26―30	64,128,300	―	64,128,300	12.46
計	―	64,128,300	―	64,128,300	12.46

（９）【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

①富士フイルムホールディングス株式会社第１ノ２回新株予約権

決議年月日	平成19年６月28日定時株主総会並びに平成19年７月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員11名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②富士フイルムホールディングス株式会社第１ノ３回新株予約権

決議年月日	平成19年６月28日定時株主総会並びに平成19年７月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員11名、重要な使用人２名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー22名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③富士フイルムホールディングス株式会社第２ノ２回新株予約権

決議年月日	平成19年６月28日定時株主総会並びに平成20年８月28日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人２名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④富士フイルムホールディングス株式会社第３ノ１回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成21年７月31日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員16名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤富士フイルムホールディングス株式会社第３ノ２回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成21年７月31日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人３名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥富士フイルムホールディングス株式会社第４ノ１回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成22年12月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員17名及び富士フイルム株式会社執行役員・フェロー19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦富士フイルムホールディングス株式会社第４ノ２回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成22年12月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人３名及び富士フイルム株式会社執行役員・フェロー22名、重要な使用人27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧富士フイルムホールディングス株式会社第５ノ１回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成24年３月２日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人４名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑨富士フイルムホールディングス株式会社第５ノ２回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成24年３月２日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人４名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑩富士フイルムホールディングス株式会社第６ノ１回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成25年２月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人４名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑪富士フイルムホールディングス株式会社第６ノ２回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成25年２月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人４名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー20名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑫富士フイルムホールディングス株式会社第７ノ１回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成26年２月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人５名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー11名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑬富士フイルムホールディングス株式会社第７ノ２回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成26年２月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人５名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑭富士フイルムホールディングス株式会社第８ノ１回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成27年２月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人５名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー10名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑮富士フイルムホールディングス株式会社第８ノ２回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成27年２月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人５名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー14名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑯富士フイルムホールディングス株式会社第９ノ１回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成28年４月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人５名及び当社子会社の取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人28名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
株式の数（株）	174,800株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株あたり１円
新株予約権の行使期間	平成28年６月２日～平成58年６月１日
新株予約権の行使の条件	（注）１
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２

（注）１　新株予約権の行使の条件

(1)　新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から７年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2)　上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）２に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、平成57年６月１日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成57年６月１日から平成58年６月１日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3)　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）１に準じて決定します。

⑰富士フイルムホールディングス株式会社第９ノ２回新株予約権

決議年月日	平成21年６月26日定時株主総会並びに平成28年４月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人５名及び当社子会社の取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人28名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
株式の数（株）	25,100株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株あたり4,495円　（注）１
新株予約権の行使期間	平成30年４月28日～平成38年４月27日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）２

（注）１　本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

（注）２　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)　新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)　その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

２　【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

平成27年１月28日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（平成27年１月28日）での決議状況 （取得期間　平成27年１月29日～平成27年７月31日）	16,000,000	50,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	－	－
当事業年度における取得自己株式	10,910,100	49,999,634,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	5,089,900	365,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	31.81	0.00
当期間における取得自己株式	－	－
提出日現在の未行使割合(%)	31.81	0.00

平成27年７月30日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（平成27年７月30日）での決議状況 （取得期間　平成27年８月３日～平成28年３月31日）	30,000,000	100,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	－	－
当事業年度における取得自己株式	21,022,000	99,999,587,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	8,978,000	412,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	29.93	0.00
当期間における取得自己株式	－	－
提出日現在の未行使割合(%)	29.93	0.00

平成28年４月27日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（平成28年４月27日）での決議状況 （取得期間　平成28年５月２日～平成28年12月31日）	15,000,000	50,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	－	－
当事業年度における取得自己株式	－	－
残存決議株式の総数及び価額の総額	15,000,000	50,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	－	－
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10,677	50,920,853
当期間における取得自己株式	568	2,464,392

（注）　当期間における取得自己株式には、平成28年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他 （注１）	212,637	722,482,171	12,769	49,824,716
保有自己株式数	64,128,303	－	64,116,102	－

（注）　１　当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数212,300株、処分価額の総額721,234,503円）及び単元未満株式の売渡請求による売渡（株式数337株、処分価額の総額1,247,668円）であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数12,700株、処分価額の総額49,555,477円）及び単元未満株式の売渡請求による売渡（株式数69株、処分価額の総額269,239円）であります。

２　当期間における処理自己株式には、平成28年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

３　当期間における保有自己株式数には、平成28年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

３　【配当政策】

当社は、配当について、連結業績を反映させるとともに、成長事業のさらなる拡大に向けたM&A、設備投資、研究開発投資等、将来にわたって企業価値を向上させていくために必要となる資金の水準等も考慮した上で決定いたします。また、その時々のキャッシュ・フローを勘案し、株価推移に応じた機動的な自己株式の取得も実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の配当を行うことを基本方針としております。

これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当は、中間配当として１株当たり32円50銭、期末配当として１株当たり32円50銭とし、通期で１株当たり65円の配当といたしました。

当社は、会社法第454条第５項の規定に基づき、「取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）
平成27年10月28日 取締役会決議	15,095	32.5
平成28年６月29日 定時株主総会決議	14,641	32.5

４　【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第116期	第117期	第118期	第119期	第120期
決算年月	平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
最高(円)	2,594	1,960	3,172	4,389.5	5,293
最低(円)	1,659	1,240	1,723	2,502	3,895

（注）　株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年 10月	11月	12月	平成28年 １月	２月	３月
最高(円)	4,896	5,073	5,148	5,075	4,765	4,586
最低(円)	4,392	4,741	4,741	4,365	3,895	4,150

（注）　株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5　【役員の状況】

男性16名　女性－名　（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（百株）
代表取締役会長		古　森　重　隆	昭和14年９月５日生	昭和38年４月 平成12年６月 平成18年10月 平成24年６月	当社入社 当社代表取締役社長 当社グループ最高経営責任者（ＣＥＯ）　現在に至る 当社代表取締役会長　現在に至る 富士フイルム㈱代表取締役会長　現在に至る	（注）３	223
代表取締役社長		助　野　健　児	昭和29年10月21日生	昭和52年４月 平成24年６月 平成25年６月 平成27年６月 平成28年６月	当社入社 当社執行役員 富士フイルム㈱取締役 当社取締役 富士フイルム㈱常務執行役員 当社代表取締役社長　グループ最高執行責任者（ＣＯＯ）　現在に至る 富士フイルム㈱代表取締役社長　現在に至る	（注）３	36
取締役		玉　井　光　一	昭和27年10月21日生	平成15年５月 平成18年10月 平成20年６月 平成22年６月 平成25年６月 平成28年６月	当社入社 当社執行役員　現在に至る 富士フイルム㈱取締役 当社取締役　現在に至る 富士フイルム㈱専務執行役員 富士フイルム㈱取締役副社長　現在に至る	（注）３	72
取締役		戸　田　雄　三	昭和21年７月21日生	昭和48年４月 平成20年６月 平成21年６月 平成27年６月 平成28年６月	当社入社 富士フイルム㈱取締役 当社取締役　現在に至る 富士フイルム㈱専務執行役員 当社執行役員　現在に至る 富士フイルム㈱取締役副社長　現在に至る	（注）３	109
取締役		髙　橋　　通	昭和26年11月24日生	昭和50年４月 平成20年６月 平成22年６月 平成23年６月 平成26年６月	当社入社 当社執行役員 富士フイルム㈱取締役　現在に至る 当社取締役 富士フイルム㈱常務執行役員　現在に至る 当社取締役　現在に至る	（注）３	64
取締役		石　川　隆　利	昭和29年３月９日生	昭和53年４月 平成24年６月 平成26年６月	当社入社 当社取締役　現在に至る 富士フイルム㈱取締役　現在に至る 富士フイルム㈱常務執行役員　現在に至る	（注）３	30
取締役		宮　﨑　　剛	昭和32年10月13日生	昭和56年４月 平成25年６月 平成27年６月	当社入社 富士フイルム㈱執行役員　現在に至る 当社取締役　現在に至る 当社執行役員 富士フイルム㈱取締役　現在に至る	（注）３	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（百株）
取締役		柴　田　徳　夫	昭和30年８月５日生	昭和55年４月 平成20年６月 平成26年６月 平成28年６月	当社入社 富士フイルム㈱記録メディア事業部長　現在に至る 富士フイルム㈱取締役　現在に至る 当社取締役執行役員　経営企画部副部長　現在に至る 富士フイルム㈱常務執行役員 現在に至る	(注) 3	14
取締役		吉　沢　　勝	昭和32年11月17日生	昭和55年４月 平成19年４月 平成24年６月 平成25年６月 平成26年６月 平成27年６月 平成28年６月	当社入社 当社経営企画部　ＩＲ室長 当社人事部　人事グループ長 富士フイルム㈱人事部長 富士フイルム㈱執行役員 現在に至る 当社執行役員　経営企画部副部長 当社執行役員　総務部長　兼　経営企画副部長 当社取締役執行役員　経営企画部長 現在に至る 富士フイルム㈱取締役　経営企画本部長　現在に至る	(注) 3	16
取締役		山　本　忠　人	昭和20年10月17日生	昭和43年４月 平成19年６月 平成27年６月	富士ゼロックス㈱入社 富士ゼロックス㈱代表取締役社長 当社取締役　現在に至る 富士ゼロックス㈱代表取締役会長 現在に至る	(注) 3	100
取締役		北　山　禎　介	昭和21年10月26日生	平成17年６月 平成18年10月 平成23年４月	㈱三井住友フィナンシャルグループ代表取締役社長 ㈱三井住友銀行代表取締役会長 当社取締役　現在に至る ㈱三井住友銀行取締役会長 現在に至る	(注) 3	－
取締役		井　上　　弘	昭和15年１月５日生	平成14年６月 平成21年４月 平成26年６月 平成28年４月	㈱東京放送（現 ㈱東京放送ホールディングス）代表取締役社長 ㈱東京放送ホールディングス 代表取締役会長 当社取締役　現在に至る ㈱東京放送ホールディングス 取締役名誉会長　現在に至る	(注) 3	－
常勤監査役		山　村　一　仁	昭和28年10月21日生	昭和51年４月 平成21年６月 平成22年６月 平成24年６月 平成25年６月	当社入社 当社経営企画部　経理グループ長 当社執行役員　経営企画部副部長 富士フイルム㈱執行役員 富士フイルム㈱取締役 当社常勤監査役　現在に至る 富士フイルム㈱常勤監査役 現在に至る	(注) 4	21
常勤監査役		松　下　　衛	昭和32年10月４日生	昭和55年４月 平成20年６月 平成24年６月 平成25年６月 平成28年６月	当社入社 FUJIFILM UK Ltd.社長 当社秘書室長 富士フイルム㈱秘書室長 FUJIFILM Italia S.p.A社長 当社常勤監査役　現在に至る 富士フイルム㈱常勤監査役 現在に至る	(注) 5	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（百株）
監査役		小早川　久　佳	昭和16年１月18日生	昭和43年３月 平成８年７月 平成12年３月 平成12年７月 平成19年３月 平成19年６月 平成26年６月 平成27年６月	公認会計士登録　現在に至る プライスウォーターハウス会計事務所（現　プライスウォーターハウスクーパース）シニアパートナー 青山監査法人　統括代表社員 ゼネラル石油㈱（現　東燃ゼネラル石油㈱）監査役 東燃ゼネラル石油㈱常勤監査役 東燃ゼネラル石油㈱監査役 東燃ゼネラル石油㈱常勤監査役 当社補欠監査役 当社監査役　現在に至る	（注）６	－
監査役		内　田　士　郎	昭和30年４月２日生	昭和61年３月 平成22年１月 平成24年７月 平成27年１月 平成28年６月	公認会計士登録　現在に至る プライスウォーターハウスクーパース㈱代表取締役社長 プライスウォーターハウスクーパース㈱代表取締役会長 SAPジャパン㈱代表取締役会長 現在に至る 当社監査役　現在に至る	（注）５	－
計							689

（注）　１　取締役　北山禎介氏及び井上弘氏は、社外取締役であります。
２　監査役　小早川久佳氏及び内田士郎氏は、社外監査役であります。
３　平成28年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
４　平成25年６月27日開催の定時株主総会の終結の時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
５　平成28年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
６　平成27年６月26日開催の定時株主総会の終結の時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
７　当社では取締役会が決定する基本方針に従って執行役員が業務執行にあたる執行役員制度をとっております。
執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
古　森　重　隆	会　　長	グループ最高経営責任者（ＣＥＯ）
助　野　健　児	社　　長	グループ最高執行責任者（ＣＯＯ）
玉　井　光　一	執　行　役　員	チーフ・イノベーション・オフィサー（ＣＩＯ） 経営企画部　副部長 富士フイルムウエイ推進　管掌
戸　田　雄　三	執　行　役　員	チーフ・テクニカル・オフィサー（ＣＴＯ） 技術経営部長 知財戦略部・解析基盤技術研究所　管掌
柴　田　徳　夫	執　行　役　員	経営企画部　副部長 ＩｏＴ推進・ＩＴシステム・画像基盤技術研究所　管掌
吉　沢　　勝	執　行　役　員	経営企画部長 事業戦略・ＩＲ・広報・ブランドマネジメント　管掌
栗　原　　博	執　行　役　員	経営企画部　副部長 ドキュメント事業戦略　管掌
吉　田　晴　彦	執　行　役　員	経営企画部　副部長 ドキュメント事業　担当
山　田　　透	執　行　役　員	人事部長
稲　永　滋　信	執　行　役　員	経営企画部　副部長 経営予算・連結経営管理・連結経理財務　管掌
佐　野　　茂	執　行　役　員	経営企画部　副部長 法務・ＣＳＲ・監査部　管掌
福　岡　正　博	執　行　役　員	総務部長　兼　経営企画部　副部長 原料資材調達　管掌

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しており、その実現のための基盤として、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けています。当社は、平成27年10月に制定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、株主の権利と平等性、株主との対話を含むステークホルダーとの関係、情報開示、資本政策、コーポレートガバナンス体制などの幅広い観点から当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を明示し、ステークホルダーに対する説明責任を果たしていきます。

① 会社の機関等の内容

ⅰ)取締役・取締役会

当社は、取締役会を、グループ経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けています。取締役は12名以内とすることを定款に定めており、現在の員数は12名で、うち２名が社外取締役です。定時取締役会を原則毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。また、一定の事項については、特別取締役による取締役会において機動的に意思決定を行います。取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については１年としています。

加えて当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬支給にあたってストックオプション制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。

ⅱ)執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行の任にあたっています。執行役員の員数は現在12名（うち、取締役の兼務者が６名）で、その任期は取締役と同様に１年としています。

ⅲ)経営会議

経営会議では、取締役会決議事項について取締役会への付議の可否を決定し、また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に従って執行役員が業務執行を行うにあたり、重要案件に関して施策を審議しています。

ⅳ)監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役４名（うち２名は社外監査役）によって監査役会が構成されています。常勤監査役である山村一仁氏は、経理部門に長年勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役である小早川久佳氏と内田士郎氏は、ともに公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。各監査役は、コーポレートガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っています。また、原則毎月１回開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っています。各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行う等、業務執行の全般にわたって監査を実施しています。さらに、監査役監査機能の充実を図るため、現在、監査役スタッフ３名を配置しています。

ⅴ)内部監査

当社は業務執行部門から独立した内部監査部門として、現在８名のスタッフからなる監査部を設け、持株会社の立場から、事業会社の内部監査部門と協業又は分担して監査を行い、当社及びグループ会社の業務の適正性について評価・検証しています。また、平成20年４月に導入された「内部統制報告制度」に対応し、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成しています。

さらに、環境・品質、安全・労務、輸出管理及び薬事等に関しては事業会社に専任スタッフを置き、監査を実施しています。

ⅵ)会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人に会計監査を委嘱しています。新日本有限責任監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しています。また、同監査法人は平成20年度から、上記の財務報告に係る内部統制の監査も実施しています。なお、当社は2016年６月29日をもって、会計監査の委嘱先を新日本有限責任監査法人から有限責任　あずさ監査法人へ変更しました。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	坂本　満夫	新日本有限責任監査法人
	室橋　陽二	
	三辻　雅樹	
	須山　誠一郎	

（注）　継続監査年数については、全員７年以内であるため、記載を省略しています。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 28名、その他 29名

ⅶ)内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携

当社は、コーポレートガバナンスの充実の観点から、内部監査部門による内部監査、監査役監査及び独立監査人による会計監査（財務報告に係る内部統制監査を含む）の相互連携に努めています。三者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っています。内部監査部門及び独立監査人は定期的に監査の結果を監査役に報告しており、事業年度の総括は監査役会に報告しています。

ⅷ)　内部監査・監査役監査・会計監査と内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査においては、内部統制部門から監査対象についての情報提供を受け、監査を実施するほか、内部統制部門も監査の対象としています。また内部監査部門が行った財務報告に係る内部統制の評価結果を独立監査人による内部統制監査に供しています。

ⅸ)　内部監査・監査役監査・会計監査と社外取締役及び社外監査役との相互連携

内部監査部門及び独立監査人は、監査結果を監査役会に報告しています。また監査役会は、会計監査との連携を十分に確保した監査計画を予め策定し、監査を実施しています。社外取締役は、取締役会において監査役会からの監査報告を受けています。

ⅹ)　社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との関係

取締役会が決議した「内部統制に関する基本方針」に基づく内部統制システムの運用状況については、内部統制部門の報告を取り纏めて取締役会に報告しています。また、コンプライアンス推進及びリスク管理活動については、これらを推進するCSR部門が定期的に報告しています。

ｘｉ） 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は２名、社外監査役は２名であり、当社のコーポレートガバナンスにおいて以下のように重要な役割を適切に果たしています。

社外取締役である北山禎介氏は、㈱三井住友銀行の取締役を兼任しています。また、同氏は、トヨタ自動車㈱の社外監査役を兼任しています。同氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、適宜助言を行っています。同氏が取締役を務める㈱三井住友銀行と当社との間には定常的な銀行取引があります。また、当社グループには㈱三井住友銀行からの借入れがありますが、借入額は当社連結貸借対照表の負債合計額の１％未満と僅少です。㈱三井住友銀行は当社株式を保有していますが、その持株比率は2.3％です。（平成28年３月31日現在）

社外取締役である井上弘氏は、㈱東京放送ホールディングス及び㈱TBSテレビの取締役名誉会長を兼任しています。また、東京エレクトロン㈱の社外取締役を兼任しています。同氏は、放送事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、適宜助言を行っています。同氏が取締役を務める㈱東京放送ホールディングス及び㈱TBSテレビとの間には製品販売等の取引がありますが、その取引額は㈱東京放送ホールディングス及び㈱TBSテレビが属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の１％未満と僅少であります。

社外監査役である小早川久佳氏は、会計の専門家としての監査実務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しています。当社と同氏との間には、現在及び過去において特別の利害関係はありません。

社外監査役である内田士郎氏は、SAPジャパン㈱の代表取締役会長を兼任しています。また、㈱日本トリムの社外取締役を兼任しています。同氏は、公認会計士及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識に基づく客観的な視点から、社外監査役としての職務執行を適切に行えるものと判断しています。当社と同氏との間には、現在及び過去において特別の利害関係はありません。

ｘⅱ） 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「社外役員の独立性判断基準」（後掲）を定めました。当社は、同基準に照らし、社外取締役及び社外監査役の全員が独立性を有すると判断しています。また、当社は、社外取締役・社外監査役の全員を当社が上場する㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

「社外役員の独立性判断基準」

当社における社外取締役及び社外監査役のうち、以下の要件のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断する。

１．現在または過去における当社グループの業務執行者（※１）
２．現在または過去３事業年度において、以下の要件に該当する者
⑴ 当社グループと主要な取引先の関係（※２）にある者またはその業務執行者
⑵ 当社グループの主要な借入先（※３）またはその業務執行者
⑶ 当社の大株主（※４）またはその業務執行者
⑷ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※５）を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
⑸ 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
⑹ 当社グループから多額の寄付（※６）を受ける者またはその業務執行者
３．上記１．または２．に該当する者が重要な者である場合における、その配偶者または二親等以内の親族（社外監査役を独立役員として選任する場合においては、当社または子会社の業務執行者でない取締役の配偶者または二親等以内の親族を含む）

※１ 会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいい、当社においては代表取締役、執行役員、使用人を含む
※２ 主要な取引先の関係とは、直近の事業年度において、当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の２％以上である場合をいう
※３ 主要な借入先とは、直近の事業年度末において、当社連結貸借対照表の資産合計額の２％以上の長期借入れがある場合をいう
※４ 大株主とは、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上を保有する者をいう
※５ 多額の金銭その他の財産とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当該団体の連結売上高の２％を超える場合をいう
※６ 多額の寄付とは、過去３事業年度の平均で、年間１億円を超える場合をいう

以 上

② CSR経営の推進と内部統制システムの整備の状況

当社は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念を掲げ、このベースとなる企業の社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）を全うするため、コンプライアンスの浸透とリスク管理体制の確立に取り組んでおります。

ⅰ)コンプライアンス

当社では、当社及び子会社から成る企業集団がその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして「富士フイルムグループ企業行動憲章」を制定し、この「企業行動憲章」に基づき「富士フイルムグループ行動規範」を定め、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図っております。そして、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、CSR委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図るとともに、富士フイルムグループ行動規範やコンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「ヘルプライン」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しております。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。

また、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をせず、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程、独禁法遵守規程、腐敗行為の防止に関する規程等必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務の遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアル等を制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンス徹底を図っております。

ⅱ)リスク管理体制

リスク管理については、当社グループ各社において適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、CSR委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行います。また、情報管理、安全衛生、環境、防災等に関わる各種の事業関連リスクについては、当社及びその子会社におけるガイドライン、マニュアルの制定及びリスク管理責任者の設置等により、当社グループのリスク管理体制を構築しております。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク関連情報は、定められた手続に従い、当社のCSR委員会事務局に報告されます。

ⅲ)当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として、当社の子会社による業務遂行を株主の立場から監督するとともに、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行し、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。また、当社の監査役及び監査役スタッフが当社及びその子会社の監査を定期的に実施することができるよう体制を整備し、業務の適正の確保を図っており、当社の子会社の重要な業務執行については、取締役会規程その他の関連規則において、当社の取締役会の承認又は経営会議の審議が必要となる事項及びその手続きを定め、当社の子会社にその遵守を求め、当社の子会社における業務遂行を管理しております。

さらに、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について定期的に報告を受け、また必要に応じてその他の事項について報告を求めることにより、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督しており、当社グループの業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努めております。

ⅳ)環境への取り組み

当社は、創立以来「環境配慮・環境保全」を経営の基本的課題として受け止め、積極的に環境課題への取り組みを行ってきました。地球環境を考え、行動することが企業の持続的発展にとって不可欠である時代を迎え、当社では、環境方針「富士フイルムグループ グリーン・ポリシー」を定め、世界の富士フイルムグループ各社がこれに基づき、製品の企画、開発から生産、物流、使用、さらにはリサイクル又は廃棄に至る全ライフサイクルにわたって環境負荷の低減に取り組んでおります。具体的には、製品の含有化学物質管理への法規制対応（RoHS指令、REACH規則等）や温暖化ガス削減への対応等があります。環境施策にかかる意思決定は、CSR委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行っております。

当社の経営監視、業務執行の体制及び内部統制の仕組みは次のとおりであります。

③ 役員報酬等

ｉ）当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	基本報酬（百万円）	賞与（百万円）	金銭による報酬等の合計（百万円）
取締役（社外取締役を除く）	11名	265	87	352
監査役（社外監査役を除く）	２名	41	3	44
社外役員	５名	33	6	39
計	18名	340	96	437

（注）１　上記の金銭による報酬等のほか、平成21年６月26日開催の第113回定時株主総会決議並びに平成27年２月26日取締役会決議に基づき発行した、第８ノ１回新株予約権及び第８ノ２回新株予約権の当社取締役への割当個数が、それぞれ880個、91個あります。当該新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また価値の変動リスクを有しており、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について損益計算書に費用を計上した金額は374百万円であり、金銭による報酬等の合計にこれを加えた金額の合計値は811百万円であります。当該新株予約権の権利行使期間は、第８ノ１回新株予約権は平成27年４月２日から平成57年４月１日まで、第８ノ２回新株予約権は平成29年２月27日から平成37年２月26日までとなっております。また、第８ノ１回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り新株予約権を行使することができます。なお、当事業年度中において、割り当てられた新株予約権の当社取締役による行使はありません。新株予約権の内容については、前記「１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

２　取締役の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました取締役１名が含まれております。

３　社外役員の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました社外監査役１名が含まれております。

４　取締役の報酬等の額の枠は、平成19年６月28日開催の第111回定時株主総会において年額730百万円以内（うち社外取締役30百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議されております。

また、上記の報酬等の額の枠とは別枠で割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、平成21年６月26日開催の第113回定時株主総会の決議により、次のとおり定められております。

第８ノ１回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額

事業年度毎に年額700百万円

第８ノ２回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額

事業年度毎に年額200百万円

５　監査役の報酬等の額の枠は、第111回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。

６　上記のほか、使用人兼務取締役に対し、使用人職務の対価として使用人分給与45百万円（支給人員５名）、使用人分賞与14百万円（支給人員５名）を支払っております。

7　上記のほか、当事業年度において、受給資格者に対して役員退職年金を次のとおり支給しております。

退任取締役　10名　　32百万円

退任監査役　３名　　10百万円

ⅱ）当連結会計年度における連結報酬等の総額が１億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬（百万円）	賞与（百万円）	金銭による報酬等の合計（百万円）
古森重隆	取締役	提出会社	102	39	141
	取締役	富士フイルム㈱	25	9	69
	取締役	富士ゼロックス㈱	11	2	
	取締役	富山化学工業㈱	15	4	
	合計				210
中嶋成博	取締役	提出会社	83	28	111
	取締役	富士フイルム㈱	20	7	38
	取締役	富士ゼロックス㈱	9	2	
	合計				150
玉井光一	取締役	提出会社	15	4	19
	取締役	富士フイルム㈱	28	4	44
	取締役	富士ゼロックス㈱	9	2	
	合計				64
山本忠人	取締役	提出会社	8	1	10
	取締役	富士ゼロックス㈱	107	30	137
	合計				147

（注）上記の金銭による報酬等のほか、平成21年６月26日開催の第113回定時株主総会決議並びに平成27年２月26日取締役会決議に基づき発行した、第８ノ１回新株予約権及び第８ノ２回新株予約権の当社取締役への割当個数が、古森重隆氏についてそれぞれ557個、60個、中嶋成博氏についてそれぞれ279個、30個、玉井光一氏についてそれぞれ98個、11個、山本忠人氏についてそれぞれ23個、２個あります。当該新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また価値の変動リスクを有しており、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について連結損益計算書に費用を計上した金額は、古森重隆、中嶋成博、玉井光一、山本忠人の各氏についてそれぞれ237百万円、118百万円、41百万円、９百万円であり、金銭による報酬等の合計にこれを加えた金額の合計値はそれぞれ447百万円、268百万円、105百万円、157百万円であります。当該新株予約権の権利行使期間は、第８ノ１回新株予約権は平成27年４月２日から平成57年４月１日まで、第８ノ２回新株予約権は平成29年２月27日から平成37年２月26日までとなっております。また、第８ノ１回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り新株予約権を行使することができます。新株予約権の内容については、前記「１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

ⅲ)役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により、それぞれその総額(上限)を決定しております。各取締役の報酬(賞与を含む)の金額は取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬(賞与を含む)の金額は監査役の協議により決定します。取締役及び監査役の基本報酬は、常勤、非常勤の別、職務の内容に応じた額を固定報酬として支給しています。取締役の賞与については、会社の業績及び担当業務における成果に応じて決定しております。

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬支給にあたって新株予約権の付与制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆さまと共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。新株予約権の付与制度は、経営者の企業価値向上のためのインセンティブであり、その割当個数は、各取締役の職位や責任・権限等を勘案し、規程を設け取締役会にて決定しております。

なお、第113回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、取締役及び監査役の報酬体系を見直しました。

④ ディスクロージャー

当社では、業務執行の透明性の維持・向上及び適時適切な会社情報の開示が重要であると認識しており、社内外のステークホルダーに向けて、経営方針の公表、四半期業績の詳細な開示、社会・環境に対する積極的な取り組み等のCSR活動に関する情報発信等、企業活動全般にわたるタイムリーかつ公平なディスクロージャーに努めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、当該選任決議は累積投票によらないものとする旨をそれぞれ定款に定めております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

⑦ 定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

ⅰ)自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするために、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるとしております。

ⅱ)損害賠償責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとしております。

ⅲ)中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、会社法第454条第５項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができるとしております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営のために、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨、定款に定めております。

⑨ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である富士フイルム㈱については以下のとおりです。なお、当社は投資株式を保有しておりません。

ⅰ)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

104銘柄　121,563百万円

ⅱ)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ソニー㈱	7,982,186	25,463	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱ダイセル	17,271,340	24,749	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱ヤクルト本社	1,283,000	10,738	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱オリエンタルランド	183,900	6,690	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱三井住友フィナンシャルグループ	1,133,000	5,213	金融取引関係の維持・強化
三井不動産㈱	1,318,000	4,651	事業関係及び取引関係の維持・強化
日東電工㈱	500,000	4,015	事業関係及び取引関係の維持・強化
ダイキン工業㈱	467,800	3,763	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	7,413,895	3,673	金融取引関係の維持・強化
ローム㈱	446,200	3,672	事業関係及び取引関係の維持・強化
信越化学工業㈱	382,100	2,999	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱セブン銀行	5,000,000	2,965	金融取引関係の維持・強化
長瀬産業㈱	1,881,661	2,959	事業関係及び取引関係の維持・強化
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス㈱	732,762	2,469	金融取引関係の維持・強化
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	3,121,860	2,321	金融取引関係の維持・強化
小野薬品工業㈱	165,300	2,244	事業関係及び取引関係の維持・強化
関西ペイント㈱	756,000	1,651	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱東京放送ホールディングス	1,034,273	1,567	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱スタジオアリス	645,000	1,444	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日本印刷㈱	1,235,061	1,442	事業関係及び取引関係の維持・強化
凸版印刷㈱	1,525,800	1,412	事業関係及び取引関係の維持・強化
ＮＯＫ㈱	382,700	1,385	事業関係及び取引関係の維持・強化
トヨタ自動車㈱	157,300	1,318	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱キタムラ	1,700,000	1,310	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱西武ホールディングス	414,100	1,285	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱伊予銀行	883,745	1,261	金融取引関係の維持・強化
松竹㈱	1,029,000	1,160	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱ＳＣＲＥＥＮホールデイングス	1,217,729	1,108	事業関係及び取引関係の維持・強化
栗田工業㈱	375,300	1,090	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱商船三井	2,644,000	1,078	事業関係及び取引関係の維持・強化
ＪＸホールディングス㈱	2,162,900	999	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱プラザクリエイト	2,259,000	903	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱肥後銀行	1,000,000	737	金融取引関係の維持・強化
三菱製紙㈱	8,500,000	731	事業関係及び取引関係の維持・強化

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
東レ㈱	666,600	671	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱岡村製作所	630,000	608	事業関係及び取引関係の維持・強化
サカタインクス㈱	500,000	564	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱大和証券グループ本社	574,803	543	金融取引関係の維持・強化
東映㈱	602,039	537	事業関係及び取引関係の維持・強化
日本テレビホールディングス㈱	264,260	528	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日精化工業㈱	807,000	498	事業関係及び取引関係の維持・強化
三菱電機㈱	340,000	485	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱セブン＆アイ・ホールディングス	92,834	469	事業関係及び取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
ＨＯＹＡ㈱	364,000	1,770	議決権行使を指図する権限を有しております
住友商事㈱	312,000	409	議決権行使を指図する権限を有しております
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	541,000	407	議決権行使を指図する権限を有しております

（注）貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
㈱ダイセル	17,271,340	26,563	事業関係及び取引関係の維持・強化
ソニー㈱	6,232,186	18,029	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱ヤクルト本社	1,283,000	6,395	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱オリエンタルランド	735,600	5,862	事業関係及び取引関係の維持・強化
小野薬品工業㈱	826,500	3,938	事業関係及び取引関係の維持・強化
ダイキン工業㈱	467,800	3,935	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱三井住友フィナンシャルグループ	1,133,000	3,865	金融取引関係の維持・強化
三井不動産㈱	1,318,000	3,700	事業関係及び取引関係の維持・強化
日東電工㈱	500,000	3,128	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	7,413,895	2,443	金融取引関係の維持・強化
㈱セブン銀行	5,000,000	2,400	金融取引関係の維持・強化
凸版印刷㈱	2,503,800	2,363	事業関係及び取引関係の維持・強化
長瀬産業㈱	1,881,661	2,327	事業関係及び取引関係の維持・強化
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス㈱	732,762	2,297	金融取引関係の維持・強化
信越化学工業㈱	382,100	2,225	事業関係及び取引関係の維持・強化
ローム㈱	446,200	2,114	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱東京放送ホールディングス	1,034,273	1,803	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	3,121,860	1,628	金融取引関係の維持・強化
㈱スタジオアリス	645,000	1,586	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱キタムラ	1,700,000	1,388	事業関係及び取引関係の維持・強化
関西ペイント㈱	756,000	1,366	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日本印刷㈱	1,235,061	1,235	事業関係及び取引関係の維持・強化
松竹㈱	1,029,000	1,091	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱ＳＣＲＥＥＮホールディングス	1,217,729	1,083	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱西武ホールディングス	414,100	985	事業関係及び取引関係の維持・強化
参天製薬㈱	575,200	973	事業関係及び取引関係の維持・強化
栗田工業㈱	375,300	963	事業関係及び取引関係の維持・強化
ＪＸホールディングス㈱	2,162,900	938	事業関係及び取引関係の維持・強化
トヨタ自動車㈱	157,300	936	事業関係及び取引関係の維持・強化
ＮＯＫ㈱	382,700	735	事業関係及び取引関係の維持・強化
三菱製紙㈱	8,500,000	680	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱岡村製作所	630,000	677	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱プラザクリエイト	2,259,000	655	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱伊予銀行	883,745	651	金融取引関係の維持・強化
㈱九州フィナンシャルグループ	1,000,000	649	金融取引関係の維持・強化
東レ㈱	666,600	639	事業関係及び取引関係の維持・強化
サカタインクス㈱	500,000	613	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱商船三井	2,644,000	605	事業関係及び取引関係の維持・強化
東映㈱	602,039	603	事業関係及び取引関係の維持・強化
日本テレビホールディングス㈱	264,260	490	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱セブン&アイ・ホールディングス	94,170	451	事業関係及び取引関係の維持・強化
アキュセラ・インク	151,515	419	事業関係及び取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
ＨＯＹＡ㈱	364,000	1,574	議決権行使を指図する権限を有しております

（注）貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	256	2	196	21
連結子会社	171	－	187	－
計	428	2	384	21

②【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社（主として海外子会社）は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームに対する報酬として、監査証明業務に基づく報酬を前連結会計年度679百万円、当連結会計年度715百万円を支払っております。非監査業務に基づく報酬は前連結会計年度及び当連結会計年度において重要性はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度において重要性はありません。また、当社は、監査公認会計士等に対して当連結会計年度において各種アドバイザリー業務についての対価を支払っております。

④【監査報酬の決定方針】

当社は監査を監査法人に委嘱するにあたり、監査の方法とその内容の説明を求め、監査に要する時間とこれに基づく報酬額を協議し、監査役会の同意を得た上で、監査報酬を決定することとしております。

第５ 【経理の状況】

１　連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)附則（平成14年３月26日内閣府令第11号）第３項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に準拠して作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の連結財務諸表及び第120期事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第24条の２第１項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1　【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①　【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 （平成27年３月31日）		当連結会計年度 （平成28年３月31日）	
区分	注記 番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
資産の部					
Ⅰ　流動資産					
1　現金及び現金同等物	注18		726,888		600,897
2　有価証券	注４,18		19,033		28,012
3　受取債権					
(1) 営業債権及びリース債権	注５,19	651,346		641,837	
(2) 関連会社等に対する債権	注７	31,816		26,444	
(3) 貸倒引当金	注５,19	△27,009	656,153	△24,711	643,570
4　棚卸資産	注６		367,386		349,166
5　繰延税金資産	注11		83,196		77,828
6　前払費用及びその他の流動資産	注17,18		60,838		66,775
流動資産合計			1,913,494		1,766,248
Ⅱ　投資及び長期債権					
1　関連会社等に対する投資及び貸付金	注７		30,021		30,265
2　投資有価証券	注４,18		186,722		144,472
3　長期リース債権及びその他の長期債権	注５,17,18,19		145,175		148,510
4　貸倒引当金	注５,19		△4,370		△3,567
投資及び長期債権合計			357,548		319,680
Ⅲ　有形固定資産					
1　土地			94,304		91,596
2　建物及び構築物	注18		699,047		693,705
3　機械装置及びその他の有形固定資産	注18		1,649,935		1,632,503
4　建設仮勘定			23,396		36,526
			2,466,682		2,454,330
5　減価償却累計額			△1,939,361		△1,921,729
有形固定資産合計			527,321		532,601
Ⅳ　その他の資産					
1　営業権	注８,20		504,963		506,870
2　その他の無形固定資産	注８,20		80,271		86,249
3　繰延税金資産	注11		10,921		9,040
4　その他	注10,18		107,432		91,282
その他の資産合計			703,587		693,441
資産合計			3,501,950		3,311,970

		前連結会計年度 （平成27年３月31日）		当連結会計年度 （平成28年３月31日）	
区分	注記 番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
負債の部					
Ⅰ　流動負債					
1　社債及び短期借入金	注９		36,644		55,305
2　支払債務					
(1) 営業債務		242,626		229,893	
(2) 設備関係債務		16,733		23,421	
(3) 関連会社等に対する債務	注７	3,723	263,082	3,834	257,148
3　未払法人税等	注11		20,316		18,359
4　未払費用	注10		192,526		183,955
5　その他の流動負債	注11, 17,18		101,305		92,041
流動負債合計			613,873		606,808
Ⅱ　固定負債					
1　社債及び長期借入金	注９,17		313,045		310,388
2　退職給付引当金	注10		30,711		64,756
3　繰延税金負債	注11		65,877		36,976
4　預り保証金及びその他の固定負債	注７, 11,17,18		60,267		61,045
固定負債合計			469,900		473,165
負債合計			1,083,773		1,079,973
契約債務及び偶発債務	注14				
純資産の部	注12				
Ⅰ　株主資本					
1　資本金					
普通株式 発行可能株式総数 800,000,000株					
発行済株式総数 514,625,728株			40,363		40,363
2　資本剰余金			80,315		80,507
3　利益剰余金			2,088,300		2,174,965
4　その他の包括利益（△損失）累積額	注10, 13,17		87,462		△30,780
5　自己株式（取得原価）			△100,901		△250,229
前連結会計年度 32,398,163株					
当連結会計年度 64,128,303株					
株主資本合計			2,195,539		2,014,826
Ⅱ　非支配持分	注20		222,638		217,171
純資産合計			2,418,177		2,231,997
負債・純資産合計			3,501,950		3,311,970

② 【連結損益計算書】

		前連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）		当連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
Ⅰ　売上高					
1　売上高		2,114,065		2,115,363	
2　レンタル収入		349,322	2,463,387	345,020	2,460,383
Ⅱ　売上原価					
1　売上原価		1,367,470		1,347,882	
2　レンタル原価		144,274	1,511,744	143,876	1,491,758
売上総利益			951,643		968,625
Ⅲ　営業費用					
1　販売費及び一般管理費	注16	626,947		624,972	
2　研究開発費		160,281	787,228	163,027	787,999
営業利益			164,415		180,626
Ⅳ　営業外収益及び費用（△）					
1　受取利息及び配当金		5,858		6,206	
2　支払利息		△4,569		△4,376	
3　為替差損益・純額	注13,17	2,998		△8,898	
4　投資有価証券売却損益・純額	注４,13	△703		11,996	
5　その他損益・純額	注13,17,20	20,967	24,551	△3,312	1,616
税金等調整前当期純利益			188,966		182,242
Ⅴ　法人税等	注11				
1　法人税・住民税及び事業税		40,452		40,226	
2　法人税等調整額		20,458	60,910	8,219	48,445
Ⅵ　持分法による投資損益			△1,432		△302
当期純利益			126,624		133,495
Ⅶ　控除：非支配持分帰属損益			△15,684		△17,093
当社株主帰属当期純利益			110,940		116,402

１株当たり当社株主帰属当期純利益（円）	注15	230.14	250.03
潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益（円）	注15	229.44	249.20
１株当たり現金配当（円）		60.00	65.00

③ 【連結包括利益計算書】

		前連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
Ⅰ　当期純利益		126,624	133,495
Ⅱ　その他の包括利益（△損失）－税効果調整後	注13		
1　有価証券未実現損益変動額		34,295	△20,124
2　為替換算調整額		94,158	△72,886
3　年金負債調整額		8,159	△39,873
4　デリバティブ未実現損益変動額		△950	△571
その他の包括利益（△損失）合計		135,662	△133,454
当期包括利益		262,286	41
Ⅲ　控除：非支配持分帰属当期包括損益		△29,671	△1,881
当社株主帰属当期包括利益		232,615	△1,840

④ 【連結資本勘定計算書】

区分	注記番号	資本金(百万円)	資本剰余金(百万円)	利益剰余金(百万円)	その他の包括利益(△損失)累積額(百万円)	自己株式(百万円)	株主資本(百万円)	非支配持分(百万円)	純資産合計(百万円)
Ⅰ 平成26年３月31日現在残高		40,363	80,234	2,006,289	△34,213	△101,687	1,990,986	168,479	2,159,465
Ⅱ 包括利益(損失)									
1 当期純利益				110,940			110,940	15,684	126,624
2 有価証券未実現損益変動額	注13				33,954		33,954	341	34,295
3 為替換算調整額	注13				83,723		83,723	10,435	94,158
4 年金負債調整額	注13				4,916		4,916	3,243	8,159
5 デリバティブ未実現損益変動額	注13,17				△918		△918	△32	△950
包括利益							232,615	29,671	262,286
Ⅲ 自己株式取得						△62	△62		△62
Ⅳ 自己株式売却			△44			848	804		804
Ⅴ 当社株主への配当金				△28,929			△28,929		△28,929
Ⅵ 非支配持分への配当金								△6,600	△6,600
Ⅶ 新株予約権			125				125		125
Ⅷ 非支配持分との資本取引及びその他	注20							31,088	31,088
Ⅸ 平成27年３月31日現在残高		40,363	80,315	2,088,300	87,462	△100,901	2,195,539	222,638	2,418,177
Ⅹ 包括利益(損失)									
1 当期純利益				116,402			116,402	17,093	133,495
2 有価証券未実現損益変動額	注13				△19,968		△19,968	△156	△20,124
3 為替換算調整額	注13				△64,921		△64,921	△7,965	△72,886
4 年金負債調整額	注13				△32,781		△32,781	△7,092	△39,873
5 デリバティブ未実現損益変動額	注13,17				△572		△572	1	△571
包括利益							△1,840	1,881	41
ⅩⅠ 自己株式取得						△150,050	△150,050		△150,050
ⅩⅡ 自己株式売却			117			722	839		839
ⅩⅢ 当社株主への配当金				△29,737			△29,737		△29,737
ⅩⅣ 非支配持分への配当金								△7,295	△7,295
ⅩⅤ 新株予約権			73				73		73
ⅩⅥ 非支配持分との資本取引及びその他			2				2	△53	△51
ⅩⅦ 平成28年３月31日現在残高		40,363	80,507	2,174,965	△30,780	△250,229	2,014,826	217,171	2,231,997

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）		当連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー					
1　当期純利益			126,624		133,495
2　営業活動により増加した純キャッシュへの調整					
(1) 減価償却費		126,409		124,960	
(2) 段階取得に係る再評価益		△21,224		―	
(3) 投資有価証券売却損益		703		△11,996	
(4) 法人税等調整額		20,458		8,219	
(5) 持分法による投資損益（受取配当金控除後）		16,102		2,302	
(6) 資産及び負債の増減					
受取債権の増加		△4,377		△20,061	
棚卸資産の減少		10,931		5,784	
営業債務の減少		△20,474		1,680	
未払法人税等及びその他負債の増加・減少（△）		6,679		△12,057	
(7) その他		5,947	141,154	△8,847	89,984
営業活動によるキャッシュ・フロー			267,778		223,479
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー					
1　有形固定資産の購入			△56,943		△63,810
2　ソフトウェアの購入			△26,554		△22,278
3　有価証券・投資有価証券の売却・満期償還			37,164		45,254
4　有価証券・投資有価証券の購入			△37,244		△30,798
5　定期預金の増加（△）・減少（純額）			1,273		△271
6　関係会社投融資及びその他貸付金の増加			△6,309		△3,950
7　事業の買収（買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後）	注20		△800		△36,697
8　その他			△35,142		△44,770
投資活動によるキャッシュ・フロー			△124,555		△157,320
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー					
1　長期債務による調達額			4,530		2,955
2　長期債務の返済額			△8,619		△6,110
3　短期債務の増加・減少（△）（純額）			△8,332		20,808
4　親会社による配当金支払額			△26,510		△31,974
5　非支配持分への配当金支払額			△6,600		△7,295
6　自己株式の取得（純額）			△62		△150,049
財務活動によるキャッシュ・フロー			△45,593		△171,665
Ⅳ　為替変動による現金及び現金同等物への影響			24,687		△20,485
Ⅴ　現金及び現金同等物純増加・純減少（△）			122,317		△125,991
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高			604,571		726,888
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高			726,888		600,897

補足情報

支払額		
利息（百万円）	6,132	5,922
法人税等（百万円）	40,162	45,030

連結財務諸表に対する注記

1　経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージング ソリューションでは、カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションでは、メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションでは、オフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、オフィスサービス、用紙、消耗品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は約60％を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、中国、オランダ及びベトナムに所在しております。

2　過去に発行した連結財務諸表の修正再表示

全文訂正につき、_____線を付しておりません。

1）背景

平成29年３月期の決算にあたり、当社の連結子会社であるFuji Xerox New Zealand Limited（以下「FXNZ」といいます。）における平成28年３月期以前の機器のリースと消耗品・メンテナンスサービスを一体として契約し、毎月の利用量に応じた料金によって機器に係る代金も回収する形態のリース契約の一部において、受取債権の計上や回収可能性等に関わる会計処理の妥当性を確認する必要性（以下「本件問題」といいます。）が判明いたしました。本件問題に対して、当社は社内調査委員会を組織し、調査を進めてきました。調査を進める過程で、調査の更なる客観性及び信頼性を高めるため、平成29年４月20日に、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、本件問題の究明と類似する問題の存否及び事実関係の調査を委嘱し、同年６月10日付で調査報告書を受領しました。

当社は上記の第三者委員会の調査報告を踏まえ、平成23年３月期から平成28年３月期における連結財務諸表及び平成26年３月期から平成29年３月期の各四半期における四半期連結財務諸表を修正しました。

2）概要

本件問題にかかる会計処理の修正

上記の調査の結果、FXNZ において、平成23年３月期から平成28年３月期における一部のリース取引について、本来売上を一括計上できない取引にもかかわらず前倒しで売上計上する不適切な会計処理が行われていたこと、そして、他の連結子会社を確認したところ、Fuji Xerox Australia Pty.Limited（以下「FXA」といいます。）でも類似の事象があったことが判明しました。

これらの会計処理を修正すべく、平成23年３月期以降に発行した連結財務諸表の修正再表示を行っています。なお当該修正再表示に伴う前連結会計年度及び当連結会計年度における影響は以下３）のとおりです。

会計処理の再確認等による修正

上記の他、過年度の会計処理の再確認により判明した事象、その他過去において重要性の観点から修正を行わなかった事項の修正を含め平成23年３月期以降に発行した連結財務諸表の修正再表示を行っています。なお当該修正再表示に伴う前連結会計年度及び当連結会計年度における影響は以下３)のとおりです。

3）修正再表示項目の影響額の要約

①　売上高への影響要約

修正再表示に係る売上高への影響の要約は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
売上高(報告済数値)	2,492,605	2,491,624
修正項目：		
FXNZ	△8,902	△2,205
FXA	△1,238	△6,132
会計処理の再確認等	△19,078	△22,904
修正項目小計	△29,218	△31,241
売上高(修正再表示後)	2,463,387	2,460,383

② 税金等調整前当期純利益、当期純利益、当社株主帰属当期純利益への影響要約

修正再表示に係る税金等調整前当期純利益、当期純利益、当社株主帰属当期純利益への影響の要約は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
税金等調整前当期純利益(報告済数値)	197,102	194,529
修正項目：		
FXNZ	△7,365	△2,907
FXA	△2,538	△10,056
会計処理の再確認等	1,767	676
修正項目小計	△8,136	△12,287
税金等調整前当期純利益(修正再表示後)	188,966	182,242
法人税等(報告済数値)	58,483	52,476
法人税等の修正	2,427	△4,031
法人税等(修正再表示後)	60,910	48,445
持分法による投資損益(報告済数値)	△1,473	△337
持分法による投資損益の修正	41	35
持分法による投資損益(修正再表示後)	△1,432	△302
当期純利益(修正再表示後)	126,624	133,495
非支配持分帰属損益(報告済数値)	△18,593	△18,403
非支配持分帰属損益の修正	2,909	1,310
非支配持分帰属損益(修正再表示後)	△15,684	△17,093
当社株主帰属当期純利益(修正再表示後)	110,940	116,402

③ 期首の純資産の部の各項目への修正

上記の修正再表示にともない平成25年度以前の期間に係る累積的な影響額として平成26年度の期首の純資産の部の各項目に加えられた修正の要約は、以下のとおりです。なお、資本金及び自己株式については修正を行っておりません。

（単位：百万円）

	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益(△損失)累積額	非支配持分
平成26年３月31日現在(報告済数値)	75,507	2,036,451	△29,995	177,584
修正項目：				
FXNZ	－	△13,218	△3,371	△1,124
FXA	－	△667	△36	△12
会計処理の再確認等	4,727	△24,225	△811	△2,894
法人税等の修正	－	2,319	－	－
持分法による投資損益の修正	－	554	－	－
非支配持分帰属損益の修正	－	5,075	－	△5,075
修正項目小計	4,727	△30,162	△4,218	△9,105
平成26年３月31日現在(修正再表示後)	80,234	2,006,289	△34,213	168,479

④　連結貸借対照表への影響要約

上記修正再表示による連結貸借対照表への影響の要約は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 （平成27年３月31日）		
区分	報告済数値 金額（百万円）	修正値 金額（百万円）	修正再表示後 金額（百万円）
資産の部			
Ⅰ　流動資産			
1　現金及び現金同等物	726,888	－	726,888
2　有価証券	19,033	－	19,033
3　受取債権	681,013	△24,860	656,153
4　棚卸資産	372,513	△5,127	367,386
5　繰延税金資産	83,665	△469	83,196
6　前払費用及びその他の流動資産	60,103	735	60,838
流動資産合計	1,943,215	△29,721	1,913,494
Ⅱ　投資及び長期債権			
1　関連会社等に対する投資及び貸付金	29,426	595	30,021
2　投資有価証券	186,722	－	186,722
3　長期リース債権及びその他の長期債権	169,139	△23,964	145,175
4　貸倒引当金	△4,370	－	△4,370
投資及び長期債権合計	380,917	△23,369	357,548
Ⅲ　有形固定資産			
1　土地	94,304	－	94,304
2　建物及び構築物	723,809	△24,762	699,047
3　機械装置及びその他の有形固定資産	1,743,646	△93,711	1,649,935
4　建設仮勘定	23,396	－	23,396
	2,585,155	△118,473	2,466,682
5　減価償却累計額	△2,057,778	118,417	△1,939,361
有形固定資産合計	527,377	△56	527,321
Ⅳ　その他の資産			
1　営業権	504,963	－	504,963
2　その他の無形固定資産	80,271	－	80,271
3　繰延税金資産	9,272	1,649	10,921
4　その他	110,554	△3,122	107,432
その他の資産合計	705,060	△1,473	703,587
資産合計	3,556,569	△54,619	3,501,950

	前連結会計年度 （平成27年３月31日）		
区分	報告済数値 金額（百万円）	修正値 金額（百万円）	修正再表示後 金額（百万円）
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
1　社債及び短期借入金	36,644	－	36,644
2　支払債務	268,983	△5,901	263,082
3　未払法人税等	20,443	△127	20,316
4　未払費用	195,270	△2,744	192,526
5　その他の流動負債	100,945	360	101,305
流動負債合計	622,285	△8,412	613,873
Ⅱ　固定負債			
1　社債及び長期借入金	313,045	－	313,045
2　退職給付引当金	30,711	－	30,711
3　繰延税金負債	63,012	2,865	65,877
4　預り保証金及びその他の固定負債	60,100	167	60,267
固定負債合計	466,868	3,032	469,900
負債合計	1,089,153	△5,380	1,083,773
契約債務及び偶発債務			
純資産の部			
Ⅰ　株主資本			
1　資本金			
普通株式			
発行可能株式総数 800,000,000株			
発行済株式総数 514,625,728株	40,363	－	40,363
2　資本剰余金	75,588	4,727	80,315
3　利益剰余金	2,126,075	△37,775	2,088,300
4　その他の包括利益（△損失）累積額	91,589	△4,127	87,462
5　自己株式（取得原価） 32,398,163株	△100,901	－	△100,901
株主資本合計	2,232,714	△37,175	2,195,539
Ⅱ　非支配持分	234,702	△12,064	222,638
純資産合計	2,467,416	△49,239	2,418,177
負債・純資産合計	3,556,569	△54,619	3,501,950

	当連結会計年度 （平成28年３月31日）		
区分	報告済数値 金額（百万円）	修正値 金額（百万円）	修正再表示後 金額（百万円）
資産の部			
Ⅰ　流動資産			
1　現金及び現金同等物	600,897	－	600,897
2　有価証券	28,012	－	28,012
3　受取債権	663,887	△20,317	643,570
4　棚卸資産	352,924	△3,758	349,166
5　繰延税金資産	77,883	△55	77,828
6　前払費用及びその他の流動資産	65,727	1,048	66,775
流動資産合計	1,789,330	△23,082	1,766,248
Ⅱ　投資及び長期債権			
1　関連会社等に対する投資及び貸付金	29,635	630	30,265
2　投資有価証券	144,472	－	144,472
3　長期リース債権及びその他の長期債権	173,269	△24,759	148,510
4　貸倒引当金	△3,567	－	△3,567
投資及び長期債権合計	343,809	△24,129	319,680
Ⅲ　有形固定資産			
1　土地	91,596	－	91,596
2　建物及び構築物	717,290	△23,585	693,705
3　機械装置及びその他の有形固定資産	1,723,915	△91,412	1,632,503
4　建設仮勘定	36,526	－	36,526
	2,569,327	△114,997	2,454,330
5　減価償却累計額	△2,035,198	113,469	△1,921,729
有形固定資産合計	534,129	△1,528	532,601
Ⅳ　その他の資産			
1　営業権	506,870	－	506,870
2　その他の無形固定資産	86,249	－	86,249
3　繰延税金資産	7,091	1,949	9,040
4　その他	96,196	△4,914	91,282
その他の資産合計	696,406	△2,965	693,441
資産合計	3,363,674	△51,704	3,311,970

	当連結会計年度 （平成28年３月31日）		
区分	報告済数値 金額（百万円）	修正値 金額（百万円）	修正再表示後 金額（百万円）
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
1　社債及び短期借入金	55,305	－	55,305
2　支払債務	259,328	△2,180	257,148
3　未払法人税等	18,469	△110	18,359
4　未払費用	183,718	237	183,955
5　その他の流動負債	92,327	△286	92,041
流動負債合計	609,147	△2,339	606,808
Ⅱ　固定負債			
1　社債及び長期借入金	310,388	－	310,388
2　退職給付引当金	64,756	－	64,756
3　繰延税金負債	34,653	2,323	36,976
4　預り保証金及びその他の固定負債	60,898	147	61,045
固定負債合計	470,695	2,470	473,165
負債合計	1,079,842	131	1,079,973
契約債務及び偶発債務			
純資産の部			
Ⅰ　株主資本			
1　資本金			
普通株式			
発行可能株式総数 800,000,000株			
発行済株式総数 514,625,728株	40,363	－	40,363
2　資本剰余金	75,780	4,727	80,507
3　利益剰余金	2,219,651	△44,686	2,174,965
4　その他の包括利益（△損失）累積額	△31,112	332	△30,780
5　自己株式（取得原価） 64,128,303株	△250,229	－	△250,229
株主資本合計	2,054,453	△39,627	2,014,826
Ⅱ　非支配持分	229,379	△12,208	217,171
純資産合計	2,283,832	△51,835	2,231,997
負債・純資産合計	3,363,674	△51,704	3,311,970

⑤　連結損益計算書への影響要約

上記修正再表示による連結損益計算書への影響の要約は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）		
区分	報告済数値 金額(百万円)	修正値 金額(百万円)	修正再表示後 金額(百万円)
Ⅰ　売上高	2,492,605	△29,218	2,463,387
Ⅱ　売上原価	1,531,097	△19,353	1,511,744
売上総利益	961,508	△9,865	951,643
Ⅲ　営業費用	789,110	△1,882	787,228
営業利益	172,398	△7,983	164,415
Ⅳ　営業外収益及び費用(△)	24,704	△153	24,551
税金等調整前当期純利益	197,102	△8,136	188,966
Ⅴ　法人税等	58,483	2,427	60,910
Ⅵ　持分法による投資損益	△1,473	41	△1,432
当期純利益	137,146	△10,522	126,624
Ⅶ　控除：非支配持分帰属損益	△18,593	2,909	△15,684
当社株主帰属当期純利益	118,553	△7,613	110,940
１株当たり当社株主帰属当期純利益(円)	245.94		230.14
潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益(円)	245.18		229.44

	当連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）		
区分	報告済数値 金額(百万円)	修正値 金額(百万円)	修正再表示後 金額(百万円)
Ⅰ　売上高	2,491,624	△31,241	2,460,383
Ⅱ　売上原価	1,514,992	△23,234	1,491,758
売上総利益	976,632	△8,007	968,625
Ⅲ　営業費用	785,453	2,546	787,999
営業利益	191,179	△10,553	180,626
Ⅳ　営業外収益及び費用(△)	3,350	△1,734	1,616
税金等調整前当期純利益	194,529	△12,287	182,242
Ⅴ　法人税等	52,476	△4,031	48,445
Ⅵ　持分法による投資損益	△337	35	△302
当期純利益	141,716	△8,221	133,495
Ⅶ　控除：非支配持分帰属損益	△18,403	1,310	△17,093
当社株主帰属当期純利益	123,313	△6,911	116,402
１株当たり当社株主帰属当期純利益(円)	264.87		250.03
潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益(円)	264.00		249.20

⑥　連結包括利益計算書への影響要約

上記修正再表示による連結包括利益計算書への影響の要約は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）		
区分	報告済数値 金額（百万円）	修正値 金額（百万円）	修正再表示後 金額（百万円）
Ⅰ　当期純利益	137,146	△10,522	126,624
Ⅱ　その他の包括利益（△損失）―税効果調整後			
1　有価証券未実現損益変動額	34,295	―	34,295
2　為替換算調整額	94,117	41	94,158
3　年金負債調整額	8,159	―	8,159
4　デリバティブ未実現損益変動額	△950	―	△950
その他の包括利益（△損失）合計	135,621	41	135,662
当期包括利益	272,767	△10,481	262,286
Ⅲ　控除：非支配持分帰属当期包括損益	△32,630	2,959	△29,671
当社株主帰属当期包括利益	240,137	△7,522	232,615

	当連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）		
区分	報告済数値 金額（百万円）	修正値 金額（百万円）	修正再表示後 金額（百万円）
Ⅰ　当期純利益	141,716	△8,221	133,495
Ⅱ　その他の包括利益（△損失）―税効果調整後			
1　有価証券未実現損益変動額	△20,124	―	△20,124
2　為替換算調整額	△77,611	4,725	△72,886
3　年金負債調整額	△39,873	―	△39,873
4　デリバティブ未実現損益変動額	△1,471	900	△571
その他の包括利益（△損失）合計	△139,079	5,625	△133,454
当期包括利益	2,637	△2,596	41
Ⅲ　控除：非支配持分帰属当期包括損益	△2,025	144	△1,881
当社株主帰属当期包括利益	612	△2,452	△1,840

⑦　連結キャッシュ・フロー計算書への影響要約

上記修正再表示による連結キャッシュ・フロー計算書への影響の要約は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）					
区分	報告済数値 金額（百万円）		修正値 金額（百万円）		修正再表示後 金額（百万円）	
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー						
1　当期純利益		137,146		△10,522		126,624
2　営業活動により増加した純キャッシュへの調整						
(1) 減価償却費	122,909		3,500		126,409	
(2) 段階取得に係る再評価益	△21,224		－		△21,224	
(3) 投資有価証券売却損益	703		－		703	
(4) 法人税等調整額	16,918		3,540		20,458	
(5) 持分法による投資損益（受取配当金控除後）	16,143		△41		16,102	
(6) 資産及び負債の増減						
受取債権の増加	△11,384		7,007		△4,377	
棚卸資産の減少	8,919		2,012		10,931	
営業債務の減少	△14,304		△6,170		△20,474	
未払法人税等及びその他負債の増加	11,096		△4,417		6,679	
(7) その他	△3,191	126,585	9,138	14,569	5,947	141,154
営業活動によるキャッシュ・フロー		263,731		4,047		267,778
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー						
1　有形固定資産の購入		△56,943		－		△56,943
2　ソフトウェアの購入		△26,554		－		△26,554
3　有価証券・投資有価証券の売却・満期償還		37,164		－		37,164
4　有価証券・投資有価証券の購入		△37,244		－		△37,244
5　定期預金の減少（純額）		1,273		－		1,273
6　関係会社投融資及びその他貸付金の増加		△6,309		－		△6,309
7　事業の買収（買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後）		△800		－		△800
8　その他		△31,095		△4,047		△35,142
投資活動によるキャッシュ・フロー		△120,508		△4,047		△124,555
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー						
1　長期債務による調達額		4,530		－		4,530
2　長期債務の返済額		△8,619		－		△8,619
3　短期債務の減少（純額）		△8,332		－		△8,332
4　親会社による配当金支払額		△26,510		－		△26,510
5　非支配持分への配当金支払額		△6,600		－		△6,600
6　自己株式の取得（純額）		△62		－		△62
財務活動によるキャッシュ・フロー		△45,593		－		△45,593
Ⅳ　為替変動による現金及び現金同等物への影響		24,687		－		24,687
Ⅴ　現金及び現金同等物純増加		122,317		－		122,317
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高		604,571		－		604,571
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高		726,888		－		726,888

区分	当連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）					
	報告済数値 金額（百万円）		修正値 金額（百万円）		修正再表示後 金額（百万円）	
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー						
1　当期純利益		141,716		△8,221		133,495
2　営業活動により増加した純キャッシュへの調整						
(1) 減価償却費	121,354		3,606		124,960	
(2) 投資有価証券売却損益	△11,996		－		△11,996	
(3) 法人税等調整額	9,995		△1,776		8,219	
(4) 持分法による投資損益（受取配当金控除後）	2,337		△35		2,302	
(5) 資産及び負債の増減						
受取債権の増加	△16,313		△3,748		△20,061	
棚卸資産の減少	7,153		△1,369		5,784	
営業債務の減少	△2,041		3,721		1,680	
未払法人税等及びその他負債の減少	△14,389		2,332		△12,057	
(6) その他	△15,947	80,153	7,100	9,831	△8,847	89,984
営業活動によるキャッシュ・フロー		221,869		1,610		223,479
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー						
1　有形固定資産の購入		△63,810		－		△63,810
2　ソフトウェアの購入		△22,278		－		△22,278
3　有価証券・投資有価証券の売却・満期償還		45,254		－		45,254
4　有価証券・投資有価証券の購入		△30,798		－		△30,798
5　定期預金の増加（純額）		△271		－		△271
6　関係会社投融資及びその他貸付金の増加		△3,950		－		△3,950
7　事業の買収（買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後）		△36,697		－		△36,697
8　その他		△43,160		△1,610		△44,770
投資活動によるキャッシュ・フロー		△155,710		△1,610		△157,320
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー						
1　長期債務による調達額		2,955		－		2,955
2　長期債務の返済額		△6,110		－		△6,110
3　短期債務の増加（純額）		20,808		－		20,808
4　親会社による配当金支払額		△31,974		－		△31,974
5　非支配持分への配当金支払額		△7,295		－		△7,295
6　自己株式の取得（純額）		△150,049		－		△150,049
財務活動によるキャッシュ・フロー		△171,665		－		△171,665
Ⅳ　為替変動による現金及び現金同等物への影響		△20,485		－		△20,485
Ⅴ　現金及び現金同等物純減少		△125,991		－		△125,991
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高		726,888		－		726,888
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高		600,897		－		600,897

3　重要な連結会計方針の概要

この連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国財務会計基準審議会による会計基準編纂書（Accounting Standards Codification™;以下、「基準書」と記述します。))に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社は米国預託証券を1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場しておりましたが、平成21年７月31日をもって、上場を廃止致しました。なお、当社は今後も米国式連結財務諸表の作成、開示を継続致します。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであり、金額的に重要なものについては我が国の基準に基づいた場合の税金等調整前当期純利益に対する影響額を開示しております。かかる影響額は実務上の困難性等から概算であります。

(イ)連結の範囲は基準書810、持分法の適用は基準書323に基づいております。

(ロ)基準書840に基づき、借手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合はキャピタル・リースとし、最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価額を有形固定資産及び借入金に計上しております。また、貸手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合は資産の販売取引として処理し、リース資産は貸借対照表から除外しております。

(ハ)剰余金の配当は、当該連結会計年度に対応する事業年度に係る剰余金の配当による方法(繰上方式)を採用しております。

(ニ)基準書715に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上しております。また、同基準書に基づき、退職給付制度の清算及び縮小の会計処理を行っております。当該会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額はそれぞれ約6,754百万円(利益)及び約5,022百万円(利益)であります。

(ホ)デリバティブについては、基準書815を適用しております。

(ヘ)基準書820に基づき、資産及び負債の公正価値の測定について開示しております。また、基準書825に基づき、金融商品の公正価値について開示しております。

(ト)連結損益計算書上、持分法による投資損益は、「持分法による投資損益」として区分表示しております。

(チ)基準書320に基づき、有価証券の公正価値の下落が一時的でないと認められた場合には、当該銘柄の公正価値により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正する減損処理を行い、同一連結会計年度において、公正価値が回復した場合でも取得原価を変更しておりません。当該会計処理及び過去に減損した銘柄を売却したことによる前連結会計年度への影響額はありません。当連結会計年度の影響額は、3,113百万円（利益）であります。

(リ)基準書350に基づき、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。当該会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額は、それぞれ約23,327百万円(利益)及び約26,752百万円(利益)であります。

(ヌ)将来の休暇について従業員が給付を受け取れる権利に対し、基準書710に基づき、未払債務を計上しております。当該会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度への影響額は重要性がありません。

(ル)連結貸借対照表上、取得日より３ヶ月以内に満期の到来する一部の負債証券は「現金及び現金同等物」に含めて表示しております。

上記の修正事項を反映した後の主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社等に対する持分法の適用

この連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社（以下、「関連会社等」と記述します。）に対する投資額は持分法により評価しております。当期

純利益には、未実現利益消去後のこれら関連会社等の当期純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産、有価証券及び投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、不確実な税務ポジション、年金数理計算による従業員年金債務の見積に関係する仮定、並びに環境問題、訴訟、当局による調査等から生じる偶発債務等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として純資産の部の独立項目である「その他の包括利益(△損失)累積額」に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より３ヶ月以内に満期の到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

売却可能有価証券に分類される取得日より３ヶ月以内に満期の到来する一部の負債証券は、連結貸借対照表の「現金及び現金同等物」に含めております。これらの前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値はそれぞれ369,429百万円及び294,291百万円であります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で評価を行い、関連税効果調整後の未実現損益を純資産の部の「その他の包括利益(△損失)累積額」に含めて表示しております。当社は、有価証券の価値の下落が一時的でないと判断される場合は、持分証券に係る減損損失を損益に計上し、負債証券に係る減損損失のうち負債証券の信用リスクから生じる価格の下落部分については損益に計上し、それ以外の要因に基づく部分については「その他の包括利益(△損失)累積額」に含めて表示しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断に関し、持分証券については、公正価値が帳簿価額を下回っている期間と程度、被投資会社の財政状態と近い将来の見通し及び将来における公正価値の回復まで投資を継続する当社の意図と能力を考慮し、負債証券については投資の将来における売却意図又は必要性及び帳簿価額の回収可能性を考慮しております。有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。売却可能有価証券に係る配当金は連結損益計算書の「受取利息及び配当金」に含まれております。

(6) 貸倒引当金

営業債権、リース債権及びその他の債権に対する貸倒引当金は、過去の貸倒実績、延滞状況及び問題が生じている取引先の財政状態に基づき決定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった場合は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

(7) 棚卸資産

棚卸資産については、原則として移動平均法による低価法により評価しております。また、当社は定期的に陳腐化、滞留、又は過剰在庫の有無を検討し、該当する場合には正味実現可能価額まで評価減しております。

(8) 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得価額により計上しております。有形固定資産の減価償却費は、主として定額法で計算しております。

見積耐用年数は建物及び構築物が概ね15年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産が概ね２年から15年であります。

機械装置及びその他の有形固定資産には、オペレーティング・リースにより顧客に賃貸している機械が含まれており、その取得原価及び減価償却累計額は前連結会計年度末においては、それぞれ42,944百万円及び28,276百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ37,474百万円及び24,067百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度の有形固定資産の売却利益額（純額）は、それぞれ394百万円及び6,725百万円であります。

(9) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権は、買収時の買収価額が取得純資産の公正価値を超過する分であり、その他の無形固定資産は主に技術関連の無形固定資産及び顧客関連の無形固定資産から構成されております。

基準書350の適用により、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産は償却せず、毎年１月１日時点で当該資産の減損の有無を検討しております。営業権の減損テストは、当社の報告単位毎に見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて行われており、使用される割引率は、報告単位のWACC(加重平均資本コスト)に基づいて算出しております。また、特に客観的事実や状況の変化により当該資産の公正価値が帳簿価額を下回る可能性がある場合には、その都度減損の有無を検討しております。

なお、存続期間に限りのない無形固定資産以外の無形固定資産は、その存続期間にわたり定額法により償却しております。

(10) ソフトウェア

当社は、基準書350-40に基づき、内部利用目的のソフトウェアについては、開発又は取得に関連して発生した一定の原価を資産計上しております。これらの原価は主に第三者に対する支払及びソフトウェア開発に係る従業員に対する給与であります。内部利用目的のソフトウェア開発について、アプリケーション開発段階以降発生した原価を資産計上しております。また、当社は、基準書985に基づき、開発又は取得した販売用ソフトウェアについて、技術的実現可能性が確立した後で発生した原価を資産計上しております。資産計上されたソフトウェア開発費用は３年から５年の見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。資産計上されたソフトウェア(販売用ソフトウェアを含む)の取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ155,567百万円及び94,507百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ156,418百万円及び95,441百万円であります。このうち、資産計上された販売用ソフトウェアの取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ39,747百万円及び28,129百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ36,621百万円及び26,527百万円であります。当該資産計上されたソフトウェアは、連結貸借対照表の「その他の資産」の「その他」に含めております。

(11) 長期性資産の減損に関する会計処理

当社は、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産を除く、保有及び使用予定の長期性資産について、客観的事実や状況の変化により当該資産の帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には、減損の有無を検討しております。減損の兆候があると判断されるときは、その資産に関連する見積割引前将来キャッシュ・フローとその資産の帳簿価額を比較し、帳簿価額の減額が必要かどうかを検討しております。この結果、当該資産の回収可能性がないと判断される場合は、当該資産の帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。公正価値を決定するにあたり、当社は市場取引価格又はその他の評価方法を使用しております。市場取引価格を利用できない場合には、主に資産の使用や最終的な処分から生じる見積将来キャッシュ・フローに基づく割引現在価値法、ロイヤルティ免除法又は超過収益法を使用しております。

売却予定の長期性資産については、帳簿価額と公正価値から売却に要する費用を差し引いた額のいずれか低い額で計上しております。

(12) 収益認識基準

当社は、収益が実現し、又は実現可能でありかつ稼得したときに収益を認識しております。当社は、契約書等の説得力のある証拠が存在していること、顧客に対して製品・商品又はサービスが提供されていること、その価格が確定している、又は確定可能であること、対価の回収が合理的に保証されていることのすべてが満たされたときに収益が実現、もしくは実現可能でありかつ稼得したと考えております。一般的に、これらの条件は、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転した時点で満たされます。

当社は、コンシューマー製品及び医療・印刷等の業務用製品については、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。医療・印刷機器及びオフィス事務機器等、顧客の受入が必要となる特定の機器については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。サービスについては、主として顧客に販売した機器のメンテナンスから生じており、サービスが提供された時点で収益を認識しております。販売型リースは、主として複写機及びオフィスプリンターから生じており、当社は、リースの開始時点で収益を認識しております。販売型リースにかかる受取利息相当額については、利息法によりリース残高の残投資額を基準として期間按分し、連結損益計算書の「売上高」に含めております。オペレーティング・リースからのレンタル収入はそれぞれのリース期間にわたって認識しております。

当社は、製品、機器及びサービスが組み合わされた取引については、基準書605-25に規定されている別個の会計単位の要件を満たす場合、収益を各々の販売価格の比率により按分しております。当該要件を満たさない場合には、未提供の部分が提供されるまで収益を繰り延べております。

当社は、基準書605-50に基づき、製品価格の下落を補填するために支給される販売奨励金や販売量に応じた割戻、一部の現金歩引等を売上高から控除しております。これらは顧客からの請求又は契約上合意した比率等により算出した額に基づいて計上しております。

(13) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より１年間であります。製品保証及びアフターサービスに関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(14) 輸送費及び取扱手数料

輸送費及び取扱手数料は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。前連結会計年度及び当連結会計年度の輸送費及び取扱手数料はそれぞれ56,212百万円及び55,627百万円であります。

(15) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用計上され、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。前連結会計年度及び当連結会計年度の広告宣伝費はそれぞれ20,009百万円及び21,316百万円であります。

(16) 法人税等

法人税等は基準書740に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

当社は、同基準書に基づき、税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。

(17) 消費税等

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(18) デリバティブ

当社は、外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等のすべてのデリバティブをその保有目的又は意図にかかわらず、公正価値により資産又は負債として計上しております。一般的に公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジされているリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動額とともに損益に計上しております。キャッシュ・フローヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジが有効である部分は税効果調整後の金額で連結貸借対照表の「その他の包括利益(△損失)累積額」に計上しております。ヘッジ指定をしていない、又はヘッジとしての要件を満たしていないデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期の損益として計上しております。

(19) １株当たり当社株主帰属当期純利益

１株当たり当社株主帰属当期純利益は各年度の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益は、ストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

(20) 株式を基礎とした報酬

当社は、基準書718に基づき、株式を基礎とした報酬費用を当該報酬の付与日における公正価値に基づき測定し、認識しております。

(21) 後発事象

基準書855に基づき当連結会計年度末後の後発事象は、訂正前の連結財務諸表が提出可能となった日である平成28年６月29日までの期間において評価しております。

(22) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当連結会計年度の表示にあわせて組替再表示しております。

(23) 新会計基準

平成26年５月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2014-09「顧客との契約から生じる収益」を発行しました。会計基準アップデート2014-09が規定する基準書606は、基準書605を置き換えるものであります。会計基準アップデート2014-09は、一部の例外を除くすべての顧客との契約から生じる収益を認識するため、５つのステップから構成される収益認識モデルを規定しております。また、会計基準アップデート2014-09は、主に顧客との契約、収益認識に関する重要な判断やその変更についての定性的及び定量的な開示を要求しております。会計基準アップデート2014-09は、平成28年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用される予定でしたが、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2015-14「顧客との契約から生じる収益：適用日の延期」を平成27年８月に発行し、その適用を１年延期しました。早期適用は平成28年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）からの適用のみ認められております。当社においては平成30年４月１日より始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2014-09は適用時に開示される全ての会計期間に遡及的に適用する方法と適用初年度の期首に累積的影響額を調整する方法のいずれかを用いることを要求しております。さらに、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2014-09に関する規定を明確にするために、平成28年３月に会計基準アップデート2016-08「顧客との契約から生じる収益：本人か代理人かの検討」を、平成28年４月に会計基準アップデート2016-10「顧客との契約から生じる収益：履行義務の識別及びライセンス」を、平成28年５月に会計基準アップデート2016-12「顧客との契約から生じる収益：限定的な改善及び実務上の便法」を発行しました。これらの会計基準アップデートは会

計基準アップデート2014-09と同時に適用されます。会計基準アップデート2014-09が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

平成27年11月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2015-17「繰延税金の貸借対照表における分類」を発行しました。会計基準アップデート2015-17は、全ての繰延税金資産・負債を貸借対照表で固定に区分することを規定しております。会計基準アップデート2015-17は平成28年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用が認められております。当社においては平成29年４月１日より始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2015-17は適用時に開示される全ての会計年度に遡及的に適用する方法と将来に向けて適用する方法のいずれかを用いることを要求しております。会計基準アップデート2015-17が当社の財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

平成28年１月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-01「金融商品－全体：金融資産と金融負債の認識及び測定」を発行しました。会計基準アップデート2016-01は、持分法投資及び連結された投資を除き、持分証券投資を公正価値により測定し、その変動を純損益に認識することを求めております。また公正価値オプションが選択された金融負債の固有の信用リスクに起因する公正価値の変動について、その他の包括利益として表示することを求めるとともに、金融商品の開示に関するいくつかの規定を修正しております。さらに、会計基準アップデート2016-01は売却可能有価証券に関する繰延税金資産に対する評価性引当金の要否の判断に関する規定を明らかにしております。会計基準アップデート2016-01は平成29年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用は一定の内容について認められております。当社においては平成30年４月１日より始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-01が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

平成28年２月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-02「リース」を発行しました。会計基準アップデート2016-02が規定する基準書842は、基準書840を置き換えるものであります。会計基準アップデート2016-02は、リースの借手に対してリース負債と使用権資産を貸借対照表上に認識することを規定しております。また、会計基準アップデート2016-02は、リースについての定性的及び定量的な開示を要求しております。会計基準アップデート2016-02は、平成30年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用は認められております。当社においては平成31年４月１日から始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-02は修正遡及アプローチを使用し適用初年度の期首にリースの認識と測定を行うことを要求しております。会計基準アップデート2016-02が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

なお、訂正前の連結財務諸表が提出可能となった日現在の状況を記載しております。

4　負債証券及び持分証券投資

売却可能有価証券に関して、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の主な有価証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、売却可能有価証券に分類される取得日より３ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の「現金及び現金同等物」に含まれており、これらの前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未実現利益額及び未実現損失額に重要性はありません。

	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価（百万円）	未実現利益（百万円）	未実現損失（百万円）	見積公正価値（百万円）	取得原価（百万円）	未実現利益（百万円）	未実現損失（百万円）	見積公正価値（百万円）
有価証券								
社債	19,000	34	1	19,033	28,000	18	6	28,012
合計	19,000	34	1	19,033	28,000	18	6	28,012

	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価（百万円）	未実現利益（百万円）	未実現損失（百万円）	見積公正価値（百万円）	取得原価（百万円）	未実現利益（百万円）	未実現損失（百万円）	見積公正価値（百万円）
投資有価証券								
外国政府債	262	9	－	271	250	3	－	253
社債	2,000	－	2	1,998	－	－	－	－
株式	53,161	97,872	305	150,728	53,344	76,175	936	128,583
投資信託	15,408	9,372	－	24,780	5,598	3,541	－	9,139
合計	70,831	107,253	307	177,777	59,192	79,719	936	137,975

前連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は8,255百万円、売却損失額は752百万円、売却利益額に重要性はありません。当連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は23,975百万円、売却利益額は12,017百万円、売却損失額に重要性はありません。

当連結会計年度末における満期別に分類された負債証券の取得原価及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、一部の負債証券については、証券発行者がペナルティなしに繰上償還できる権利を持っているため、実際の満期は契約上の満期と異なることがあります。

	取得原価（百万円）	見積公正価値（百万円）
１年以内	28,000	28,012
１年超５年以内	250	253
合計	28,250	28,265

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における売却可能有価証券のうち、未実現損失の状態が継続しているものの見積公正価値及び未実現損失は次のとおりであります。

	前連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値（百万円）	未実現損失（百万円）	見積公正価値（百万円）	未実現損失（百万円）	見積公正価値（百万円）	未実現損失（百万円）
社債	8,996	3	－	－	8,996	3
株式	1,114	6	777	299	1,891	305
合計	10,110	9	777	299	10,887	308

	当連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値（百万円）	未実現損失（百万円）	見積公正価値（百万円）	未実現損失（百万円）	見積公正価値（百万円）	未実現損失（百万円）
社債	5,994	6	－	－	5,994	6
株式	4,787	617	723	319	5,510	936
合計	10,781	623	723	319	11,504	942

平成28年３月31日現在、公正価値が原価に対して下落している売却可能有価証券のうち、主なものは日本国内の市場性のある株式であり、その銘柄数は約35であります。未実現損失が発生している主要な銘柄について、投資先の財政状態や将来見込みに基づき、下落率及び下落期間を勘案した結果、当連結会計年度は、株式の公正価値の下落が一時的ではないと判断するには尚早であること、また当社及び連結子会社は当該株式を近い将来売却する予定はなく、公正価値が将来回復するのに十分な合理的期間にわたり株式の保有を継続する意図と能力を有していることから、当社はこれらの未実現損失を含む投資につき、一時的でない価値の下落にあたらないものと判断しました。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において原価法により評価された市場性のない有価証券の取得原価は、それぞれ8,945百万円及び6,497百万円であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、上記投資額のうち減損の評価を行っていない有価証券の取得原価は、それぞれ6,902百万円及び4,323百万円であります。減損の評価を行わなかったのは、投資の公正価値を見積ることが実務上困難なこと及び投資の公正価値に著しく不利な影響を及ぼす事象や状況の変化が見られなかったためであります。

5　リース債権

リース債権は、主に当社の事務用機器の販売型リースに関わるものであります。リース債権のうち１年以内に期限が到来するもの及び１年超のものは、それぞれ受取債権の「営業債権及びリース債権」及び「長期リース債権及びその他の長期債権」に含まれております。これらのリース債権は通常１年から８年の期限となっております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末のリース債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
リース債権総額	216,002	221,130
未実現利益	△24,984	△24,532
貸倒引当金	△4,952	△5,639
リース債権純額	186,066	190,959

当連結会計年度末における販売型リースにおいて将来受け取るであろう最低リース料支払額は次のとおりであります。

	（百万円）
平成28年度	90,322
平成29年度	56,025
平成30年度	36,752
平成31年度	23,647
平成32年度	10,584
平成33年度以降	3,800
最低リース料支払総額	221,130

6　棚卸資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
製品・商品	223,853	210,365
半製品・仕掛品	52,622	53,215
原材料・貯蔵品	90,911	85,586
合計	367,386	349,166

7　関連会社等に対する投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資はそれぞれ26,537百万円及び26,640百万円であります。これらの関連会社は主にイメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション及びドキュメント ソリューション事業の業務を行っております。

当社の持分法適用の関連会社等の要約財政状態及び経営成績は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
流動資産	131,055	137,854
固定資産	39,084	42,440
資産合計	170,139	180,294
流動負債	80,739	80,200
固定負債	56,103	64,006
資本合計	33,297	36,088
負債及び資本合計	170,139	180,294

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
売上高	274,706	266,241
当期純利益（△損失）	△2,307	△2,604

前連結会計年度及び当連結会計年度の当社と関連会社等との取引高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
売上	91,324	88,553
仕入	9,507	9,659
受取配当金	14,670	2,000

8　営業権及びその他の無形固定資産

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティングセグメント毎の営業権の増減は次のとおりであります。

	インフォメーション ソリューション (百万円)	ドキュメント ソリューション (百万円)	合計 (百万円)
平成26年３月31日現在残高	202,612	220,476	423,088
取得額	52,105	－	52,105
その他	15,332	14,438	29,770
平成27年３月31日現在残高	270,049	234,914	504,963
取得額	20,885	－	20,885
その他	△11,065	△7,913	△18,978
平成28年３月31日現在残高	279,869	227,001	506,870

その他には、為替換算調整額等が含まれます。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、イメージング ソリューションに営業権は計上しておりません。

償却対象であるその他の無形固定資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末		当連結会計年度末	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
技術関連	66,710	22,594	78,554	27,610
顧客関連	28,338	9,337	28,511	11,226
その他	17,373	4,550	17,491	5,217
合計	112,421	36,481	124,556	44,053

その他の無形固定資産の償却費は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ9,480百万円及び9,436百万円であります。

償却対象でないその他の無形固定資産は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ともに重要性はありません。

償却対象であるその他の無形固定資産の今後５年間における見積償却費は、次のとおりであります。

	(百万円)
平成28年度	9,176
平成29年度	8,591
平成30年度	8,383
平成31年度	7,766
平成32年度	7,586

9　短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における短期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
銀行借入金	19,295	19,443
コマーシャル・ペーパー	13,000	29,000
１年以内返済の社債及び長期借入金	4,349	6,862
合計	36,644	55,305

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における銀行借入金及びコマーシャル・ペーパーの加重平均利率は、それぞれ2.04％及び1.06％であります。短期借入金は無担保であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における長期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
銀行及び保険会社等からの無担保借入金 前連結会計年度：返済期限　平成27年度～平成34年度 年利率0.330％～8.340％ 当連結会計年度：返済期限　平成28年度～平成45年度 年利率0.330％～6.000％	143,459	142,405
無担保社債（円建）		
返済期限　平成29年度　年利率0.328％	40,000	40,000
返済期限　平成29年度　年利率0.330％	60,000	60,000
返済期限　平成31年度　年利率0.515％	30,000	30,000
返済期限　平成34年度　年利率0.882％	40,000	40,000
その他	3,935	4,845
	317,394	317,250
控除：１年以内に返済期限が到来する金額	△4,349	△6,862
差引計	313,045	310,388

長期の社債及び借入金の今後５年間における年度別返済予定額は次のとおりであります。

	（百万円）
平成28年度	6,862
平成29年度	104,143
平成30年度	27,129
平成31年度	60,468
平成32年度	45,366

特定の銀行借入金については一般的な約定として、銀行の要求により現在及び将来の借入に対する担保の差入又は保証人の設定を行うこと、また、銀行は返済期日の到来した借入金又は約定不履行となった場合は全ての借入金と銀行預金を相殺する権利を有することを約しております。銀行以外の一部の貸主との長期約定においても、その要求により、担保を追加することを約しております。

10　退職給付制度

当社の国内子会社の従業員の大部分は、退職にあたり会社への貢献度をより反映したポイント制を基礎に算出される退職一時金又は年金の受給資格を有します。

当社の国内子会社の大部分は、確定給付企業年金制度を有しており、関連する年金資産は信託銀行や保険会社により管理されております。また、確定拠出型退職給付制度も有しております。確定給付年金については、将来の支給額に見合う資金を確保できるように年金数理計算に基づいて算定された拠出金を積み立てております。

前連結会計年度において、当社の一部の子会社で、退職給付制度の縮小が発生しております。この縮小に伴い284百万円を退職給付費用に含めて処理しております。また、この退職給付制度の縮小に伴い、退職給付債務が284百万円増加しております。

一部の海外子会社は、実質的にすべての従業員を対象とし、確定拠出型退職給付制度を中心に各種の退職給付制度を有しております。この制度では従業員の年間給与の一定割合に相当する金額を毎年積み立てております。

前連結会計年度及び当連結会計年度の確定拠出型退職給付制度に関する退職給付費用計上額はそれぞれ8,880百万円及び10,211百万円であります。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	22,538	22,767
利息費用	13,059	11,834
期待運用収益	△21,859	△22,841
数理計算上の差異の償却額	7,537	6,268
過去勤務債務の償却額	△3,078	△3,137
制度縮小による損失	284	－
退職給付費用	18,481	14,891

前連結会計年度及び当連結会計年度における、その他の包括利益(損失)累積額における、年金資産と予想給付債務のその他の変化は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
年金数理上の損失(利益)の当期発生額	△7,953	66,244
数理計算上の差異の償却額	△7,537	△6,268
制度改訂による過去勤務債務の発生額	△646	△2,353
過去勤務債務の償却額	3,078	3,137
合計	△13,058	60,760

その他の包括利益(損失)累積額に含まれている金額のうち、平成28年度における数理計算上の差異及び過去勤務債務の償却予定額はそれぞれ次のとおりであります。

	(百万円)
数理計算上の差異の償却予定額	10,702
過去勤務債務の償却予定額	△2,483

退職給付制度の財務状況

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の公正価値の期首残高と期末残高との調整と積立状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
退職給付債務の変動：		
退職給付債務期首残高	738,042	806,190
勤務費用	22,538	22,767
利息費用	13,059	11,834
従業員拠出	627	620
退職給付制度改訂	△646	△2,353
数理計算上の差異	53,508	42,173
企業買収による増加	4,682	―
給付額	△28,769	△29,419
制度縮小による増加	284	―
為替換算による変動額	2,865	△11,074
退職給付債務期末残高	806,190	840,738
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	712,376	806,260
実際運用収益	83,320	△1,230
企業買収による増加	2,050	―
事業主拠出	31,389	23,403
従業員拠出	627	620
給付額	△26,533	△27,728
為替換算による変動額	3,031	△12,482
年金資産の公正価値期末残高	806,260	788,843
積立状況	70	△51,895

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表上の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
その他資産	31,817	13,837
未払費用	△1,036	△976
退職給付引当金	△30,711	△64,756
純認識額	70	△51,895

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるその他の包括利益(損失)累積額の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
数理計算上の差異	160,017	219,265
過去勤務債務	△15,366	△14,628
合計	144,651	204,637

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の確定給付型退職給付制度の累積給付債務は、それぞれ792,447百万円及び832,237百万円であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、予測給付債務が年金資産を超過する年金制度の予測給付債務及び年金資産の公正価値、また、累積給付債務が年金資産を超過する年金制度の累積給付債務、年金資産の公正価値は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
予測給付債務が年金資産を上回る制度：		
予測給付債務	337,206	774,136
年金資産の公正価値	306,577	708,402
累積給付債務が年金資産を上回る制度：		
累積給付債務	279,474	720,014
年金資産の公正価値	256,610	658,015

基礎率

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、退職給付債務の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付債務の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
割引率	1.42%	0.98%

前連結会計年度及び当連結会計年度における、退職給付費用の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付費用の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
割引率	1.74%	1.42%
年金資産の長期期待収益率	2.84%	2.75%

年金資産の長期期待収益率は、資産カテゴリー別の長期期待運用収益、及びポートフォリオ別の過去の運用実績に基づいて算定しております。

年金資産

当社の年金資産運用については、従業員に対する年金給付や一時金給付の支払いを将来にわたり確実に行うため、許容されるリスクの下で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目指しております。

当社の投資方針の基本は、分散投資による効率的なリターンの追求及びリスクの低減にあります。中長期的な観点で最適な資産の組み合わせである基本資産配分を策定し、定期的に検証を行っております。また、策定時の諸条件が変化したと認められる時は、必要に応じて基本資産配分の見直しを行うこととしております。実際の運用においては、短期的な市場環境をも勘案し、予め定められた許容レンジの範囲内で、運用を行っております。

年金資産の目標資産配分割合は、持分証券が19%(国内株式が６%、外国株式が13%)、負債証券が41%(国内債券が25%、外国債券が16%)、生命保険会社が扱う団体年金の一般勘定(以下、「生保一般勘定」と記述します。)が21%、ヘッジファンド及び不動産等のオルタナティブ投資が19%であります。

持分証券は、主に証券取引所に上場されている株式であり、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、業種等についても適切な分散化を図っております。負債証券は、主に国債、公債、社債であり、格付け、利率、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、残存期間、発行者等についても適切な分散化を図っております。合同運用信託は、持分証券及び負債証券と同様な投資方針で行っております。生保一般勘定は、一定の予定利率と元本が保証されており、発行者の格付け等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図っております。外国銘柄への投資は、投資対象市場の政治・経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定し、分散化を図っております。オルタナティブ投資は、主にヘッジファンド及び不動産であり、伝統的資産への投資リスクに対するヘッジ機能、市場動向に左右されにくい収益源泉の導入等を目的としており、伝統的資産とは異なるリスク及びリターンの特性について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資手法及び運用機関についても適切な分散化を図っております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における年金資産の公正価値の階層は次のとおりであります。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記18「公正価値の測定」に記述しております。

	前連結会計年度末			
	レベル１ (百万円)	レベル２ (百万円)	レベル３ (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに短期貸付金(1)	17,637	5,648	－	23,285
持分証券				
国内株式	29,194	－	－	29,194
外国株式	11,941	4,882	－	16,823
合同運用信託(2)	－	151,442	－	151,442
負債証券				
国債(3)	9,943	764	－	10,707
社債(4)	－	30,332	－	30,332
合同運用信託(5)	－	266,461	－	266,461
生保一般勘定	－	157,718	－	157,718
オルタナティブ投資				
株式ファンド(6)	－	2,030	－	2,030
債券ファンド(7)	－	1,156	－	1,156
その他ファンド(8)	－	28,531	77,974	106,505
不動産(9)	－	751	9,856	10,607
年金資産合計	68,715	649,715	87,830	806,260

	当連結会計年度末			
	レベル１ （百万円）	レベル２ （百万円）	レベル３ （百万円）	合計 （百万円）
現金及び現金同等物並びに短期貸付金(1)	17,588	14,612	－	32,200
持分証券				
国内株式	6,603	118	－	6,721
外国株式	10,342	3,297	－	13,639
合同運用信託(2)	－	128,555	－	128,555
負債証券				
国債(3)	10,235	389	－	10,624
社債(4)	－	36,598	－	36,598
合同運用信託(5)	－	249,191	－	249,191
生保一般勘定	－	186,447	－	186,447
オルタナティブ投資				
株式ファンド(6)	－	2,050	－	2,050
その他ファンド(8)	－	29,112	80,978	110,090
不動産(9)	－	2,516	10,212	12,728
年金資産合計	44,768	652,885	91,190	788,843

(1) 短期貸付金は、合同運用信託の貸付金口にて保有している銀行勘定貸、譲渡性預金及びコールローンを含んでおり、レベル２に分類しております。

(2) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において持分証券の合同運用信託は、それぞれ31%及び26%を国内株式、69%及び74%を外国株式に投資しております。

(3) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において国債は、それぞれ87%及び92%を日本国債、13%及び８%を外国国債に投資しております。

(4) 前連結会計年度末において社債は、100%を外国社債に投資しております。
当連結会計年度末において社債は、14%を国内社債、86%を外国社債に投資しております。

(5) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において負債証券の合同運用信託は、それぞれ38%及び34%を日本国債、政府機関債及び地方債、41%及び41%を外国国債、15%及び12%を国内社債、６%及び13%を外国社債に投資しております。

(6) 株式ファンドは、主に国内株式を投資対象としたファンドであります。

(7) 債券ファンドは、主に日本国債、外国国債及び通貨を投資対象としたファンドであります。

(8) その他ファンドに含まれる資産は、主にレベル２に分類された、上場先物等に投資しているマネージド・フューチャーズ及びレベル３に分類された、様々な商品及び手法のヘッジファンドを組み合わせることで分散投資を図っているファンド・オブ・ヘッジファンズであります。

(9) 不動産は、主に、安定的な賃料収入及び売却収入によるキャピタルゲインの獲得を目的とした国内の不動産ファンドであります。

レベル１に含まれる資産は、主に現金及び現金同等物、国債、上場株式であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル２に含まれる資産は、主に政府機関債、地方債、社債、持分証券及び負債証券の合同運用信託、生保一般勘定、一部のオルタナティブ投資であります。政府機関債、地方債及び社債は、活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。合同運用信託及び一部のオルタナティブ投資は、金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。レベル３に含まれる資産は、主にヘッジファンド、不動産等のオルタナティブ投資であり、評価手法に対する重要な観察不能なインプットを用いて評価しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるレベル３に分類された資産の増減は次のとおりであります。

	前連結会計年度					
	期首残高	期末保有資産の実際運用収益	期中売却資産の売却損益	購入/売却	為替換算による変動額	期末残高
	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
オルタナティブ投資						
その他ファンド	74,603	5,706	531	△3,236	370	77,974
不動産	10,563	91	△2	△796	－	9,856
合計	85,166	5,797	529	△4,032	370	87,830

	当連結会計年度					
	期首残高	期末保有資産の実際運用収益	期中売却資産の売却損益	購入/売却	為替換算による変動額	期末残高
	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
オルタナティブ投資						
その他ファンド	77,974	1,068	△15	2,913	△962	80,978
不動産	9,856	461	－	△27	△78	10,212
合計	87,830	1,529	△15	2,886	△1,040	91,190

拠出予想額

平成28年度における確定給付型退職給付制度への拠出予想額は、約24,183百万円であります。

予測将来給付額

予測将来給付額は、次のとおりであります。

	（百万円）
平成28年度	28,104
平成29年度	29,004
平成30年度	30,393
平成31年度	32,260
平成32年度	33,046
平成33年度～平成37年度	180,238

11　法人税等

当社及び国内子会社に適用される法人税等は、法人税、住民税及び事業税を含んでおり、前連結会計年度における法定税率は35.6%であり、当連結会計年度における法定税率は33.0%であります。

平成27年３月31日に、日本の税制を改正する法律が成立しました。この改正により、前連結会計年度において、法定実効税率が、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に開始する事業年度においては33.0%に、平成28年４月１日以降開始する事業年度においては32.2%に減少することになりました。この税率変更による繰延税金資産及び負債の調整額は1,036百万円(利益)であり、前連結会計年度の連結損益計算書の「法人税等調整額」に含めております。

平成28年３月29日に、日本の税制を改正する法律が成立しました。この改正により、当連結会計年度において、法定実効税率が、平成28年４月１日から平成30年３月31日までの期間内に開始する事業年度においては30.8%に、平成30年４月１日以降開始する事業年度においては30.6%に減少することになりました。この結果、平成28年４月１日から平成30年３月31日までに解消または実現すると予測される繰延税金資産及び負債に適用される法定税率は30.8%に、平成30年４月１日以降は30.6%に減少しております。この税率変更による繰延税金資産及び負債の調整額は1,859百万円(損失)であり、当連結会計年度の連結損益計算書の「法人税等調整額」に含めております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における法定税率と実効税率の調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
法定税率	35.6	33.0
税率増加・減少(△)要因		
税務上損金に算入されない費用	1.3	1.6
海外税率差異	△3.6	△3.6
未分配利益の繰延税金負債	2.0	1.1
研究開発減税	△2.5	△2.4
評価性引当金増減	1.9	△6.0
日本の法人税率変更による影響	△0.5	1.0
未認識税務ベネフィットに係る調整	1.3	△0.6
段階取得に係る再評価益	△4.0	－
その他	0.7	2.5
実効税率	32.2	26.6

前連結会計年度及び当連結会計年度における納税地域ごとの税金等調整前当期純利益の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
税金等調整前当期純利益		
国内	127,897	110,520
海外	61,069	71,722
合計	188,966	182,242

前連結会計年度及び当連結会計年度における法人税等の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
法人税・住民税及び事業税		
国内	17,045	20,298
海外	23,407	19,928
法人税・住民税及び事業税合計	40,452	40,226
法人税等調整額		
国内	22,420	18,193
海外	△1,962	△9,974
法人税等調整額合計	20,458	8,219
合計	60,910	48,445

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
繰延税金資産		
棚卸資産	38,323	32,946
減価償却費	30,015	26,814
未払費用	34,769	35,552
退職給付引当金	2,274	1,610
年金負債調整額	45,626	63,071
未払事業税	1,495	1,629
税務上の繰越欠損金	30,982	29,307
投資有価証券評価損	14,966	4,573
貸倒引当金	6,613	6,224
その他	43,665	38,454
	248,728	240,180
控除：評価性引当金	△67,084	△46,111
繰延税金資産合計	181,644	194,069
繰延税金負債		
減価償却費	2,170	2,223
リース	12,868	11,739
未分配利益の税効果	19,871	21,354
売却可能有価証券の未実現利益	27,758	19,151
営業権	11,840	11,195
退職給付引当金	47,654	46,820
その他の無形固定資産	20,095	23,233
その他	11,160	8,500
繰延税金負債合計	153,416	144,215
繰延税金資産純額	28,228	49,854

評価性引当金は、主として税務上の繰越欠損金を有する子会社の繰延税金資産に対するものであり、前連結会計年度においては6,847百万円増加し、当連結会計年度においては20,973百万円減少しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表に計上されている繰延税金資産及び負債は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産(流動資産)	83,196	77,828
繰延税金資産(その他の資産)	10,921	9,040
その他の流動負債	△12	△38
繰延税金負債(固定負債)	△65,877	△36,976
繰延税金資産純額	28,228	49,854

当連結会計年度末における税務上の繰越欠損金は89,529百万円であり、うち45,095百万円は繰越期限がなく、25,939百万円は平成36年度までに繰越期限が到来し、残りの部分については、最長では平成47年度までに繰越期限が到来します。これらの繰越欠損金は子会社で将来発生する課税所得と相殺できるものであります。

当社は、国内子会社で発生した未分配利益については、日本の税法により国内子会社からの配当金が無税であるため、繰延税金負債を計上しておりません。

当社は税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における未認識税務ベネフィットの期首残高と期末残高との調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	3,980	5,211
当期の税務ポジションに関連する増加	415	90
過年度の税務ポジションに関連する増加	1,709	―
過年度の税務ポジションに関連する減少	△46	△441
解決による減少	△847	△796
期末残高	5,211	4,064

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未認識税務ベネフィットのうち、認識された場合に実効税率を減少させる金額は、それぞれ5,211百万円及び4,064百万円であります。

当社は、未認識税務ベネフィットの見積及びその前提について妥当であると考えておりますが、税務調査等の最終結果に関する不確実性は、将来の実効税率に影響を与える可能性があります。当連結会計年度末において、当社が認識している項目に基づく限り、今後12ヶ月以内に重要な未認識税務ベネフィットの増減が生じることは予想しておりません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、連結貸借対照表の未払利息及び課徴金、及び連結損益計算書の法人税等に含まれる利息及び課徴金の金額には重要性がありません。

当社は日本国内の主要な会社においては、平成25年度以前の事業年度について税務当局による通常の税務調査が終了しております。現時点においては、近い将来に当社が移転価格税制に関する税務調査を受ける明確な兆候はありませんが、平成21年度以降の事業年度について税務当局は移転価格税制に関する税務調査を実施する権限があります。

また、海外地域の主要な会社においては、平成23年度以前の事業年度について税務調査が終了しております。

12　純資産の部

日本の会社法では、剰余金の配当に十分の一を乗じた額を資本準備金又は利益準備金として積み立てることとされています。但し、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の四分の一相当額を超える場合には、その超過分については、株主総会の決議により処分可能となっております。

会社法上の剰余金は日本の会計基準に従って作成された会社の個別財務諸表に基づいております。当連結会計年度末における会社法上の分配可能額は、1,294,296百万円となっております。

当連結会計年度に対応する剰余金の配当額は、平成28年６月29日開催の第120回定時株主総会において承認を受けた剰余金の配当額を含めて連結財務諸表に反映しております。

13　その他の包括利益(損失)

前連結会計年度及び当連結会計年度における「その他の包括利益(△損失)累積額」の変動は次のとおりであります。

前連結会計年度

	有価証券未実現損益 (百万円)	為替換算調整額 (百万円)	年金負債調整額 (百万円)	デリバティブ 未実現損益 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高	36,878	10,853	△81,882	△62	△34,213
当期変動額	33,498	83,723	2,648	1,181	121,050
当期損益への組替額	456	－	2,268	△2,099	625
純変動額	33,954	83,723	4,916	△918	121,675
期末残高	70,832	94,576	△76,966	△980	87,462

当連結会計年度

	有価証券未実現損益 (百万円)	為替換算調整額 (百万円)	年金負債調整額 (百万円)	デリバティブ 未実現損益 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高	70,832	94,576	△76,966	△980	87,462
当期変動額	△12,093	△64,921	△34,551	112	△111,453
当期損益への組替額	△7,875	－	1,770	△684	△6,789
純変動額	△19,968	△64,921	△32,781	△572	△118,242
期末残高	50,864	29,655	△109,747	△1,552	△30,780

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ組替えられた金額は次のとおりであります。

	損益計算書科目 (△は損失)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
有価証券未実現損益			
	投資有価証券売却損益・純額	△706	11,990
	その他損益・純額	―	△2
	法人税等	251	△4,113
	非支配持分帰属損益	△1	―
	当社株主帰属当期純利益	△456	7,875
年金負債調整額			
	注記10「退職給付制度」をご参照下さい。	△4,459	△3,131
	法人税等	1,748	1,234
	非支配持分帰属損益	443	127
	当社株主帰属当期純利益	△2,268	△1,770
デリバティブ未実現損益			
	為替差損益・純額	4,351	1,547
	その他損益・純額	―	△138
	法人税等	△1,552	△466
	非支配持分帰属損益	△700	△259
	当社株主帰属当期純利益	2,099	684
	当期組替額合計	△625	6,789

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益（損失）に配分された税効果金額は次のとおりであります。なお、それぞれの金額には非支配持分帰属額を含んでおります。

	前連結会計年度			当連結会計年度		
	税効果調整前（百万円）	税効果額（百万円）	税効果調整後（百万円）	税効果調整前（百万円）	税効果額（百万円）	税効果調整後（百万円）
有価証券未実現損益						
当期変動額	50,870	△17,030	33,840	△16,210	3,961	△12,249
当期損益への組替額	706	△251	455	△11,988	4,113	△7,875
純変動額	51,576	△17,281	34,295	△28,198	8,074	△20,124
為替換算調整額	94,747	△589	94,158	△73,515	629	△72,886
年金負債調整額						
当期変動額	8,495	△3,047	5,448	△63,176	21,406	△41,770
当期損益への組替額	4,459	△1,748	2,711	3,131	△1,234	1,897
純変動額	12,954	△4,795	8,159	△60,045	20,172	△39,873
デリバティブ未実現損益						
当期変動額	2,871	△1,022	1,849	568	△196	372
当期損益への組替額	△4,351	1,552	△2,799	△1,409	466	△943
純変動額	△1,480	530	△950	△841	270	△571
合計	157,797	△22,135	135,662	△162,599	29,145	△133,454

14　契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当連結会計年度末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で10,824百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が5,771百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は5,762百万円であります。住宅ローン保証の期間は、１年から20年であります。これまで、保証債務に関して多額の支払が生じたことはなく、当連結会計年度末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

リース契約

当社は事務所、店舗、倉庫、事務用機器、研究用機器及び従業員用の社宅を賃借しております。

当初の契約期間又は残存する契約期間が１年以上で、解約不能なオペレーティング・リースの当連結会計年度末における未経過リース料の内訳は次のとおりであります。

	（百万円）
平成28年度	14,139
平成29年度	9,125
平成30年度	7,260
平成31年度	4,644
平成32年度	3,035
平成33年度以降	4,731
未経過リース料合計	42,934

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティング・リースに係る賃借料は、それぞれ55,247百万円及び54,561百万円であります。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当連結会計年度末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は16,796百万円であります。当連結会計年度末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、4,201百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より１年間であります。当社の製品保証引当金の増減の明細は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
引当金期首残高	9,228	9,163
期中引当金繰入額	12,378	12,571
期中目的取崩額	△12,380	△11,770
失効を含むその他増減	△63	△822
引当金期末残高	9,163	9,142

15　１株当たり当社株主帰属当期純利益

１株当たり当社株主帰属当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益の計算は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
当社株主帰属当期純利益	110,940	116,402

	前連結会計年度 （株）	当連結会計年度 （株）
平均発行済株式数	482,049,898	465,555,759
希薄化効果のある証券：		
ストックオプション	1,484,184	1,547,371
潜在株式調整後発行済株式数	483,534,082	467,103,130

	前連結会計年度 （円）	当連結会計年度 （円）
１株当たり当社株主帰属当期純利益	230.14	250.03
潜在株式調整後１株当たり 当社株主帰属当期純利益	229.44	249.20

当社は、希薄化効果を有しないため潜在株式調整後１株当たり当社株主帰属当期純利益の計算より除いているものの、将来において１株当たり当社株主帰属当期純利益を希薄化させる可能性のある発行済のストックオプションを前連結会計年度末及び当連結会計年度末においてそれぞれ170,600株及び172,100株有しております。

16　ストックオプション制度

当社は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対し、ストックオプションに基づく報酬制度を有しております。

平成19年９月３日に780個の新株予約権を当社取締役及び富士フイルム株式会社取締役５名に（以下「平成19年度第１ノ１回新株予約権」と記述します。）、1,376個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員及びフェロー30名に（以下「平成19年度第１ノ２回新株予約権」と記述します。）、1,706個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人60名に（以下「平成19年度第１ノ３回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成20年10月１日に1,826個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人66名に（以下「平成20年度第２ノ２回新株予約権」と記述します。）付与しました。なお、新株予約権１個につき、当社株式100株の購入が可能であります。

平成19年度第１ノ１回新株予約権及び平成19年度第１ノ２回新株予約権は権利確定しており、付与日の翌日から11年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、１円に設定されました。

平成19年度第１ノ３回新株予約権は権利確定しており、平成21年７月28日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で4,976円に設定されました。

平成20年度第２ノ２回新株予約権は権利確定しており、平成22年８月29日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,981円に設定されました。

平成21年９月１日に、2,553個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員及びフェロー33名に（以下「平成21年度第３ノ１回新株予約権」と記述します。）、1,816個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人65名に（以下「平成21年度第３ノ２回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成23年１月31日に、2,778個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社執行役員及びフェロー36名に（以下「平成22年度第４ノ１回新株予約権」と記述します。）、1,962個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社執行役員、フェロー及び重要な使用人69名に（以下「平成22年度第４ノ２回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成24年４月２日に、3,860個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人67名に（以下「平成24年度第５ノ１回新株予約権」と記述します。）、231個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人71名に（以下「平成24年度第５ノ２回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成25年４月１日に、3,704個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人67名に（以下「平成25年度第６ノ１回新株予約権」と記述します。）、235個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人72名に（以下「平成25年度第６ノ２回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成26年４月１日に、2,271個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人61名に（以下「平成26年度第７ノ１回新株予約権」と記述します。）、232個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人67名に（以下「平成26年度第７ノ２回新株予約権」と記述します。）付与しました。なお、新株予約権１個につき、当社株式100株の購入が可能であります。

平成21年度第３ノ１回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役

会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り権利行使できます。１株当たりの権利行使価格は、１円に設定されました。
平成21年度第３ノ２回新株予約権は権利確定しており、平成23年８月１日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,828円に設定されました。
平成22年度第４ノ１回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り権利行使できます。１株当たりの権利行使価格は、１円に設定されました。
平成22年度第４ノ２回新株予約権は権利確定しており、平成24年12月25日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,965円に設定されました。
平成24年度第５ノ１回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り権利行使できます。１株当たりの権利行使価格は、１円に設定されました。
平成24年度第５ノ２回新株予約権は権利確定しており、平成26年３月３日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,012円に設定されました。
平成25年度第６ノ１回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り権利行使できます。１株当たりの権利行使価格は、１円に設定されました。
平成25年度第６ノ２回新株予約権は権利確定しており、平成27年２月27日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で1,842円に設定されました。
平成26年度第７ノ１回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り権利行使できます。１株当たりの権利行使価格は、１円に設定されました。
平成26年度第７ノ２回新株予約権は権利確定しており、平成28年２月28日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,803円に設定されました。

平成27年２月26日の取締役会において、1,821個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人57名に（以下「平成27年度第８ノ１回新株予約権」と記述します。）、225個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人61名に（以下「平成27年度第８ノ２回新株予約権」と記述します。）発行することを決議しました。なお、新株予約権１個につき、当社株式100株の購入が可能であります。
平成27年度第８ノ１回新株予約権は平成27年４月１日に付与され、付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り権利行使できます。１株当たりの権利行使価格は、１円に設定されました。
平成27年度第８ノ２回新株予約権は平成27年４月１日に付与され、平成29年２月27日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価

格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で4,205円に設定されました。

平成28年４月27日の取締役会において、1,748個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人63名に（以下「平成28年度第９ノ１回新株予約権」と記述します。）、251個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人65名に（以下「平成28年度第９ノ２回新株予約権」と記述します。）発行することを決議しました。なお、新株予約権１個につき、当社株式100株の購入が可能であります。

平成28年度第９ノ１回新株予約権は平成28年６月１日に付与され、付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から７年間に限り権利行使できます。１株当たりの権利行使価格は、１円に設定されました。

平成28年度第９ノ２回新株予約権は平成28年６月１日に付与され、平成30年４月28日より権利行使可能であり、権利行使可能日から８年間の権利行使期間を有しております。１株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で4,495円に設定されました。

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書において、「販売費及び一般管理費」に計上された報酬費用は、それぞれ647百万円及び778百万円であり、ブラック・ショールズ・プライシング・モデルにより求めた公正価値に基づいて測定しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の報酬費用に関する税効果金額は、それぞれ202百万円及び231百万円であります。当連結会計年度末で未認識の報酬費用はありません。当連結会計年度における新株予約権の行使は2,123個であります。前連結会計年度及び当連結会計年度において付与した新株予約権の公正価値の加重平均はそれぞれ2,584円および3,804円であります。前連結会計年度及び当連結会計年度における権利確定した新株予約権の公正価値総額は、それぞれ638百万円及び775百万円であります。当連結会計年度においてストックオプションの権利行使により受領した現金は、133百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度における新株予約権の状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度			
	株式数 （株）	加重平均 行使価額 （円）	加重平均 残存契約 期間 （年）	本源的 価値総額 （百万円）
期首現在未行使	2,103,100	1,227		
付与	250,300	261		
行使	△272,100	1,032		
期末現在未行使	2,081,300	1,136	17.9	3,559
期末現在行使可能	2,058,100	1,117	18.0	3,559

	当連結会計年度			
	株式数 （株）	加重平均 行使価額 （円）	加重平均 残存契約 期間 （年）	本源的 価値総額 （百万円）
期首現在未行使	2,081,300	1,136		
付与	204,600	463		
行使	△212,300	626		
喪失または行使期限切れ	△21,000	4,976		
期末現在未行使	2,052,600	1,082	18.9	3,650
期末現在行使可能	2,030,100	1,048	19.0	3,650

前連結会計年度及び当連結会計年度において、行使された新株予約権の本源的価値の総額は、それぞれ453百万円及び675百万円であります。

これらの新株予約権の付与日における公正価値は次の前提条件のもとにブラック・ショールズ・プライシング・モデルを用いて見積もられました。

	株価変動性	予想残存期間	予想配当	無リスク利子率
平成19年度第１ノ２回新株予約権	25.980%	１年	25円	0.735%
平成19年度第１ノ３回新株予約権	29.273%	６年	25円	1.285%
平成20年度第２ノ２回新株予約権	28.979%	６年	35円	1.129%
平成21年度第３ノ１回新株予約権	58.623%	１年	30円	0.170%
平成21年度第３ノ２回新株予約権	34.575%	６年	30円	0.738%
平成22年度第４ノ１回新株予約権	23.274%	１年	27.5円	0.145%
平成22年度第４ノ２回新株予約権	34.205%	６年	27.5円	0.584%
平成24年度第５ノ１回新株予約権	28.548%	１年	32.5円	0.105%
平成24年度第５ノ２回新株予約権	38.826%	６年	32.5円	0.459%
平成25年度第６ノ１回新株予約権	28.682%	１年	37.5円	0.055%
平成25年度第６ノ２回新株予約権	36.549%	６年	37.5円	0.180%
平成26年度第７ノ１回新株予約権	36.312%	１年	40円	0.070%
平成26年度第７ノ２回新株予約権	37.091%	６年	40円	0.252%
平成27年度第８ノ１回新株予約権	24.178%	１年	55円	0.020%
平成27年度第８ノ２回新株予約権	29.772%	６年	55円	0.123%

株価変動性は、当社の新株予約権の予想残存期間に対応した直近期間における過去の株価実績に基づき計算しております。予想残存期間は、平成19年度第１ノ２回、平成21年度第３ノ１回、平成22年度第４ノ１回、平成24年度第５ノ１回、平成25年度第６ノ１回、平成26年度第７ノ１回及び平成27年度第８ノ１回については、当社及び富士フイルム株式会社の取締役及び執行役員の任期を勘案し最短の１年を予想し、平成19年度第１ノ３回、平成20年度第２ノ２回、平成21年度第３ノ２回、平成22年度第４ノ２回、平成24年度第５ノ２回、平成25年度第６ノ２回、平成26年度第７ノ２回及び平成27年度第８ノ２回については、付与日から、権利行使期間の中間点までの年数である６年を予想しております。

17　デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場、市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び連結財務諸表に与える影響であります。

キャッシュ・フローヘッジ

一部の子会社は将来予定されている外貨建ての取引先及び関係会社との輸入仕入や輸出売上及び関連する外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約を結んでおります。円の価値が外貨(主として米ドル)に対して下落した場合に、将来の外貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外貨に対して上昇した場合には、将来の外貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

当社は借入債務に係る金利変動リスクを軽減するために金利スワップを結んでおります。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果調整後の金額で連結貸借対照表の「その他の包括利益(△損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に振替えられることとなります。ヘッジとして有効でない又はヘッジの有効性評価から除外されたデリバティブ又はその一部に関する損益が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

当連結会計年度末において、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現損失38百万円(税効果調整前)をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

一部の子会社は外貨建ての予定取引や外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約及び通貨スワップ契約を結んでおります。また、変動利付債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建貸付債権に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効でありますが、一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、これらデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期損益として認識されます。

デリバティブ活動の規模

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
外国為替予約契約(売却)	104,186	106,689
外国為替予約契約(購入)	53,829	51,596
通貨スワップ契約	46,506	56,467
通貨金利スワップ契約	27,057	16,121
金利スワップ契約	151,209	148,691

連結財務諸表に与える影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブに関する連結貸借対照表上の表示科目及び公正価値は次のとおりであります。

	デリバティブ資産		
	貸借対照表科目	前連結会計年度末（百万円）	当連結会計年度末（百万円）
ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	763	1,421
合計		763	1,421
ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	115	230
通貨スワップ	前払費用及びその他の流動資産	－	3,862
通貨スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	915	296
通貨金利スワップ	前払費用及びその他の流動資産	－	871
通貨金利スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	36	1,027
その他	前払費用及びその他の流動資産	－	62
合計		1,066	6,348
デリバティブ資産合計		1,829	7,769

	デリバティブ負債		
	貸借対照表科目	前連結会計年度末（百万円）	当連結会計年度末（百万円）
ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	976	913
外国為替予約	預り保証金及びその他の固定負債	295	10
金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	1,491	3,666
合計		2,762	4,589
ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	78	206
通貨スワップ	その他の流動負債	399	－
通貨スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	884	1,539
通貨金利スワップ	その他の流動負債	2,186	－
通貨金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	95	－
金利スワップ	その他の流動負債	19	12
金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	408	769
その他	その他の流動負債	－	498
合計		4,069	3,024
デリバティブ負債合計		6,831	7,613

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるデリバティブに関する連結損益計算書上の表示科目及び計上金額は次のとおりであります。

キャッシュ・フローヘッジ	前連結会計年度		
	その他の包括利益(損失)累積額への計上額(ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失)累積額から損益への振替額(ヘッジ有効部分)	
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	4,148	為替差損益・純額	4,351
金利スワップ	△1,277	—	—
合計	2,871		4,351

ヘッジ指定されていないデリバティブ	前連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	△1,490
通貨スワップ	為替差損益・純額	184
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	△533
金利スワップ	その他損益・純額	△401
その他	その他損益・純額	△20
合計		△2,260

キャッシュ・フローヘッジ	当連結会計年度				
	その他の包括利益(損失)累積額への計上額(ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失)累積額から損益への振替額(ヘッジ有効部分)		損益認識額(ヘッジの非有効性部分及び有効性評価より除外)	
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	1,554	為替差損益・純額	1,547	—	—
金利スワップ	△986	その他損益・純額	△138	その他損益・純額	△1,189
合計	568		1,409		△1,189

ヘッジ指定されていないデリバティブ	当連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	442
通貨スワップ	為替差損益・純額	2,986
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	2,483
金利スワップ	その他損益・純額	△287
その他	その他損益・純額	△881
合計		4,743

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

営業債権については、大口顧客に対する営業債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積に際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積の方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積にあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

・現金及び現金同等物、受取債権、社債（１年以内償還分）及び短期借入金、支払債務：
　満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

・有価証券、投資有価証券：
　活発な市場のある国債、株式及び公募投資信託等の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券及び私募投資信託等については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。

・預り保証金：
　変動金利の金融商品であるため公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

・社債及び長期借入金：
　社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額（１年以内償還・返済予定分を含む）は、前連結会計年度末において、それぞれ319,939百万円及び317,394百万円であり、当連結会計年度末において、それぞれ320,074百万円及び317,250百万円であります。

　前連結会計年度末及び当連結会計年度末における社債及び長期借入金の公正価値はレベル２に分類しております。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記18「公正価値の測定」に記述しております。

・デリバティブ：
　外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ1,829百万円及び7,769百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ6,831百万円及び7,613百万円であります。

18　公正価値の測定

基準書820は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の３つのレベルに区分することを規定しております。

レベル１　：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格

レベル２　：レベル１に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットが観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル３　：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、現金同等物、有価証券、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

	前連結会計年度末			
	レベル１ （百万円）	レベル２ （百万円）	レベル３ （百万円）	合計 （百万円）
資産				
現金同等物	－	369,429	－	369,429
有価証券				
社債	－	19,033	－	19,033
投資有価証券				
外国政府債	－	271	－	271
社債	－	1,998	－	1,998
株式	150,728	－	－	150,728
投資信託	21,764	3,016	－	24,780
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	－	878	－	878
長期デリバティブ資産				
通貨スワップ	－	915	－	915
通貨金利スワップ	－	36	－	36
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	－	1,054	－	1,054
通貨スワップ	－	399	－	399
通貨金利スワップ	－	2,186	－	2,186
金利スワップ	－	19	－	19
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	－	295	－	295
通貨スワップ	－	884	－	884
通貨金利スワップ	－	95	－	95
金利スワップ	－	1,899	－	1,899

	当連結会計年度末			
	レベル１ （百万円）	レベル２ （百万円）	レベル３ （百万円）	合計 （百万円）
資産				
現金同等物	－	294,291	－	294,291
有価証券				
社債	－	28,012	－	28,012
投資有価証券				
外国政府債	－	253	－	253
株式	128,583	－	－	128,583
投資信託	9,139	－	－	9,139
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	－	1,651	－	1,651
通貨スワップ	－	3,862	－	3,862
通貨金利スワップ	－	871	－	871
その他	－	62	－	62
長期デリバティブ資産				
通貨スワップ	－	296	－	296
通貨金利スワップ	－	1,027	－	1,027
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	－	1,119	－	1,119
金利スワップ	－	12	－	12
その他	－	498	－	498
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	－	10	－	10
通貨スワップ	－	1,539	－	1,539
金利スワップ	－	4,435	－	4,435

レベル１に含まれる資産は、主に上場株式及び公募投資信託であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル２に含まれる資産及び負債は、主に譲渡性預金、社債、私募投資信託及びデリバティブであり、譲渡性預金、社債及び私募投資信託については、マーケット・アプローチに基づく活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産及び負債は、マーケット・アプローチに基づく取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル２に分類しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度においてレベル３に分類された資産及び負債はありません。

前連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産は、減損損失を認識した有形固定資産及びソフトウェアであります。有形固定資産及びソフトウェアについては見積将来キャッシュ・フロー等の観察不能なインプットに基づく割引現在価値法で公正価値を測定した結果、回収可能性がないと判断されたため、前連結会計年度において、当社は当該有形固定資産及びソフトウェアに関して、それぞれ3,968百万円及び3,252百万円の減損損失を認識しており、当該有形固定資産及びソフトウェアの全額を減損しております。減損損失は連結損益計算書の「売上原価」または「販売費及び一般管理費」に含めております。これらは観察不能なインプットを用いて評価しているため、レベル３に分類しております。

当連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産及び負債に重要性はありません。

19　金融債権の状況

金融債権及びそれに関する貸倒引当金

金融債権は、債務者の財政状態や支払の延滞状況に応じて一括評価債権と個別評価債権とに分け、前者については過去の貸倒実績に基づいた引当率を、後者については個別の状況に応じた引当率をそれぞれ用いて貸倒引当金を決定しております。債務者の財政状態や支払の延滞状況に関する情報は、四半期ごとに収集しており、これらに基づいて著しい信用リスクにさらされていると判断された金融債権については、個別の状況に応じた貸倒引当金を設定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった金融債権は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、１年以内に決済される営業債権を除く、金融債権に関する貸倒引当金の増減の明細及び貸倒引当金の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
貸倒引当金期首残高	△6,361	△7,341
期中取崩額	1,231	2,468
期中引当金繰入（△）・戻入額	△1,697	△3,136
その他増減	△514	603
貸倒引当金期末残高	△7,341	△7,406
内：個別評価	△3,781	△3,453
内：一括評価	△3,560	△3,953

その他には、為替換算調整額等が含まれます。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、１年以内に決済される営業債権を除く、金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
金融債権残高	193,407	198,365
内：個別評価	3,781	3,453
内：一括評価	189,626	194,912

当連結会計年度における金融債権の売買の金額に重要性はありません。

期日経過金融債権の年齢分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、１年以内に決済される営業債権を除く、支払期日を経過している金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
31日超90日以内	3,920	2,233
90日超	5,136	7,361
合計	9,056	9,594

20　事業買収

当社は、再生医療製品の開発加速、再生医療の事業領域の拡大を目的に、iPS細胞を開発、製造する米国企業Cellular Dynamics International, Inc.（以下、「CDI社」と記述します。）を、当社米国子会社の下に設立された買収目的子会社（SPC）を通じて、CDI社の発行済普通株式に対し１株当たり16.5米ドルでの株式公開買付けを実施し、平成27年５月１日(米国東部時間)にCDI社を完全子会社としました。取得価額は33,040百万円であり、取得価額の配分が完了した結果、認識した資産及び引き継いだ負債は次のとおりであります。

	（百万円）
流動資産	3,786
有形固定資産	422
無形固定資産	14,980
営業権	17,443
その他資産	583
流動負債	4,174
取得した純資産	33,040

認識した技術関連の無形固定資産、顧客関連の無形固定資産及びその他の無形固定資産はそれぞれ12,970百万円、857百万円及び1,153百万円であり、償却年数は、それぞれ16年、14年及び約13年であります。営業権は、再生医療事業を含むインフォメーション ソリューションに配分しております。また、その構成は、主として将来の成長や当社既存事業とのシナジー効果となります。なお、当該営業権については、税務上損金算入することはできません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績は、連結損益計算書に含まれております。当該事業の経営成績は、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロフォーマ情報は開示しておりません。

また、前連結会計年度における主な事業買収は次のとおりであります。

富士フイルム㈱は、再生医療製品の開発加速、再生医療の事業領域の拡大を目的に、平成26年12月18日に持分法適用会社であった㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（以下、「J-TEC」と記述します。）の新株予約権を行使し、3,600,000株を6,840百万円で追加取得しました。その結果、当社持株比率は50.27％となり、J-TECは連結子会社となりました。追加取得前に当社が保有していた持分の簿価は2,405百万円であり、追加取得時の相場価格により再測定した公正価値23,629百万円との差額21,224百万円を連結損益計算書の「その他損益・純額」として計上しております。また、追加取得時の相場価格により再測定した非支配持分28,541百万円を連結貸借対照表へ計上しております。

取得価額の配分が完了した結果、認識した資産及び引き継いだ負債は次のとおりであります。

	（百万円）
流動資産	8,046
無形固定資産	662
営業権	50,805
有形固定資産	1,486
流動負債	545
固定負債	904
取得した純資産	59,550

認識した技術関連の無形固定資産は614百万円であり、償却年数は約15年であります。営業権は、再生医療事業を含むインフォメーション ソリューションに配分しております。また、その構成は、主として将来の成長や当社既存事業とのシナジー効果となります。なお、当該営業権については、税務上損金算入することはできません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績は、連結損益計算書に含まれております。当該事業の経営成績は、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロフォーマ情報は開示しておりません。

21　セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の３つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージング ソリューションは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションは、主に業務用分野向けにメディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、オフィスサービス、用紙、消耗品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a.　売上高

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
イメージング ソリューション		
外部顧客に対するもの	360,266	352,922
セグメント間取引	2,391	2,910
計	362,657	355,832
インフォメーション ソリューション		
外部顧客に対するもの	936,177	942,100
セグメント間取引	2,176	1,830
計	938,353	943,930
ドキュメント ソリューション		
外部顧客に対するもの	1,166,944	1,165,361
セグメント間取引	10,117	8,567
計	1,177,061	1,173,928
セグメント間取引消去	△14,684	△13,307
連結合計	2,463,387	2,460,383

b.　セグメント損益

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
営業利益：		
イメージング ソリューション	20,347	32,013
インフォメーション ソリューション	87,280	90,701
ドキュメント ソリューション	87,618	87,954
計	195,245	210,668
全社費用及びセグメント間取引消去	△30,830	△30,042
連結合計	164,415	180,626
その他損益・純額	24,551	1,616
税金等調整前当期純利益	188,966	182,242

c.　総資産

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
総資産：		
イメージング ソリューション	322,103	314,766
インフォメーション ソリューション	1,454,108	1,457,622
ドキュメント ソリューション	1,173,816	1,138,105
計	2,950,027	2,910,493
セグメント間取引消去	△5,441	△3,908
全社資産	557,364	405,385
連結合計	3,501,950	3,311,970

d.　その他の主要項目

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
減価償却費：		
イメージング ソリューション	11,078	12,865
インフォメーション ソリューション	51,184	51,990
ドキュメント ソリューション	62,048	58,092
計	124,310	122,947
全社	2,099	2,013
連結合計	126,409	124,960

設備投資額：		
イメージング ソリューション	7,909	10,167
インフォメーション ソリューション	29,353	39,273
ドキュメント ソリューション	17,261	23,293
計	54,523	72,733
全社	1,604	1,410
連結合計	56,127	74,143

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「ｂ．セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。「ｃ．総資産」における全社資産は、全社共通の目的で保有している現金及び現金同等物、有価証券等であります。「ｄ．その他の主要項目」における全社は、全社共通の目的で保有している固定資産に係るものであります。また、設備投資額は、各セグメントにおける有形固定資産購入額(受入ベースの数値)を示しております。

(2) 地域別セグメント情報

a. 売上高

前連結会計年度及び当連結会計年度における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
日本	1,006,533	983,703
米州	467,960	500,445
欧州	289,277	284,040
アジア及びその他	699,617	692,195
連結合計	2,463,387	2,460,383

米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

b. 長期性資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の長期性資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
日本	363,493	379,161
米州	48,208	49,504
欧州	41,897	37,722
アジア及びその他	73,723	66,214
連結合計	527,321	532,601

米州における長期性資産の大部分は、米国において計上されているものであります。

(3) 主要顧客及びその他情報

前連結会計年度及び当連結会計年度において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは非支配持分に対してオフィス用複写機とその他機器を販売し、また非支配持分より棚卸資産を購入しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の販売金額はそれぞれ、196,710百万円及び204,871百万円、購入金額はそれぞれ、11,610百万円及び11,880百万円であります。

非支配持分とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前連結会計年度及び当連結会計年度でそれぞれ、14,720百万円及び14,889百万円計上しました。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における当該非支配持分に対する受取債権額はそれぞれ、53,469百万円及び48,721百万円、支払債務額はそれぞれ、6,027百万円及び6,045百万円であります。

22　重要な後発事象

当社は、平成28年４月27日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由
株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、将来の機動的な資本政策を可能とするため。

(2) 取得対象株式の種類
普通株式

(3) 取得する株式の総数
15,000,000株（上限）

(4) 株式の取得価額の総額
50,000百万円（上限）

(5) 取得期間
平成28年５月２日～平成28年12月31日

なお、訂正前の連結財務諸表が提出可能となった日現在の状況を記載しております。

⑥ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記９「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【借入金等明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記９「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額に重要性が無いため記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	586,676	1,215,606	1,824,942	2,460,383
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	42,278	81,579	136,333	182,242
当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(百万円)	22,763	44,530	80,266	116,402
１株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(円)	47.38	93.75	170.78	250.03

(会計期間)	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり当社株主帰属四半期純利益金額(円)	47.38	46.36	77.68	79.91

２【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,997	20,989
未収入金	※ 3,326	※ 4,953
未収還付法人税等	6,947	8,455
短期貸付金	※ 114,639	※ 33,525
有価証券	237,231	224,203
繰延税金資産	35	90
その他	657	522
流動資産合計	423,835	292,739
固定資産		
有形固定資産		
建物	657	604
機械及び装置	62	57
車両運搬具及び工具器具備品	41	32
有形固定資産合計	762	694
無形固定資産		
ソフトウエア	326	350
その他	15	10
無形固定資産合計	341	361
投資その他の資産		
投資有価証券	26,778	9,138
関係会社株式	1,503,029	1,503,029
長期貸付金	※ 52,525	※ 62,393
繰延税金資産	5,335	6,480
その他	3,378	3,330
貸倒引当金	△8	△8
投資その他の資産合計	1,591,038	1,584,362
固定資産合計	1,592,142	1,585,418
資産合計	2,015,977	1,878,158

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※ 165,000	※ 160,000
未払金	※ 2,596	※ 1,491
未払費用	※ 794	※ 793
その他	194	206
流動負債合計	168,585	162,491
固定負債		
社債	170,000	170,000
長期借入金	130,000	130,000
その他	368	362
固定負債合計	300,368	300,362
負債合計	468,954	462,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,363	40,363
資本剰余金		
資本準備金	63,636	63,636
その他資本剰余金	－	116
資本剰余金合計	63,636	63,752
利益剰余金		
利益準備金	10,090	10,090
その他利益剰余金		
別途積立金	1,473,305	1,473,305
繰越利益剰余金	50,857	71,103
利益剰余金合計	1,534,253	1,554,499
自己株式	△100,901	△250,228
株主資本合計	1,537,351	1,408,386
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,511	2,713
新株予約権	4,159	4,204
純資産合計	1,547,022	1,415,304
負債純資産合計	2,015,977	1,878,158

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
営業収益	※1 37,867	※1 54,588
売上総利益	37,867	54,588
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,526	※1,※2 3,760
営業利益	34,341	50,828
営業外収益		
受取利息	※1 1,581	※1 1,336
その他	38	2,239
営業外収益合計	1,619	3,575
営業外費用		
支払利息	※1 1,587	※1 1,592
その他	793	52
営業外費用合計	2,381	1,644
経常利益	33,579	52,759
特別利益		
新株予約権戻入益	－	29
特別利益合計	－	29
特別損失		
固定資産除却損	0	－
特別損失合計	0	－
税引前当期純利益	33,579	52,789
法人税、住民税及び事業税	△200	524
法人税等調整額	872	45
法人税等合計	672	569
当期純利益	32,907	52,219

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	40,363	63,636	63,636	10,090	1,473,305	44,504	1,527,899
当期変動額							
剰余金の配当						△26,509	△26,509
当期純利益						32,907	32,907
自己株式の取得							
自己株式の処分						△44	△44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	6,353	6,353
当期末残高	40,363	63,636	63,636	10,090	1,473,305	50,857	1,534,253

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△101,686	1,530,212	1,828	4,034	1,536,076
当期変動額					
剰余金の配当		△26,509			△26,509
当期純利益		32,907			32,907
自己株式の取得	△62	△62			△62
自己株式の処分	848	803			803
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,682	124	3,807
当期変動額合計	785	7,139	3,682	124	10,946
当期末残高	△100,901	1,537,351	5,511	4,159	1,547,022

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	40,363	63,636	－	63,636	10,090	1,473,305	50,857	1,534,253
当期変動額								
剰余金の配当							△31,973	△31,973
当期純利益							52,219	52,219
自己株式の取得								
自己株式の処分			116	116				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	116	116	－	－	20,246	20,246
当期末残高	40,363	63,636	116	63,752	10,090	1,473,305	71,103	1,554,499

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△100,901	1,537,351	5,511	4,159	1,547,022
当期変動額					
剰余金の配当		△31,973			△31,973
当期純利益		52,219			52,219
自己株式の取得	△150,050	△150,050			△150,050
自己株式の処分	722	838			838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,797	44	△2,753
当期変動額合計	△149,327	△128,965	△2,797	44	△131,718
当期末残高	△250,228	1,408,386	2,713	4,204	1,415,304

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として認識しております。

４．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(2)ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

（貸借対照表関係）

※関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
短期金銭債権	55,981百万円	37,011百万円
長期金銭債権	52,525	62,393
短期金銭債務	167,542	161,607

（損益計算書関係）

※１　関係会社に係る取引は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
営業取引による取引高		
営業収益	37,867百万円	54,588百万円
その他の営業取引	1,870	2,220
営業取引以外の取引による取引高	789	788

※２　一般管理費の主な費目及び金額は次のとおりであります。販売費に該当するものは、ありません。

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
給料手当及び賞与	1,502百万円	1,389百万円
株式報酬費用	367	439

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,503,029百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,503,029百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載しておりません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
繰延税金資産		
新設分割設立会社の株式に係る一時差異	6,618百万円	6,269百万円
新株予約権	913	802
投資有価証券評価損	756	645
その他	534	373
繰延税金資産小計	8,821	8,089
評価性引当額	△1,938	△1,251
繰延税金資産合計	6,883	6,838
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,512	△267
繰延税金負債合計	△1,512	△267
繰延税金資産の純額	5,371	6,571

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
法定実効税率	35.6%	33.1%
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△36.4	△31.8
評価性引当額の増加額	0.8	△1.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.0	0.7
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.0	1.1

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は324百万円減少し、法人税等調整額が339百万円、その他有価証券評価差額金が15百万円、それぞれ増加しております。

（重要な後発事象）

１．自己株式の取得

当社は、平成28年４月27日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由
株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、将来の機動的な資本政策を可能とするため。

(2) 取得対象株式の種類
普通株式

(3) 取得する株式の総数
15,000,000株（上限）

(4) 株式の取得価格の総額
50,000百万円（上限）

(5) 取得期間
平成28年５月２日～平成28年12月31日

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	657	7	－	60	604	1,427
	機械及び装置	62	1	－	6	57	165
	車両運搬具及び工具器具備品	41	－	－	9	32	326
	計	762	8	－	76	694	1,919
無形固定資産	ソフトウエア	326	96	30	43	350	－
	その他	15	－	－	4	10	－
	計	341	96	30	47	361	－

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	8	8	8	8

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６　【提出会社の株式事務の概要】

<table>
<tr><td>事業年度</td><td>４月１日から３月31日まで</td></tr>
<tr><td>定時株主総会</td><td>６月中</td></tr>
<tr><td>基準日</td><td>３月31日</td></tr>
<tr><td>剰余金の配当の基準日</td><td>９月30日
３月31日</td></tr>
<tr><td>１単元の株式数</td><td>100株</td></tr>
<tr><td>単元未満株式の買取り・買増し
取扱場所
株主名簿管理人
取次所
買取・買増手数料</td><td>
(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社
－
株式の売買の委託に係る手数料額として別途定める金額</td></tr>
<tr><td>公告掲載方法</td><td>電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。
http://www.fujifilmholdings.com</td></tr>
<tr><td>株主に対する特典</td><td>毎年３月31日及び９月30日現在の株主に対し、保有株式数に応じて以下のとおり自社製品、商品優待割引等を進呈いたします。
<table>
<tr><th colspan="3">対象株主</th><th rowspan="2">優待内容</th></tr>
<tr><th>保有年数</th><th>保有株式数</th><th>基準日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">制限なし</td><td rowspan="2">100株以上</td><td>３月31日</td><td>当社グループヘルスケア商品トライアルキット
当社グループヘルスケア商品優待割引</td></tr>
<tr><td>９月30日</td><td>当社グループヘルスケア商品優待割引</td></tr>
<tr><td>１年以上</td><td>100株以上</td><td>９月30日</td><td>当社グループフォトブック作成クーポン券</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３年以上</td><td rowspan="2">500株以上</td><td>３月31日</td><td>当社グループヘルスケア商品</td></tr>
<tr><td>９月30日</td><td>当社グループフォトブック作成クーポン券</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（注）　当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、会社法第166条第１項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第７　【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)　有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度　第119期（自平成26年４月１日　至平成27年３月31日）平成27年６月29日
関東財務局長に提出

(2)　内部統制報告書及びその添付書類

平成27年６月29日関東財務局長に提出

(3)　四半期報告書及び確認書

第120期第１四半期（自平成27年４月１日　至平成27年６月30日）平成27年８月14日関東財務局長に提出
第120期第２四半期（自平成27年７月１日　至平成27年９月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出
第120期第３四半期（自平成27年10月１日　至平成27年12月31日）平成28年２月12日関東財務局長に提出

(4)　臨時報告書

金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の４の規定に基づく臨時報告書を平成28年３月30日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく臨時報告書を平成28年４月27日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の規定に基づく臨時報告書を平成28年４月28日関東財務局長に提出

(5)　臨時報告書の訂正報告書

平成28年４月27日提出の臨時報告書に係る訂正報告書
平成28年６月２日関東財務局長に提出

(6)　訂正発行登録書

平成26年11月14日に提出した発行登録書の訂正発行登録書
平成27年４月２日関東財務局長に提出
平成27年６月29日関東財務局長に提出
平成27年８月14日関東財務局長に提出
平成27年11月13日関東財務局長に提出
平成28年２月12日関東財務局長に提出
平成28年３月30日関東財務局長に提出
平成28年４月27日関東財務局長に提出
平成28年４月28日関東財務局長に提出
平成28年６月２日関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

平成27年７月15日関東財務局長に提出
平成27年８月14日関東財務局長に提出
平成27年９月15日関東財務局長に提出
平成27年10月14日関東財務局長に提出
平成27年11月13日関東財務局長に提出
平成27年12月15日関東財務局長に提出
平成28年１月15日関東財務局長に提出
平成28年２月12日関東財務局長に提出
平成28年３月14日関東財務局長に提出
平成28年６月15日関東財務局長に提出

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年７月31日

富士フイルムホールディングス株式会社
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　室　橋　陽　二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　三　辻　雅　樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　須　山　誠　一　郎	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フイルムホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表に対する注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則」第３項の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フイルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結財務諸表に対する注記２過去に発行した連結財務諸表の修正再表示に記載されているとおり、会社は連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成28年６月29日に監査報告書を提出した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。